

# 農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO. 31  
第13卷号  
1984.7

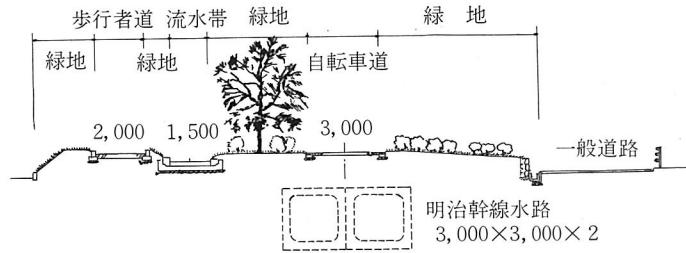


# 農村計画 第31号

## 目 次

### はじめに

1. 土地改良事業の新たなる展開	永田恵十郎	3
2. 農村整備における最近の動向	辻 誠一	7
3. 農村整備の回顧と展望	山本 敏	14
4. 愛知県の農村整備	白浜 明	23
5. 緑のネットワーク	井上 積	31
6. 都市・農村環境結合計画のあらまし	桑名 春義	48
7. ほ場整備と農村開発	青木 章雄	54
8. 田原町の村づくりと土地改良	中神 洋一	65
事務局通信		72
編集後記		74



表紙写真：安城市内の緑道  
明治用水幹線水路を函渠化し上部  
をサイクリングロード（緑道）と  
して使用

# 第6回 農村計画研究部会現地研修集会の開催について

主催 農業土木学会  
農村計画研究部会  
協賛 農村計画学会

## 1. テーマ

「土地改良の新しい展開を求めて」

## 2. 日 時

昭和59年7月26日(木) 研修集会  
7月27日(金) 現地見学

## 3. 場 所

ホテル「ホリディ・イン豊橋」  
ホリディ・ホール  
〒440 豊橋市藤沢町141  
電話 (0532)48-3131

## 4. プログラム

- (1) 研修集会 7月26日(木) 9:00~17:20  
ホテル「ホリディ・イン豊橋」ホリディ・ホール  
9:00~10:00 受付  
10:00~10:30 挨拶  
10:30~11:10 「土地改良事業の新たな展開」  
島根大学教授 永田恵十郎  
11:10~11:40 「農村整備における最近の動向」  
農水省構改局建設部整備課総合整備事業推進室課長補佐  
辻 誠一  
11:40~12:20 「農村整備の回顧と展望」  
東海農政局計画部長 山本 敏  
12:20~13:20 昼食、映画「明日への糧」  
一大きくはばたけ土地改良一  
愛土連

- 13:20~13:50 「愛知県の農村整備」  
愛知県耕地課長 白浜 明  
13:50~14:30 「緑のネットワーク」  
安城市建設部土地改良課長 井上 積  
14:30~15:10 「都市・農村環境結合計画のあらまし」豊橋市環境部施設課長 桑名 春義  
15:20~16:00 「ほ場整備と農村開発」  
愛知県耕地課 青木 章雄  
16:00~16:40 「田原町の村づくりと土地改良」  
田原町経済部長 中神 洋一  
16:40~17:00 質疑応答  
17:00~17:20 「見学先現地の概要」愛知県耕地課  
(2) 懇親会 7月26日(木) 18:30~20:30  
「ホリディ・イン豊橋」  
(3) 現地見学会 7月27日(金) 9:00~16:30  
Aコース ホテル「ホリディ・イン豊橋」→ユーレックス→赤羽根町(温室団地)→伊良湖岬→渥美町(畑地灌漑等)→田原町→豊橋駅  
Bコース ホテル「ホリディ・イン豊橋」→岡崎市(家康館)→安城市(緑道)→安城市農村環境改善センター→名古屋駅

## 5. 参加費用

- (1) 研修集会費(テキスト代、昼食代等) 7,000円  
(2) 現地見学会費(バス代、昼食代等) 5,000円  
(3) 懇親会費 5,000円



## はじめに

農村計画研究部会研修集会担当幹事

佐藤 洋平\*

農村計画研究部会では、昭和59年7月に「土地改良の新しい展開を求めて」を総合テーマとして、第6回現地研修集会を愛知県豊橋市で開催することを企画した。

本号はその研修集会における報告を特集したものである。

農村が都市化するに伴い、農地は住宅用地、工業用地、公共用地、あるいはレジャー施設用地などの利用要求と直面するようになり、多くの農地がこれら都市的利用へと転換されるようになった。また、農業構造にも著しい変化が見られるようになった。そして、農村空間はその構造、機能ともに変化した。こうした変化は、農村空間は即ち農業空間であるという、空間機能同一性の崩壊をもたらした。

土地改良事業は、空間機能同一性を前提に、これら両空間の統一・調和を図るための営為として位置づけられてきた。しかし、様々な空間機能要求とその重層的存在という、今日の農村空間を前提に置くとき、それら空間諸機能間での利害の調整をすすめつつ、国土利用に新たなる秩序を形成することが、土地改良事業の進むべきこれからの方針であろう。

こうした、土地改良事業にとっての現代的課題あるいは土地改良事業が進むべき方向を模索し、明らかにすることを狙いとして、本研究集会は企画された。

研究集会における諸講師の報告の狙いは以下のように要約できる。

永田講師は、土地改良投資の二つの形態を時代的背景と関連づけ、伝統的な豊度増進の土地改良投資の歴史から高度経済成長期を迎えて技術改良促進的土地改良投資が重視されるようになった、土地改良投資の流れをあとづけ、今日、農法転換促進的土地改良投資が登場するに

及んだ背景を概括する。そして、経済効率性だけでは計りえない、国民共有のストックをふくらませるという視点から、21世紀に向けての土地改良事業のあり方を試論すべきことを述べる。

昭和48年度に農村総合整備モデル事業の発足を見てから既に10年の年月が経過した。農村整備の草創期にどのようなことが問題となり、どのような経緯をたどってその制度が発足したか、あるいは、農村総合整備モデル事業発足時における主要な検討事項としてどのようなものが取り上げられたかなどについて、行政実践的視点から山本講師より報告される。そして、辻講師は、十数年の農村整備の実践を踏まえ、農村整備における最近の動向と今後の方向を展望する。

愛知県の農村は、農業振興地域が指定されている81市町村のうちの大多数が都市計画区域内というように、都市近郊農業地域に所在し、畜産や園芸など施設利用型の農業が展開している。都市地域と均衡のとれた農村整備を目標に、そうした都市近郊農業地域における整備を特色とする愛知県の農村整備の概要を、白浜講師は報告する。

明治用水の完成によって飛躍的に農業が発展し、「日本のデンマーク」としてその名を広めた安城市も、自動車産業が栄える豊田市を控え、工業化が急速に進んだ。農業をとりまくこうした環境の変化の中で、土地の計画的利用をすすめつつ、土地基盤整備事業に積極的に取り組み、また、山間地がなく緑の少ないところから、緑と安らぎのある居住環境の創造を進めてきた。安城市において、市街部と農村部が調和のとれた、住みよい町づくりのために進められてきた緑の創造について、井上講師より報告される。

\* 筑波大学社会工学系 (さとう ようへい)

廃棄物の適正処理と有効利用が都市における共通の課題となっており、排出抑制・減量化、ごみの資源化など、その都市に適合した清掃行政が望まれている。従来の、排出実態に対応する施設整備に止まらず、総合的な都市行政への転換が求められている中で、都市廃棄物問題を環境保全、省資源、省エネルギー、農業振興の一環として広く捕らえ、総合的な都市行政の先駆的実験として豊橋市において進められている「ユーレックス」について、桑名講師より報告される。

愛知県におけるほ場整備事業推進の経験は、農業生産の場である農用地の整備と、その農用地を利用・管理する農家の生活の場である農業集落の整備とを一体的に行うことの必要性を再確認させてくれる。青木講師は、ほ場整備事業での非農用地区域の設定に関する豊富な事例を紹介しながら、非農用地制度に検討を加え、ほ場整備事業が農村開発の基礎形成として展開するために検討すべき課題を、整理し、報告する。

田原町は、東三河工業整備特別地域に含まれ、工業化、都市化が急速に進展し、産業構造も大きく変わろうとしている。中神講師は、「緑と太陽のあふれる豊かな都市」をめざして進められている田原町の町づくりの概要およびその中で果たしてきている土地改良事業の役割

について、具体的に報告する。

土地改良事業は、今日、農村と都市とを一体としたような均衡のとれた国土利用を図るべき方向をめざして歩むことを求められている。こうした状況において、以上に概観した諸講師の報告によって構成されるこの度の現地研修集会は極めて意義深いものといえる。

多忙な折りにもかかわらず、講演をご快諾下さった講師の方々に厚く御礼申し上げる。

本研修集会の開催に当たっては、愛知県農地林務部耕地課をはじめとし、愛知県豊橋農地開発事務所、愛知県岡崎農地開発事務所、豊橋市、安城市、田原町等関係機関関係各位より多大なるご支援、ご尽力を賜った。水谷正一、三重大学助教授および東海農政局建設部整備課からは当集会の開催や資料の作成等について多くの有益なご助言を頂いた。また、農林水産省構造改善局建設部総合整備事業推進室および同計画部事業計画課には折々の便宜をお計り頂いた。

こうした多くの方々のご援助をぬきにして、本研修集会の開催も、そして、この豊かな内容をもつ小誌の発刊も、現実のものとなることはなかったであろう。

本誌上を借り、関係各位に厚くお礼申し上げる。

# 土地改良事業の新たな展開

永 田 恵十郎\*

## 1. 土地改良投資の2つの形態

土地改良投資には、豊度増進的土地区画整備と技術改良促進的土地区画整備の2つの形態がある。前者は用排水改良等によって、土地の自然的属性としての豊度を人工的に引きあげ、よりすぐれた生産機能を土地に与えると同時に、そのことによって土地の豊度差を縮小し平準化させるような土地改良のことである。また後者は土地区画整備にみられるように、土地区画の拡大と形状の再編、農道の配置等の土地区画条件の改善によって、農業の資本構成の高度化を促し、技術水準の改善・向上をもたらす土地改良投資である。

豊度増進的土地区画整備は、わが国の水田における最も伝統的な土地改良投資の形態であった。これは、近世以降、高度経済成長期を迎える1960年代までの間、全国各地で重点的に実施されてきたのである。まだ機械化もあまり進まず、農業技術水準の低さを多数の労働力でカバーしなければならなかった時期においては、この形態の土地区画整備は、水稻の収量を引きあげ、生産力を高めるうえで、最も手っとりばやい方法であった。したがって、この形態の土地区画整備は、食糧の供給力を強めなければならない政府にとっても、増産によって所得をふやしたい農家にとっても、ほとんど完全に利害が一致するものであったので、長期にわたって強力に推進されてきたのである。

しかしながら、農業技術の革新が進み、食料に対する国民の需要が多様化し、農業労働力の減少もみられるようになった高度経済成長期になると、技術改良促進的土地区画整備が重視されるようになった。すなわち、農業生産性の向上、農業生産の選択的拡大、農業構造の改

善、自立經營の育成を課題とした基本法農政が登場てくる1960年代に入ると、土地区画整備、農道の開発整備、灌漑の総合整備、草地開発等が重視されるようになるのだが、これらはいずれも、農業資本の構成の高度化、より具体的にいえば農業の機械化に対応し、その定着を狙った技術改良促進的土地区画整備にふくまれるものであった。1963年に創設される土地区画整備事業は、この形態の土地区画整備の政策的推進を意味する出来事だったといえよう。この結果、土地区画整備事業は年ごとに躍進し、1968年以降になると、その事業費は伝統的な土地区画整備

表-1 土地区画整備事業費と基幹用排水改良事業費の推移

	土地区画整備(A)	基幹用排水改良(B)	A/B
昭和35年	123億円	269億円	46%
36	143	326	44
37	193	319	61
38	247	372	66
39	321	435	74
40	450	526	86
41	580	634	92
42	745	773	96
43	936	740	127
44	1,193	815	146
45	1,494	872	171
46	2,158	1,064	203
47	2,496	1,098	227
48	3,395	1,273	267
49	3,588	1,183	303
50	4,154	1,446	288
51	4,812	1,592	302

注：構造改善局設計課『土地改良の全容』1979より引用、作成。

\* 島根大学（ながた けいじゅうろう）

表一2 水稲生産力類型別の水田の改良・整備割合  
(単位: %)

水稻生産力 類型区分	区画形状 整備率	用水・排水 とも完備率
平均	42.7	30.5
360 kg未満	14.8	15.7
360 ~ 419kg	28.0	26.7
420 ~ 479	36.7	26.7
480 ~ 539	55.5	33.6
540 ~ 599	59.7	42.0
600 kg以上	63.9	43.3

資料: 農林省統計情報部「市町村を単位とした日本農業の地域構造農業生産類型別の地域構造」昭和53年9月より作成。

注: 類型区分は、昭和48年産から50年産までの3か年間平均10a当たり収量を用い、全国市町村を類型化したもの。また、区画形状整備率は10a以上の水田区画面積が類型区分市町村の全水田面積に占める割合を示す。用水・排水とも完備率についても同じ。ただし、数字は両者とも昭和50年現在。

あつた用排水改良の事業費を上回るほどの伸びをみせるようになった(表一1)。

水田の場合についていえば、2つの形態の土地改良投資が継続的に実施されたことにより、戦後の稻作改良諸技術の定着条件がつくりだされ、高いレベルでかつ安定した稻作生産力の実現と米の自給体制の確立に大きく寄与した。表一2は、そういう事情を包括的に知るために掲げたものである。水稻収量水準が高く、单収が高くすぐれた豊度をもつ水田が多い市町村ほど、区画整備の割合が高く、用排水施設の完備割合もとのえられることを、この表から読みとくことができる。それぞれの形態の土地改良投資がもつ効果がよりあわざり、相乗化された結果とみてよいだろう。

## 2. 「第3次土地改良長期計画」における農法転換促進的土地改良投資の登場

2つの形態の土地改良投資は、原則として対象とする農地の土地利用は変更されないことを前提としていたし、土地利用の変更が行われる場合でも畑から水田への転換が普通であった。だが、水田利用再編対策の実施に

ともない、今までの土地利用を積極的に転換していくための土地改良投資が要請されるようになった。汎用化水田の造成がそれである。

汎用化水田とは、夏期に稻作にも畑作にも利用できる水田のことであり、したがって田畠輪換農法の定着可能な水田を積極的に造成していくことが、今後における土地改良事業の新たな課題とされているのである。昭和58年4月12日閣議決定の「第3次土地改良長期計画」は、このことについてつぎのように述べている。

「田については、田畠輪換が可能な汎用田としての条件整備を進めることを重視し、は場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土等の総合的実施の必要性を強調している。昭和48年5月1日閣議決定の「第2次土地改良長期計画」が、「田畠輪換等による畑作物の導入の観点を含めた田地の改良」としていたのに比べると、汎用化水田の造成が今後の土地改良事業の重要な課題の一つとして、きわめて明確に位置づけられるようになったということができよう。

同計画によると、57年度末の汎用化水田95万haを目標年次である67年度末までに193万haに拡大し、目標年次水田面積の68.7%を汎用化水田化することになっている(表一3)。これは、67年度末の予想転作面積74万haをはるかにこえる面積であることから考えると、汎用化水田の造成は、水稻作付面積のたんなる減少ではなく、日本農業がもつ水田のかなりの部分に田畠輪換農法を定着させ、水稻単作が支配的なこれまでの水田農法とは異なる

表一3 汎用化水田の整備目標

地目	57年度末の 整備済面積 (推計)	今後10年間の 整備・造成		67年度末の 整備済面積 万ha
		整備量 万ha	造成量 万ha	
田	95	98	—	193
畠	82	61	47	190
計	177	159	47	383
参考	農地面積541 万haに対する 整備率33%			農地面積550 万haに対する 整備率70%

注: 「第3次土地改良長期計画」による。

農法を、積極的につくりだそうとする土地改良投資として位置づけることができよう。その意味において、汎用化水田造成のための土地改良投資を農法転換促進的土地改良投資と呼ぶことにしよう。

ところで、この形態の土地改良投資は、前述した2つの形態の土地改良投資に比べいくつかの点で異なっているように思われる。

第1は、単位面積当たりの土地改良事業が、今までの土地改良投資に比べて高くなることである。さきに引用した「第3次土地改良長期計画」が述べているように、汎用化水田を造成するためには各種の農業土木の工法を1つのセットとして総合的に実施する必要があるので、当然のこととして事業費のアップが想定されよう。整備水準の高い農地造成とは、つまるところ、単位面積当たりの事業費単価の高い農地造成ということになるわけである。

第2は、作付が期待される畑作物は、現在の価格体系と技術水準のもとでは稲作の地代形成力に及ばないということである。したがって、高い事業費負担に耐えうるような田畠輪換農法を定着させるためには、今までの形態の土地改良投資に比べ、一段と高い収益性と生産性の向上が必要となるわけである。

第3は、田畠輪換農法が定着するためには、一定の合理的な輪作体系の成立が必要であるが、農場制をとらないわが国において輪作体系を定着させるためには、個別経営の枠内だけでは限界があるので、一定の範囲の地域を単位とした作付方式の再編が不可欠になることがある。

以上の問題を解決するためには、価格政策、技術政策等のあり方を、改めて検討しなおす必要がある。が、さしあたり、個別経営レベル、地域農業レベルに範囲を限定して考えると、個別経営の構造再編をふくむ地域農業計画と連動させた土地改良投資計画の樹立が必要になる。汎用化水田の造成という農法転換促進的土地改良投資をひろく進めていくためには、形式的に一定のハードウェアを整備するだけに止るのではなく、個別経営の発展と結びついた地域農業計画の策定といったソフトウェアの問題に、十分の考慮を払わなければならぬのである。今後の土地改良事業の新たな展開のためには、ソ

フトなシステムの形成が必要とされるゆえんである。

### 3. 農業がもつ4つの公共的機能と土地改良事業

よくいわれているように、自然との直接的なかかわりを通じて生産活動を営む農業は、工業ではもつことのできないすぐれた公共的機能をもっている。

その第1は、良質、安全で多様な食料を安定的に、かつ可能な限り安く消費者に供給することであり、第2にそのことを通じて、地域経済を活性化することである。さらに第3は、大規模な自然破壊を行うことなく、自然、国土を保全することであり、第4は人間の人格形成のうえで不可欠な情操教育の場の提供、人間の活力を再生産し、充実させるレクリエーションの場の提供等である。これらのうち、第3、第4の機能は市場で売買されず、にわかに金銭で対価しにくい非市場的なものである。しかしそれは、農業、林業等の第1次産業のみがもちろん貴重な機能である。工業の場合は、むしろこの目にみえにくいすぐれた機能を、こわしてしまうことさらあることに注意すべきであろう。

ところで、土地改良事業はこれらの4つの機能を強化するうえで寄与するところが大きい。

構造改善局の「農業水利資産調査」によると、いま日本農業がもっている水利資産は、昭和50年価格換算で3兆5千億8,000万円である。日本は、膨大な水利資産のストックをもっている数少ない国の1つだといってよいのだが、それは長い歴史のなかでたえまなく続けられてきた土地改良一豊度増進的土地改良投資と技術改良促進的土地改良投資によって生み出されたものである。別のいい方をすれば、長い歴史のなかで人々が日々として続けてきた土地をみがく、労働の蓄積が3兆5千億8,000万円なのである。

『土地をみがく』人々の行為がもつ意義は、農業経営を充実させるという私的経済活動の範囲だけに止るものではなかった。それは、農業がもつ公共的な諸機能にみがきをかけるという社会的意義も、実はもっていたからである。この点は、豊度増進的土地改良投資や技術改良促進的土地改良投資が、戦後の農業経営の充実、発展に大きく寄与しただけでなく、米の国内自給体制を達成するうえでの基本的条件になったことを想起すれば、容易

表-4 水田の雨水貯留機能で節約されたダム建設費の試算結果（昭和55年価格換算）

	水田貯水容量 容量 ①	トン当たり 建設費の治 水負担額 ②	水田の貯水 容量に相当 するダムの 建設費 ①×②=③	左のダムの 年当たり償 却額 ③÷80年 =④	左のダムの 建設費年利 ③×0.06 =⑤	左のダムの 年当たり維 持管理費 ③×0.025 =⑥	年当たりの ダム建設費 ④+⑤+⑥
現在	51億トン	1,200円	61,200億円	765億円	3,672億円	1,530億円	5,967億円
全国の水田では場整備が完了した時	81億トン	1,200円	97,200億円	1,215億円	5,832億円	2,430億円	9,477億円

注：試算方法は、永田恵十郎「水田がもつ自然・国土保全機能の経済的・社会的評価」農林統計調査1982年12月号を参照。

に理解することができよう。つまり、これらの形態の土地改良投資は、農業がもつ第1の公共的機能を具体的に発現させるうえで、きわめて大きな役割を果たしてきたのである。土地改良事業がもつすぐれた公共的役割の1つだということができよう。

だが、よく考えてみると土地改良事業が果たす公共的役割は、その点だけではなく、たとえば農業がもつ第3、第4の公共的機能をみがきあげていることにも注目する必要がある。今までの土地改良事業は、第3の公共的機能の強化に役立ってきたし、また集落環境整備等の土地改良事業は第4の機能の十全な発現とかかわるところが大きいはずだからである。これらのうち、第3の公共的機能と土地改良事業とのかかわりについて、もう少し詳しく考えてみよう。

表-4に示した試算結果によると、水田の雨水貯留容量は、現在で51億トン、将来約300万haの水田がすべては場整備されたときのそれは81億トンである。ということは、現在の日本列島の水田は適切な管理が行われたときには、51億トンの洪水調節容量をもつダムに等しい治水機能をもっていることを意味している。したがって、水田を適切に管理する条件が失われ、洪水調節容量をダム建設等の治水事業に肩替りさせなければならなかつたとすれば、そのコストは1か年当たり5,967億円で、10a当たりにすれば約2万円、全水田のは場整備が完了したときには、3万円強となる。いいかえると、日本列島の水田は、毎年の私的生産活動によって、約1,000万トンの米とその他の農産物を生産するだけでなく、同時に毎

年約6,000億円の治水費用を節約し、これを無償で日本列島の住民に提供しているのである。水田がかくしもつている治水費用の節約額の大きさを、改めて知ることができよう。

以上の行論からわかるように、この膨大な治水費用の節約は、水田の適切な管理が前提となっているのだが、土地改良事業がそういった前提条件をつくりだすうえで不可欠の役割を果たしてきたことはいうまでもない。また、全国の水田には場整備が及んだときには、治水費用がより大きなものにふくれることは、表-4の試算が示す通りである。土地改良事業は目にみえない形で、農業がもつ公共的機能の強化に寄与しているといわなければならない。

21世紀に向けて、よりゆたかな人間社会を建設していくためには、農業がもつ公共的機能、つまり工業がもつことのできないすぐれた公共的機能は、ますます重視されなければならないだろう。それは、数字より大切な目にみえないものであり、経済効率性だけでは計りえない国民共有のストックをふくらませていくものである。したがって、21世紀に向けての土地改良事業のあり方は、そういった視点をぬきにしては議論できないと考えるべきであろう。のことからみても、農法転換促進的土地改良投資のあり方と関連させて指摘しておいたソフトなシステムの形成は、ますます重要な社会的意義をもつものであろう。「第3次土地改良長期計画」の実施過程は、そういう意義をもつソフトなシステム形成をつくりだす階梯となることを、国民は望んでいるといえよう。

# 農村整備における最近の動向

辻 誠一\*

## 1. 農村の役割

稲作を中心とした農耕民族国家として発達した我国では、従来、国の生産のほとんどは米等の農村からのものであり、都市は政事を行う場であり、農村で生産された物の簡単な加工と流通を助けるために農村の間に点在し、国の生産量の面からみると農村を補完的に支えるものにすぎなかった。

明治以降、近代化の波が急速に広がり、従来、農村に居住していた人々が都市に移り住んだり、都市で営まれる産業の生産額の伸びが農業の伸びに比べて著しく増大した結果、農村と都市の力関係が逆転し農村の社会生活に大きな変化を生じている。特に、戦後の高度成長期における都市人口や都市的利用区域の拡大が著しく、結果

的に農村の過疎化や農業従事者の老齢化、女子化を招き、農地の荒廃や農業用水の汚濁、土地利用上の混乱等、それまで何十年という歴史を経て組み立てられた農村の秩序がいとも簡単に崩壊していくのが各地でみられるようになった。

土地利用の点だけみても、農振法、国土利用法、都市計画法等で計画的に利用されることになっている国土は、地価高騰等に対する土地所有者の思惑もあり、法律が意図したような計画的な利用形態を示していない現状も各地にみられる。

しかしながら、我国の農村の基本的な役割が決して変化したわけではなく、面積的、人口的に狭められれば狭められる程むしろ重要となってきているのも事実である。農村がもつ恒常的な機能、すなわち、①食料等の安定的供給、②都市住民に対する居住の場の提供、③都市

表-1 農村地域(非DID地区)の人口及び面積の推移と見通し

	昭和35年	45	50	55	65(試算)
総人口(万人)	9,342	10,167	11,194	11,706	12,283
農村地域(非DID地区)					
人口(万人)	5,259	4,867	4,812	4,713	4,665
面積(万ha)	3,709.1	3,710.9	3,692.6	3,676.9	3,663.1
DID地区					
人口(万人)	4,083	5,600	6,382	6,993	7,618
面積(万ha)	38.7	64.4	82.8	100.2	114.0

資料：総理府「国勢調査」

注：1. 65年の総人口は、厚生省人口問題研究所の中位推計値(56年)である。

2. 65年のDID、非DIDの人口、面積は、総人口、国民総生産を説明変数とする回帰式により計算したものである。

\* 農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室 (つじ せいいち)

産業の立地の場の提供、④国土及び自然環境の保全、⑤伝統的な民族文化の継承等について今こそ再認識されるべきであろう。

戦後の高度成長期において日本経済は未曾有の発展をとげたが、これに対して農村は都市への労働力の供給、都市的な土地、水需要への農村資産の割愛等により一定べきであろう。

表-2 農地転用面積の推移と用途別内訳

(単位: ha)

年 次	年 平 均 転用面積	都市的 土地 利用 へ の 転用			農林業的 土地 利用 へ の 転用
		住 宅 用 地	商 工 業 用 地	公 共 用 地	
25～29	10,249	9,666	1,864	1,876	5,926
30～34	14,120	13,458	4,158	3,171	6,129
35～39	31,494	28,378	9,139	10,795	8,444
40～44	41,569	35,058	14,817	11,286	8,955
45～49	58,909	44,153	18,272	14,671	11,210
50～54	32,466	25,786	10,493	7,491	7,802
55	30,769	23,502	8,832	6,815	7,855

資料：農林水産省「農地移動実態調査」、同「農地年報」による。

注：農林業的土地利用への転用とは、農地から植林・農業施設用地への転用である。

表-3 農用地及び森林の公益的機能(試算)

(59年度：単位：億円／年)

	農用地評価額	森林評価額	評価の概要
水資源かん養 (洪水調節を含む)	8,500	35,000	農用地又は森林土壤の水貯留能力(水田560億トン、森林2,300億トン)を、ダムで代替した場合の評価額
土砂流出防止	1,000	51,800	農地又は森林により抑止されている土砂流出量(農地1.1億m <sup>3</sup> 、森林5.7億m <sup>3</sup> )を、砂防えん堤で代替した場合の評価額
土壤崩壊防止	—	1,200	森林により抑止されている崩壊砂量(1.3億m <sup>3</sup> )を、砂防えん堤で代替した場合の評価額
土壤による浄化	1,400	—	耕種農家による畜産廃棄物等の農地還元量(1,700万トン)を、都市ゴミ収集経費により評価した額
保健休養	2,300	34,300	農地を緑地空間として最小限維持する費用及び観光農園、森林レクリエーションに消費された費用により評価した額
野生鳥獣保護	—	10,200	森林の鳥獣生息数を推計し、これによる虫害防除費、材質低下損害費の軽減額により評価した額
酸素供給、大気浄化	108,500	112,000	農作物又は森林の酸素供給量を市販酸素価格で評価した額
小計	121,700	244,500	
計	366,200		

注：農林水産省公害対策室試算による。

の役割を果たしている。

最近における安定成長と称される日本経済の伸びの鈍化傾向の結果、今までさほど振り向きもされなかつた農村のもつ機能が見直されつつあり、特に、農業や林業を通してたゆまずゆっくり維持培養された緑資源や、農村がもつ潜在的な公益的機能に対して高い評価が与えられている（農林水産省の試算によると農用地及び森林のもつ公益的機能の総額は、年間36兆6,000億円に達するとされている）。

## 2. 農村における今日的問題

今日、我国の農村社会では混在化、兼業化、中核的担い手の減少、山村を中心とした過疎化の進行等により農村資源を維持管理していく上で、次のような様々な問題が生じている。

- (1) 住民意識の多様化に伴う共同体的慣習の弱体化。
- (2) 土地、水等地域資源を共同利用、管理する農村社会機能の低下。

- (3) 農地管理の粗放化。
- (4) 里山等森林利用、管理の低下。
- (5) 土地利用のスプロール化、農業用水の汚濁等の進行。

そこで、上記の問題に対応するため行政レベルにおいて各種の検討が行われている。

## 3. 農村計画制度の具体的対応方向（農村計画制度研究会中間報告(58年9月)より）

昭和55年10月、農政審議会から「80年代の農政の基本方向」が答申され、この中で、「農村の土地利用秩序の形成、総合的な地域計画の樹立等をねらいとして、農村計画制度についても検討する必要がある」と指摘された。そこで、農林水産省では、農村計画制度研究会を発足させ、農村計画制度全般について検討をすすめ58年8月に中間報告が提出されている。

この報告書によると、農村計画は、農業振興を基本とした地域の総合的な計画とすることが適当であるとし、その制度化に当たって必要となる検討方向は、(1)農業の

表一4 農村における施設の管理実態調査（例）

農家率	総 農 業 集 落 数	農道の管理方法別農業集落数			農業用用排水路の管理方法別農業集落数 (沖縄県を除く)					
		集 落 が 管 理		集落とし ては管理 し な い	集 落 が 管 理		集落とし ては管理 し な い	農業用用 排 水 路 が な い		
		共同作業 で 実 施	人を雇つ て 行 う	計	共同作業 で 実 施	人を雇つ て 行 う	計	共同作業 で 実 施	人を雇つ て 行 う	計
全 国	134,348	90,900	565	91,465	42,883	84,236	603	84,839	36,589	12,210
10%未満	8,961	3,675	39	3,714	5,247	4,128	39	4,167	2,610	2,112
10 ~ 20	8,797	4,775	64	4,839	3,958	5,040	57	5,097	2,322	1,305
20 ~ 30	8,064	4,902	44	4,946	3,118	4,876	37	4,913	2,043	1,032
30 ~ 40	8,031	5,192	44	5,236	2,795	5,033	40	5,073	2,093	795
40 ~ 50	8,757	6,113	45	6,158	2,599	5,648	51	5,699	2,197	778
50 ~ 60	10,983	7,886	43	7,929	3,054	7,162	50	7,212	2,788	854
60 ~ 70	13,740	10,082	63	10,145	3,595	9,120	70	9,190	3,552	900
70 ~ 80	16,984	12,697	75	12,772	4,212	11,511	87	11,598	4,311	1,009
80 ~ 90	22,435	16,571	86	16,657	5,782	14,805	94	14,899	6,289	1,200
90%以上	27,592	19,007	62	19,069	8,523	16,913	78	16,991	8,384	2,195

資料：農林水産省『農林業センサス』55年。

振興と農用地の適正な利用・管理、(2)緑資源としての森林の適正な利用・管理、(3)土地・水利用秩序の維持形成と生活環境整備をメインテーマとし、具体的には次のことを検討することが必要であるとしている。

(1) 農業の振興と農用地の適正な利用・管理に関して

- ① 地域における作目構成、生産量の目標、生産技術や生産性の向上の目標等を明らかにする。
- ② 地域農業集団の育成に関する事項、農用地の利用の増進に関する事項、農業の担い手の育成に関する事項等を明らかにする。
- ③ 農業生産基盤や農業近代化施設の整備とその適切な利用・管理を明らかにする。また、ローカルエネルギーの利用を積極的に推進する。
- ④ 地場産業の育成や工業導入等を通じて就業機会を確保し、地元における安定就業の促進を図る。

(2) 緑資源としての森林の適正な利用・管理に関して

- ① 森林全般の適正な利用・管理を図り、森林の持つ経済的・公益的機能の高度発揮に努める。
- ② 林業生産基盤の整備と農林家の就業機会の確保を図る。
- ③ 農地等として利用すべき森林については、その農業上の利用を増進するため、土地利用についての権利調整手法等を改善する。
- ④ 入会林野等についての高度利用促進対策を講ずる。

(3) 土地・水利用秩序の維持形成と生活環境整備に関して

- ① 集落居住地及びその周辺の区域における土地利用計画制度と集落を基礎とした住民協定制度の創設を図る。
- ② 非農地需要に円滑に対応しつつ新しい非農地の生み出しの仕組みの創設を図る。
- ③ 集落道、集落排水施設等の生活環境基盤及び生活環境施設の計画的整備を行う。
- ④ 水資源の賦存状況、需給状況等を十分勘案し、これにより適切な水利用を図る。
- ⑤ 排水の処理対策について地域全体で必要な対応をなし得るような体制の充実・整備を図る。
- ⑥ 農業用水利施設等の整備に当たっては、生活用水、防火用水等の地域用水についても配慮する。

- ⑦ 広域的水利組織の活動の活性化を図る。

#### 4. 法改正の動き

農政審議会や農村計画制度研究会で取り上げられた問題のうち、現実に政策上の要請がありかつ緊急性の高い課題に応えるものとして、今回の国会で農振法と土地改良法の改正が審議されている。

(1) 農振法改正案の概要

① 農業振興地域整備計画の内容の整備拡充

農村地域における兼業化、混在化の進展等に対応し、構造政策の総合的推進による農業の体質強化等を図るために市町村農業振興地域整備計画について、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進、農業従事者の安定的な就業の促進及び農業構造の改善を目的とする生活環境の整備に関し、必要な計画事項の整備拡充を行う。

② 協定制度の創設

兼業化、混在化の進展等に伴う農業用排水路の管理の粗放化、農業用施設の適切な配置を確保する必要性等地域の営農環境上の様々な問題に適切に対処するための手法として、農業振興地域内の土地所有者等が、次のような事項についての申合せ（協定）を締結する制度を設ける。

ア 農業用排水路、農業集落排水施設等の維持運営機能の確保

イ 一定の農業用施設の適切な配置

③ 交換分合制度の拡充

里山等の農用地開発適地の権利調整を円滑に行えるようするため、農用地区域内の農用地開発を希望しない者の所有する林地等と希望する者の所有する林地等の間で交換分合が行えるようにする等の制度の拡充を行う。

(2) 土地改良法改正案の概要

① 農業用排水路等の管理に関する土地改良区の協議請求制度の拡充

主として都市近郊地帯や純農村地帯において地域排水路としての機能を有する農業用排水路等の管理に関する市町村と土地改良区との協議制は現在各地で活発に行われつつあるが、この協議制の一層の実効を確保し、農業用排水路等についての都市的排水の利用増大による管理

費の増大等の懸案課題の解決を円滑に進めるため、土地改良区は市町村との協議がととのわない場合には、管理方法、管理費の分担割合等について、知事の裁定を求めることができることとする。

② 土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業の実施手続の明定

農村地域の混住化の進展に伴う農業用排水路の水質汚濁を防止し、適切な農用地の保全・利用を図るため、現に農業生産基盤整備事業の一つとして実施されている農業集落排水施設整備事業を土地改良区の今後の新たな役割として位置づけ、事業遂行のための条件等事業実施手続を法定化する。

③ 換地制度における非農用地の創出手法の改善  
は場整備後の換地において、優良農用地を集団的に確保しつつ併せて非農用地を適切な位置、規模で生み出す手法を拡充し、もって農用地のスプロール化の防止と非農用地需要への円滑な対応を図る。

④ 一定の土地改良事業に係る同意徴集手続の簡素化

⑤ 土地改良区の総代会の設置要件の緩和

⑥ 都道府県土地改良事業団体連合会の事業内容の充実

## 5. 昭和59年度農村総合整備事業予算について

(1) 昭和59年度における国的一般会計予算規模は、50兆6,272億円で対前年比100.5%と緊縮予算と呼ばれた前年度予算の伸び率(101.4%)を更に下回ったものとなっている。

一般歳出については、一種聖域化した観のある防衛関

係費、对外経済協力費が前年度を大きく上回ったのに対し、農業基盤整備費を含む公共事業関係費は、6兆5,200億、前年度比98.0%に縮減され、極めて厳しい内容となつた。

昨年度の予算で土地改良関係者の悲願であった9,000億円を獲得した農業基盤整備費も、公共事業関係費の平均伸び率よりは上回ったものの8,919億円と前年度比99.1%に留まった。

(2) その中で農山漁村の総合的整備を行い農業生産性の向上、活力ある農村地域社会の建設を図る農村総合整備事業は、かんがい排水事業、畑地帯総合土地改良事業と並んで、抑制基調の中で重点事項として位置付けられ、対前年比102.1%と第1位の伸びを確保している。

農村総合整備事業の59年度事業費は、675億円(国庫補助分)で、農村基盤総合整備事業、農村総合整備モデル事業については、おおむね農業基盤整備費と歩調を合わせたものであるが、昨年度創設の農業集落排水事業は対前年比200%要求が全額認められ、国費で43億円強に大幅な拡大がなされた。

新規採択の総事業費に関しては

① 農村基盤総合整備事業(ミニ総合事業)は、継続事業の進捗を図る観点から、171億円と対前年比約70%に抑制した。

② 農業集落排水事業は、新規採択枠についても200億円を確保し対前年比276%という伸び率となった。

③ 農村総合整備モデル事業は、59年度より第3期農村総合整備計画作成地区の採択に入る予定で、70地区区分総額1,075億円(対前年比81.4%)を確保した。また実施計画の作成予定地区数は70地区、国土庁所管の農村総合整備計画作成予定地区は継続地区の促進、新規採択抑制の観点から63地区と決定された。

表-5 農村基盤総合整備パイロット事業地区数

年度 事項	4 7	4 8	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9
新規採択地区数 (累計)	4	6 (10)	5 (15)	5 (20)	4 (24)	—	—	—	—	—	—	—	—
完了地区数										1		1	未
実施地区数	4	10	15	20	24	24	24	24	24	23	23	22	

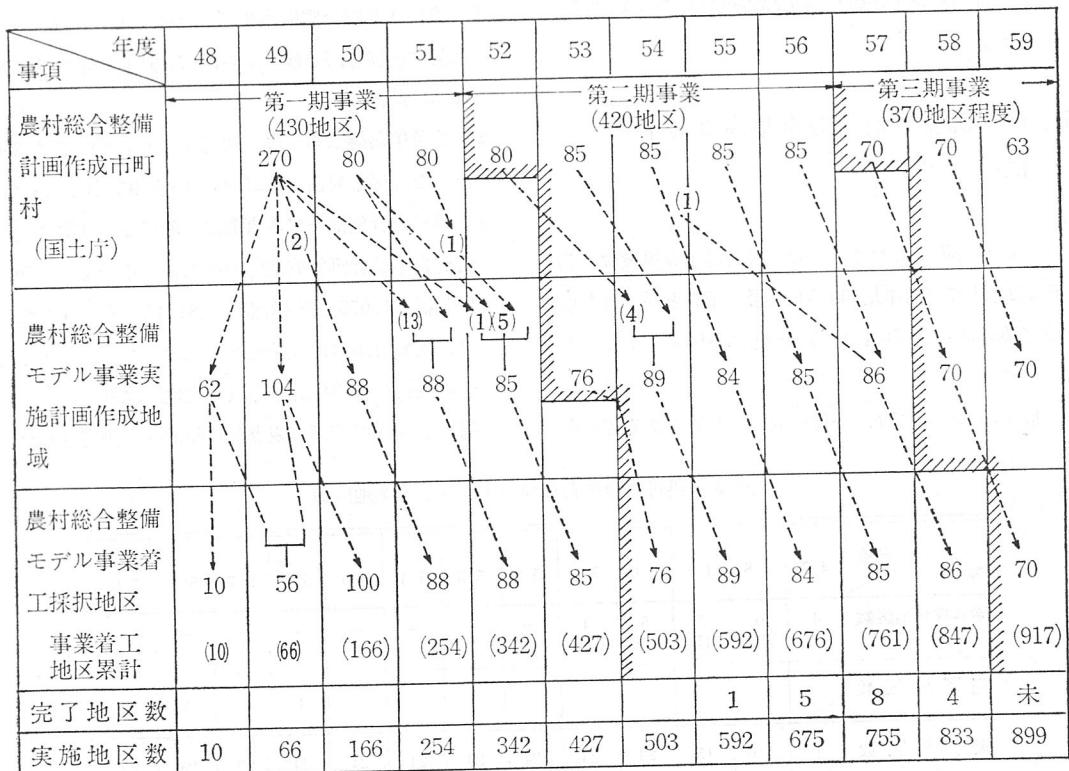
表一 6 農村基盤総合整備事業地区数

年度 事項	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9
新規採択地区数 (累計)	50	105 (155)	116 (271)	112 (383)	115 (498)	91 (589)	52 (641)	51 (692)	33 (725)
うち生活環境整備 特例地区(累計)					4	12 (16)	7 (23)	10 (33)	6 (39)
完了地区数					1	16	21	22	未
実施地区数	50	155	271	383	498	588	624	654	665

表一 7 農業集落排水事業地区数

年度 事項	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9
新規採択地区数 (累計)	9	4 (13)	8 (21)	5 (26)	14 (40)	15 (55)	16 (71)	45 (116)
完了地区数			1	2	1	2	4	未
実施地区数	9	13	21	25	37	51	65	106

表一 8 農村総合整備モデル事業年度別地区数経緯表



表一9 農林水産省で実施している主な生活環境整備関係事業(昭和59年度)

事業名	事業発 足年度	59年度 予算額 百万円	1地区当たり 事業費 百万円	補助 率 %	対象地域	事業種目(生活環境整備種目のみ)									
						集 落 道	集 落 排 水	營 農 飲 雜 用 水	用 地 整 備	防 災 安 全	農 村 公 園	環 境 管 理	集 会 施 設	特 認	
農村総合整備モデル事業	48	41,657	1,536	50	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農村基盤総合整備事業	51	21,462	430	55	集落圏 (数集落)	○	○	○	○	○	○	○			○
農業集落排水事業	58	4,334	450	55	集落圏 (数集落)		○								
漁業集落環境整備事業	53	2,351	358	55	1～2集落	○	○	○	○						○
農村地域定住促進対策事業	54	6,926	150～300	50	旧市町村	○		○		○	○	○	○	○	○
新農業構造改善事業	53	56,284	300～1,300	50	2～3集落, 旧町村, 広域	○		○	○	○	○	○	○	○	○
山村地域農林漁業特別対策事業	47	600	120	50	市町村	○	○	○			○	○	○	○	○
新林業構造改善事業	55	17,117	80～600	50	市町村～数 市町村	○		○		○	○	○	○	○	○
第三期山村振興農林漁業対策事業	54	13,593	350	50	市町村	○	○	○		○	○	○	○	○	○
林業地域総合整備事業	55	5,943	823	55	市町村	○	○		○						○
農山漁村婦人等活動促進対策事業	56	531	—	50											
(1) 新農村婦人の家設置事業					旧市町村										○
(2) 手づくりのむら整備事業					集落		○			○	○	○	○		
新沿岸漁業構造改善事業	54	7,068	240～400	50	都道府県 1～3町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 農村整備の回顧と展望

山 本 敏\*

## 1. まえがき

農村総合整備モデル事業が発足して10年余りが経過した。この間、事業は年々拡充強化され、今日においては農業政策の重要な一翼を担うまでに成長した。事業制度検討の段階から、農村整備に対する要望が非常に強く、この種事業の施策効果は大きいと予測されていたが、相当な成果があがっているといえよう。しかし、今後一層の発展を図るために、今までの成果の分析と反省の上に立って、新たな検討を加える必要がある。

「温故知新」ということもあり、検討の一途として、農村整備の草創期にどのようなことが問題となり、どのような経緯をたどって制度が発足したかを回顧することも意義があるのでと思われる所以、企画立案に参画した一員としてその一端をとりまとめ参考に供したい。

この小論においては、農村整備を学術研究的な立場でなく、行政実践的な立場で、どのように受け止め、どのような検討を行って事業を組み立てたかという視点を中心に記述する。新たな分野に行政が対応する場合、必要なことはどのような具体的な行政需要があるか、的確な事実認識が先ず重要となる。そして、それを具体的な施策として制度化するためには、法律制度等の制約、財政の事情、行政権限の調整等の問題を解決しなければならない。このような過程の中において、種々の検討が積み重ねられ、関係機関との協議調整が図られて、はじめて新制度のスタートが切られるのである。

ここにおいては、主としてモデル事業の成立過程を通じて、これらの事情をできる限り客観的な立場から記述することとした。

## 2. 農村整備への胎動

モデル事業が発足した時、農業土木のOBの集会で、この事業の趣旨や内容について説明したところ、或る長老から「農業土木も本来の姿に立ち返ったか、我々の若い頃は火の見ヤグラまで計画したものである。農業土木の本旨は村づくりにある」と言われて、冷汗をかいた想い出がある。勿論、農業土木の究極の目的が村づくりにあることも理解していたし、またモデル事業が必ずしも農村整備の最初の事業制度でないことも解っていたが、やはり考えさせられる言葉であった。

過去においては、農村経済更生運動や、新農村建設運動もあり、また八郎潟干拓地の新農村建設も経験してきた。調査研究の分野としては、農村計画研究会や農村整備制度検討委員会等の活動実績もあり、それなりに評価されるべきものがあった。しかし、ここにおいては40年代後半の農村整備を中心に、どのような施策展開が図られたかについて触れてみたい。

農政の中に地域概念を本格的に導入した画期的法律として、昭和44年に農振法の成立をみた。この農振法に基づいて策定される農振計画の計画事項は、農用地区域の設定、農業生産基盤の整備開発、農用地の権利取得の円滑化、農業近代化施設の整備の4項目であるが、法律立案当初においては、生活環境の整備も含まれていた。しかし、農振地域に限るとはいって、生活環境の整備を計画事項とすることは関係省庁の了解が得られず、最終的には「必要があるときは環境整備の目標を定める」ということで雑則事項となってしまった。結果はともかくとして、農村の生活環境の整備が法律事項として、正面から検討さ

\* 東海農政局 (やまもと さとし)

れたことは特筆すべきことといえよう。また、時を同じくして策定された新全国総合開発計画においても、從来の新産都市を中心とする拠点開発方式から、情報交通のネットワークの建設と大規模プロジェクト方式が提唱され、農村についても高生産性農業の展開に加えて生活環境整備の必要性がうたわれた。このように、農政サイドからもまた、全国計画サイドからも、農村整備の必要性が認識されたしたけれど、この時点においては、まだ具体的な事業は実施されておらず、調査検討の段階にあつたといえよう。

### 3. 総パ事業の発足

他方、農業生産基盤の整備を目的として実施してきた各種土地改良事業も、そのあり方を再検討する気運が高まってきた。とくに、面的整備を内容とする農用地開発事業とほ場整備事業においては、農用地のみを対象とした開発整備では不十分であるとする考え方が強まってきた。すなわち、農地の開発と周辺既耕地の整備を併せ実施できる総合農地開発事業（以前は総合開拓パイロット事業）においては、地域の土地利用の大改造を行うのであるから、農業用施設用地の造成は当然のこととして、公共用地の確保や、農業集落の整備も取り込むべきではないかという検討がなされたし、また全国的に大規模に実施されるようになったほ場整備事業においても、農地の整備と農業集落や非農用地の整備を一体的総合的に実施できるよう拡充強化を図るべきでないか、という検討がなされた。

このような検討結果を踏まえて、昭和45年度から、農業基盤総合整備パイロット事業調査がスタートした。この調査は、事業実施のための調査というだけでなく、新しい事業制度を検討するという意図も含まれていたので、国が主体となって調査を行った。調査はある一定の広がりを有する農村地域を対象に、人口、産業の将来見通しを明らかにし、単に、農業振興にとどまらず、長期的な土地利用計画、他産業の導入、生活環境の整備など本格的な地域計画を目指した。当初においては、調査を急ぐ必要があり、また調査精度を高めることも必要であったので、一部既着工の国営農地開発事業地区も調査地区と

して採択し、国営事業所に調査課を設けて対応した。このような総パ調査を通じて、農村地域における土地利用の整序化や生活環境の整備が強く求められ、計画の実現化を急がなければならないことが改めて確認されたため、昭和47年度から農村基盤総合整備パイロット事業を発足させた。総パ事業は総パ調査地区全域を事業対象すると莫大な事業費となるので、対象地域は調査地区的うち、パイロットとしてモデル的に開発整備することが適当な地域（おおむね旧町村域程度）に限定することとした。しかし、事業実施に対する希望が強いため、事業区域の決定にあたって地元市町村は大変な苦労をした。

総パ事業の特色は、従来の各種土地改良事業を一括実施できることに加えて、農業近代化施設等の用地整備と集落排水施設、農村公園緑地等の生活環境の整備を取り込んだ総合メニュー方式の事業であり、土地及び水に係わる農村基盤の総合整備のための事業として注目された。財政当局からは、一定の地域に莫大な経費を集中投資することになるため、あくまでもパイロット的に地区数を限定すべきであるとの意向が示された。また、折衝の過程において、理論的には、この事業制度の運用によって全ての事業の実施が可能となるので、現行の土地改良事業体系の全面見直しをしたらどうかという提案もなされた。

同じ昭和47年には、土地改良法の改正がなされ、換地制度に非農用地の取り込みや創設の取り扱いの改善、土地改良事業の総合事業制度化等が行われ、総パ事業の制度的裏付けがなされた。とくに総パ事業によるほ場整備や農用地開発と非農用地取り込みの換地手法によって、農用地や各種施設用地、集落用地、工場用地等の合理的土地利用の設定が可能になったことは、特筆すべきことである。

### 4. モデル事業の成立

昭和47年内閣の成立に伴い、日本列島改造構想が打ち出され、各省庁は関連施策の検討に入った。この構想の骨格は、工業の全国的な再配置と知識集約化、新幹線と高速自動車道の建設、情報通信網のネットワークの形成などをテコにして、地方中核都市づくりと魅力ある

近代的な農村の建設をねらいとしていた。農林省としては、関連施策の主要な柱として、農村整備の推進を取り上げ検討に入ったが、既にスタートした総合事業は大規模な事業であり、実施地区数も限定されるので、一般的普遍的な事業制度の創設が必要であると判断し、農地局内にワーキンググループを設け検討を開始した。種々の検討と折衝を経て、翌昭和48年度から農村総合整備モデル事業の発足をみたのであるが、以下その経緯と考え方などについて記述することとする。

新しい農村整備制度についてのたび重なる内部検討の結果、農業生産基盤整備は従来通り各種土地改良事業で対応することとし、新しい事業は農業集落の生活環境基盤の整備に重点をおき、主な事業種目を集落道、集落排水、公園広場等とし、土地改良法とは別の仕組みの事業制度とすることとした。また事業規模については、平均的な市町村における要整備事業量及び事業費を調査事例等から推算したところ、約60億円程度となったが、市町村の財政能力や整備の緊急度等を勘案して、当面の要整備事業費を一地区標準15億円と概定し、農村環境基盤整備事業（仮称）として予算要求をした。

一方、農業構造改善事業サイド（当時は農政局）では、集落の生活環境施設（上物）の整備を目的として、農村環境施設整備事業（仮称）を要求した。この事業は、農村環境改善センターや農業集落環境管理施設等の設置を内容として、事業費は一地区標準2億円となっていた。また、この段階では、当初農村整備法の制定も検討されたのであるが、農振法制定時の経緯や農林省設置法との関係などもあり、農村環境整備事業団の創設を主体とした法案の検討が進められていた。

財政当局との折衝の結果、最終的には農村環境基盤整備事業と農村環境施設整備事業を合体させ、しかも農業生産基盤整備事業も含めた農村地域の総合的整備のモデル的拠点的事業として、農村総合整備モデル事業の予算成立をみるにいたった。すなわち、このモデル事業は農業集落を中心とする農業生産基盤と生活環境の一体的整備を基本理念とし、農業生産基盤の整備、農村環境基盤の整備、農村環境施設の整備を内容として、一地区的標準事業費8億円（それぞれの事業費構成は、おおむね生産基盤4億円、環境基盤2.5億円、環境施設1.5億円）と

決定したのである。また、全体事業規模は昭和48年度から当面5ヶ年間400地区とし、発足が予定されている国土庁（昭和49年6月発足）の指導助成により策定される農村総合整備計画に則して、事業を実施することとなった。さらに、事業団構想については既に発足していた（財）農村開発企画委員会を拡充強化することとし、人手費を含む調査補助を行い、農村整備を推進するための調査研究を行うこととなった。

## 5. 農業集落の問題点

モデル事業の具体的な内容を定めるにあたって、施策の対象である農業集落でどのようなことが問題となつておらず、どのような行政需要があるのかを明らかにしなければならない。

我が国の農業集落（約14万）は、そのほとんど（90%以上）が明治前に形成されたもので、戦前まではその集落形態や社会構造に大きな変化はなかった。戦後の農地改革によって、社会構造に質的变化が生じたとはいえ、依然として農業集落は農業を主業とする自作農家を中心に構成され、稲作を主体とした共同社会的性格は余り変わらなかった。また農業生産の形態や農村生活の様式にも大きな変化は見られなかった。このような農業集落に大きな変動の兆しが見えてきたのは、我が国の経済が高度成長期に入ってからである。都市の膨張や工場の進出により農村地域の土地利用、水利用が変わるとともに、非農家の増大、兼業化の進展、若者の流出等農業集落の社会構造が変化し、農業の機械化、畜産経営の大規模化、施設園芸の普及等農業生産形態も変化し、また自動車や各種電器製品の普及、共同体意識の衰退等農村生活も急速に変わってきた。

本来、農業集落は農業生産の拠点であると同時に農村生活の場でもあり、それを支える道路、水路、集会所等の環境基盤や環境施設は、それ相応の形質を備えていなければならぬ。しかし、現実の農業集落は前述のように、その骨格が形成されたのは相当に古く、急激な農業生産の変化や生活様式の変化にマッチできず、多くの面でギャップが生じることとなった。

その第1は、農業生産の近代化と集落環境の不一致で

ある。大型農業機械の導入に伴い集落周辺の農地は整備され、農道も拡幅舗装されたけれど、集落内の道路は従来のままの狭く、曲りくねった状態であるため、折角のトラクターやコンバインが集落に入れないと、また畜産経営の規模拡大に伴い悪臭や汚濁がひどくなり集落の衛生状態の悪化が問題となってきたこと、さらにはハウス栽培の普及等に伴い農産廃棄物の処理が新たに必要となってきたことなど、農業生産の近代化を進めて行く上で、農業集落の未整備が大きな障害となってきた。

その第2は、生活水準の向上と集落環境の不一致である。農村においても（あるいは農村だからこそ）自動車が急速に普及したが、集落道が狭く未舗装であるためスマーズな運行ができないこと、化学洗剤や油脂類の消費拡大により家庭雑排水の汚濁が進行してきたこと、子供や老人を中心とした安全な遊び場や集会施設を確保する必要性が高まってきたことなどがあげられる。

その第3は、都市の生活環境に比べて農村の生活環境が著しく立ち遅れていることである。情報交通網の発達により農村居住者の生活意識は向上し、都市居住者と同じ水準の生活環境を確保したいとする欲求が高まってきたが、道路の整備率にしても、上下水道の普及率にしても、公共施設の設置状況にても大きな格差がある。勿論低密度居住空間である農村を都市と同等に整備することは不可能であるし、また農村は都市にないゆとりある住居や豊かな自然があるという利点もあるが、しかし基礎的な生活環境は整備して、総体として都市と均衡のとれた生活環境を確保することが必要である。

しかし、このような行政需要に対し、現行制度では的確に対処できない状態にある。すなわち、農業集落の環境基盤や環境施設の整備は、土地改良事業等の農業生産対策事業のサイドからは受益者負担、投資効率等の問題から本格的に取り上げるには無理があり対象外とされてきたし、また一般公共事業のサイドからも、規模の零細による不効率性により対象とされず、結果として、行政の谷間に取り残されてきた。このため農業集落の環境整備を進めるためには新しい事業制度を創設しなければならなかった。

## 6. 事業内容の決定

### (1) 事業の範囲

このような認識のもとに、これまでの調査結果や市町村、土地改良区等の要望を参考にして、事業内容の検討に入ったのであるが、この段階で具体的な事例に則して、現地確認することが必要であると判断し、一つの事例として茨城県が昭和42年度から独自の事業として実施している「田園都市建設事業」を調査した。この事業は農村における農業生産及び社会生活の環境整備を進めるために、農業集落を単位として、地域住民の自主的な総意による農村整備の構想計画を樹立するとともに、これに則して田園都市建設基金（原資は県及び市町村の補助金と住民の負担金等）という独特の方式を用いて事業を実施するものである。基金の対象事業としては農業生産施設（主として国の助成対象外の小規模なもの）、集落道、集落排水、田園都市センター、モデル農家住宅、共同墓地、共同給水施設、児童遊戯施設等の整備のほか、屋敷内整備として採光をよくするための屋敷林の伐採や生垣の統一なども実施されていた。国が助成する場合には対象とすることのできない事業種目も含まれているが、一般的に要望の強いのは集落道や集落排水施設の整備であり、また田園都市センターの設置であった。各集落とも、この事業に対する期待が非常に強く、事業の成果もあがっていることが確認でき、改めて農村整備の必要性が痛感された。また、当時の岩上知事はじめ茨城県の担当者とも意見交換を行ったところ、この種事業に対して国の指導助成が強く求められていることが解った。

これらの調査検討を踏まえて、国が助成すべき事業の内容を定めることとしたが、この場合要望が強く、村づくりの上からも緊喫の課題となっているとはいえ、全ての種目を助成対象とすることは不可能である。例えば医療厚生施設や教育文化施設が不備だからといって、これらを農林省所管事業の助成対象として取り上げることは行政権限を逸脱することとなる。そこで何が助成対象となりえて、何が助成対象にできないか、そしてその基本論理は何かを明らかにしなければならない。

## (2) 基本論理

モデル事業の助成対象とした事業種目について、共通する基本論理は「生産基盤と生活環境の一体的整備」ということにより要約される。もともと農村においては、生産と生活が未分離の状態にあり、道路、水路等の各種施設は生産施設としての機能と生活施設としての機能を併せ有しており、伝統的な利用秩序が形成されていたため、それぞれの施設を利用形態別、機能別に厳密に峻別することはむずかしい。比較的生産施設としてのウェイトの高いものについては、従来から土地改良事業等により整備され、不十分ながらも生活環境の保持改善に資してきたのであるが、生活施設としてのウェイトの高いものは未整備のまま取り残されてきた。その結果、前述のように、農業生産の近代化や生活水準の高度化の進展に伴い、生産面においても生活面においても、多くの障害が発生することとなった。このため、新しい事業制度においては、生産基盤整備の効果を完全ならしめるために、一体的に計画実施することが適当な生活施設（例えば集落道、集落排水施設等）や、生産基盤整備と一体的に計画実施することがより効果的な生活施設（例えば各種施設用地、防災安全施設等）の整備を、主な事業内容とすることとした。なお、この場合の一体的整備の範囲は、物理的、工事的に一本化した施設に限定するものではなく、広く機能的に一本化した施設も含まれる。

## (3) 集落道

集落道を事業対象とすることについては、道路政策との調整が必要となった。集落道の多くは市町村道に認定されていることもあり、生産基盤整備の効果を完全ならしめるための集落道の一体的整備という論理が成立する同等の正しさをもって、基幹となる国道から末端の市町村道にいたる道路網の一元的整備という論理も成立する。その考え方の主体をなすのは、全ての道路をネットワークとしてとらえ、物資の流れを最も効率化するために、その配置、規格、構造等を定め、計画的一元的に整備する必要があるとするものである。しかし、基幹となる道路はともかくとして、末端の道路については効率的な物資の流れという観点よりは、計画的な土地利用の確保という観点がより重要とならざるをえない。すなわち、農村地域においては、農用地の利用を最も効率化す

るための手段としての道路整備であり、その意味において生産基盤との一体的整備が有力な方策として位置づけられるのである。いずれにしても、問題の集落道は道路網としての一元的整備という論理と、生産基盤との一体的整備という論理の重複する分野であり、形式的観念的に、いずれが是であるかという不毛の議論を重ねることは得策でない。要は、行政の谷間に取り残されたが故に整備が遅れ、農業生産面にも、生活面にも多大な支障が生じている現実及びその整備を地元住民が渴望している現実に行政が如何に応えるかが問題である。このような観点に立脚して、道路政策との協議調整を進め、最終的には市町村長の作成するモデル事業実施計画に基づき、都道府県段階で農林部局と道路部局との調整を図ったうえで、市町村道の整備も助成対象とすることとした。

## (4) 集落排水施設

集落排水施設については、公共下水道政策との調整が必要となった。集落排水施設をその内容から区分すると、集落内の雨水、家庭雑排水等を排除するための排水施設と、生活污水、汚物等の処理も含む排水施設に分けられる。前者については特段の問題はなかったが、污水処理施設を含む場合の権限調整が焦点となった。農林サイドとしては集落排水の量的増大と質的悪化に伴い、農業用水の汚濁や農地の汚染が進行し、生産環境に多大な障害が発生している現状を放置できないので、第一義的には農業生産環境の維持保全という防衛的立場から生産基盤と一体的に整備するものであり、併せて農業集落の生活環境の改善に資するものであるという立場を堅持した。また、農村地域における污水、汚物等の処理は、従来から農業生産と密接な関係を有し、農地への還元とか農業用水による希釀など自然環境との調和のもとに処理されており、今後においてもこの考え方を立脚し、都市における下水処理と違った農村に適した排水処理システムの確立を目指すものであるという考え方をとった。

最終的には、污水処理施設の規模でもって調整を図ることとし、モデル事業の対象とする処理施設は1,000人以下の場合は協議を必要としないが、1,000人以上の規模については両者協議して決めるということで調整が図られた。この場合の判断として、農村地域は居住が低密度で分散しているため、大規模集中処理方式よりは小規

模分散処理方式が適しており、一般的に2～3集落を単位とした処理規模が実際的であるという考え方をとったのである。

#### (5) 農村公園等

農村公園、運動広場等については都市公園政策との調整が必要となった。先ず、農村公園の定義と必要性が問題となり、都市計画区域内における公園等は都市計画サイドで全て対応するという意向が示された。農村地域は自然が豊かでオープンスペースが広いため、とくに公園等の必要性はないという認識不足があり、これに対し農村においても、子供の安全な遊び場、老人のいこいの場、住民の健康増進のための運動広場の確保の必要性が近年とくに高まり、地元要望も強いという状況説明に多くの時間を要した。そしてこの事業で考えている農村公園、運動広場等は、そもそもモデル事業が農業集落に焦点をあてた日常生活圏域の施設整備事業であることからして、都市公園のような大規模なものではなく、利用範囲がせいぜい数集落（200戸以下）に及ぶ程度の小規模な児童公園や運動場などを予定しているということで調整を了した。また、これらの用地の確保にあたってもは場整備、農用地開発等の生産基盤整備と一体的に実施することにより、土地改良法の換地手法を活用して、容易にかつ計画的にできるというメリットがあることを強調し、大方の理解がえられた。

なお、営農飲雑用水施設については、従来から開拓行政の一環として農林省が実施してきた実績もあり、水道法の水質基準、施設基準等に準拠するとともに、所定の手続を行うことで調整が図られた。

#### (6) 計画の体系

いずれにしても、このような行政権限の調整を経て、モデル事業の事業内容が定められたのであるが、その内容はいわゆる農村整備の一分野を取り上げたにすぎない。この制度に関心を持ち、大きな期待を抱いていた市町村や土地改良区から、「事業内容が矮小化された。もっと積極的に取り上げるべきである」という批判が寄せられた。しかし、完全な意味における農村整備は、現在の行政機構と予算体系を前提とする限り、農林省の単独事業とすることは非常にむずかしいといえる。とはいえ、各種関連事業が無計画に実施されるのでなく、農村整備

の全体構想に基づいて計画的に実施されることが必要であるため、その解決策として、国土庁の指導助成の下に市町村が農村総合整備計画を策定し、その実現のため関係各省庁が相協力してゆくという制度体系が仕組まれたのである。このための具体的な措置として、農村総合整備計画を作成するにあたって都道府県段階に連絡調整機関を設け、関係部局間で十分な連絡調整を図るとともに、計画の提出を受けた国土庁はその内容を関係省庁に通知するという形式をとった。

### 7. モデル事業の特長

#### (1) モデル的拠点的な事業

農林省は、当初農村整備のための一般的普遍的な事業制度として予算要求したのであるが、予算折衝の最終段階において、モデル的拠点的な整備事業として、モデル事業を制度化することで合意に達した。この背景には、財政当局としては農村地域の生活環境の整備の必要性は認めるけれど、これを一般的普遍的な施策として取り上げると湯水の如き財源が必要となり、後年度負担の増大が懸念されるので、限定した施策として歯止めをかける必要があったと思料される。そこでモデル的拠点的な整備事業という枠をはめ、1地区の事業規模を8億円とし、当面5年間の実施地区数を400地区に限定することとしたのである。このような経緯からして、モデル事業の“モデル”とは特定の集落に集中投資を行い、いわゆるモデル農村を建設するということを意味するのではなく、この事業が新しい事業制度でもあり、当面は限られた市町村（拠点的）を対象として、モデル的先駆的に事業を実施するという意図が強かったといえる。農林省としても、都市に比べて立ち遅れている農村地域の生活環境の整備水準を全般的にレベルアップすることが目的であり、特定な農業集落を対象として、理想郷、桃源郷を造ろうと考えていた訳ではない。また、事業を実施する市町村長の立場からすれば、市町村内の特定集落に集中投資することは政治的行政的立場が不利となる恐れがあり、事業の円滑な推進が期待できない。しかし、だからといって、無定見に事業をバラまけばよいというものでもないので、大きな市町村では、対象地域を一定のまと

まりのある地域にできる限り絞り込むとか、生産基盤整備が相当程度進展しておりモデル事業の効果の大きい地域を中心とするとかの配慮が必要となる。

### (2) 総合メニュー方式

モデル事業は、大きくは農業生産基盤整備と農村環境基盤整備及び農村環境施設整備からなる総合事業となっており、それぞれの事業は多くの工種によって構成されている。計画作成にあたっては、地域の特性に応じ、また地域住民の要望に即して適宜必要な工種を選択することができる総合メニュー方式となっている。しかし、モデル事業が総合メニュー方式だからといって、特定の工種に著しく片寄ったり、農業生産基盤整備が全くなかつたりすることは事業の性格からして適当でないので、一定のガイドラインとして標準的な事業構成割合を設定した。本来、農村整備は画一的なものではなく、地域毎に特色のある計画に基づいて実施されるべきものであろう。極端な意見として農村整備の計画は地域住民の自主性と市町村の独自性に任せ、国及び県は一切関与しないで、補助金の交付のみ行えばよいとする考え方もある。勿論、過剰な関与は計画の画一性を招き弊害が大きいと思われるが、無原則であると地方交付税と変わらないものとなり、モデル事業の趣旨・目的や協議了解事項から大きく逸脱する恐れがあるので、制度運用上の一定のルールが必要となる。また、この事業は広範多岐にわたる内容となっており、これを所定の行政組織体系の中で円滑に事務処理するためには、最小限の形式の統一化が必要となる。このような観点から、次に述べるような実務上必要な計画手法、計画指針（基準）、計画様式等を定めた。

### (3) 計画作成のルール

モデル事業のうち農業生産基盤整備事業については、從来から実施してきた土地改良事業の計画手法、計画基準等が適用できるが、農村環境基盤整備事業及び農村環境施設整備事業については土地改良事業の考え方と基本的に差異があり適用できない。すなわち、土地改良事業においては開発整備すべき水準又は目標が設定され、これを実現するための事業量及び事業費が算出され、この事業費とこの事業により期待できる効果とにより事業の妥当性（投資効率）を判断するという計画手法がとられて

いるが、環境整備に係わる事業においては、このような投資効率の概念は導入できないし、また整備すべき水準又は目標（ルーラルミニマム等）の設定もむずかしい。このため、先ず一定の地域に対する投資額（標準事業費、当初は8億円）を定め、その範囲内でどのような施設をどの程度整備するかという手順となる。具体的手法としては、計画地域内の全ての農業集落について、現地調査と聞き取り調査により、安全性、保健性、利便性、快適性及び経済性の側面から生活環境の現状を客観的に診断するとともに、地域住民の要望をアンケート調査や部落懇談会等により調査する。これらの調査結果に基づいて基本構想を樹て、各工種毎の事業量及び事業費を集落単位に算定し、これを集計して全体事業量及び全体事業費をとりまとめる。この全体事業費が当該地区の標準事業費を超える場合は、各工種及び各集落毎に実施事業量及び実施事業費を調整し、最終的な事業量及び事業費を決定する。これらの作業を適確に進める方策として、集落診断カード、集落診断図等の新しい様式も定めた。

さらに、計画を作成する場合のガイドラインとして各工種別に計画指針（基準）を明らかにした。この計画指針は各工種の事業内容、調査方法、整備目標（水準）、施設規模、施設管理等について、実施計画策定にあたっての考え方をとりまとめたものであり、土地改良事業について制定されている計画基準、設計基準のように厳格かつ権威のあるものではない。その趣旨は、新しいモデル事業の順調なスタートと円滑な推進を図るため、計画作成にあたって当面必要となる最小限の指針を示したもので、その運用にあたっても硬直的な適用を避け、地域の特性に応じてできるだけ弾力的な適用に努めることが必要である。またこの計画指針については、事業の実績を積み重ねて行く過程の中で引き続き検討を加え、内容の改善と充実を図っていく必要がある。

## 8. 今後の課題

### (1) 農村整備法

モデル事業発足時における主要な検討事項について概要を記述したのであるが、農村整備の本来の内容からすれば、モデル事業はその分野を制度化したにすぎず、

今後引き続き検討しなければならない多くの問題が残されているといえよう。

先ず、モデル事業で採り上げた農村環境整備の範囲は、農業集落を中心とした日常生活圏域の環境基盤及び施設のうち、農業生産基盤整備と深い係わりを有し、農林省が助成対象とすることが適当な施設に限定されたので、これ以外の環境施設及びより広域的な施設の整備を如何に計画的に進めるかの問題がある。勿論、前述のように、モデル事業の上位計画として農村総合整備計画が国土庁の指導助成のもとに策定され、その計画内容は関係機関に報告されるとともに、その実現のため協力を求める体系となっているのであるが、しかしそのための具体的事業はモデル事業以外何ら制定されていない現状にある。このため、以前より農村計画法又は農村整備法の法制化の必要性が議論されてきたのであるが、各省庁の行政権限が複雑にからみ合い、現行の行政機構と予算体系を前提とする限り、非常にむずかしいといわざるをえない。そこで、当面の対応としては、現行の農村総合整備計画を農村地域の開発整備のマスター・プランとして、より一層権威づける方向での検討が必要であろう。また一方、モデル事業等の農水省が所管する事業については農振法及び土地改良法の改正により事業の円滑な推進が図られるよう法律的裏づけを行う方向で検討することが必要である。

## (2) 土地利用計画

次に問題となるのが土地利用計画である。農村整備を計画的に実施するためには、合理的な土地利用計画が不可欠の条件であるが、現行の農振計画においては集落居住区域及びその周辺部は農振白地となっており、利用計画が明確に定められていない。新農振においては、一部の集落について集落土地利用計画を作成しているが、これも法律上の計画事項でなく、任意に作成するものであり、勿論利用規制を伴う計画となっていない。今後予測される土地利用の変化を計画的に受け止めるためには、集落居住区域及びその周辺部の土地利用についても、何等かの法律上の利用規制を伴う土地利用計画が策定できるようになるとともに、その計画を実現するための権利調整及び施設整備の方策について検討を進める必要がある。

## (3) 広域総合排水

都市化混住化が進展した地域においては、従来のような農地の排水改良を前提とした事業制度では地域の排水改良は対応できなくなってきた。すなわち、非農地や非農家の増大により、受益と負担に大きな乖離が生ずることとなり、土地改良事業の建前である「農民の自主的發意と負担による事業」という基本的性格に合致できなくなってきた。このため、農業集落段階の排水施設の整備については、土地改良事業と別体系のモデル事業等により対応してきたし、また昭和58年度からは農業集落排水整備事業として単独で実施することもできるようになった。この点に関しては大きな前進であるが、基幹的排水路の整備及び管理についても、土地改良事業の体系に加えて一般公共事業の体系を導入した新しい法律制度を検討するとともに、農地及び農業集落等を包摂した広域的な総合排水システムを、一体的に整備する事業制度の創設を検討する必要がある。

## (4) 農村コミュニティー

農村整備を推進するにあたっては、農業生産基盤や農村生活環境の整備（フィジカル面）に加えて、新しい地域社会秩序の形成（メタフィジカル面）が不可欠の要件である。

かつての農業集落は、水田稲作を中心に専業農家を主たる構成員として、部落共同体的な社会を形成していたのであるが、近年混住化や兼業化の進展に伴い、住民意識も多様化し、利害が競合するなど旧来の共同体的慣習や秩序が著しく弱まってきた。この結果、農業集落の運営上も、また地域資源の管理上も種々の問題を惹起しており、新しい社会秩序の形成が希求されている。また、水田利用再編対策、農地流動化対策等当面する農政課題を推進するにあたっても農業集落段階での話し合いが重要であり、農業集落の活力を維持向上させることが地域農業の発展のために欠かせない条件となってきた。このため、非農家も含めた地域住民が自らの創意と工夫により、居住環境の保全、各種施設の維持管理、地域資源の有効活用等について自主的な合意形成が図れるよう住民協定制定を創設するなど、新しい農村コミュニティーのあり方について検討する必要がある。

## 9. むすび

モデル事業をはじめとする農村総合整備事業は、この10年間に著しく拡充強化され、農村地域の基礎的な生活圏域である農業集落の環境整備は着実に前進しており、農政の重要な行政分野として定着してきた。しかし「豊かで活力ある村づくり」をより強力に推進するためには、前述の課題をはじめとする諸問題を解決し、農村整

備の制度体系の充実を図らなければならない。このことに関しては、農村計画制度研究会、農村整備問題懇談会等から各種の提言が出されているし、また農業土木学会、農村計画学会等においても各般にわたる調査研究が行われている。これらの提言や調査研究の成果を具体的な施策として取り上げるためには、法律制度の改正、行政権限の調整、予算措置の確保等についての政策努力を今まで以上に積極的に積み重ねる必要があろう。

# 愛知県の農村整備

白浜 明\*

## 1. 愛知の概況

本県は我が国のほぼ中央に位置し、東西106km、南北94km余、面積約5,136km<sup>2</sup>で、南は太平洋に面し、西は三重県、北は木曽川を隔てて岐阜県と隣接し、東北において八岳、茶臼の両山により長野県と、東は浅間山、本坂峠を境として静岡県に接している。

西部から南部にかけては平坦で伊勢湾に注ぐ木曽川、庄内川、日光川、三河湾に注ぐ矢作川、境川、豊川等の主要河川が流れ、下流には肥沃な平野が形成されている。これらの河川を利用して愛知用水、濃尾用水、木曽川用水、枝下用水、明治用水、矢作川用水、豊川用水等が引かれている。

一方、北部から北東部にかけては森林資源の豊かな山地が起伏して自然の景観を呈している。

気候は平均気温14~16°C、年間降雨量1,300~1,800mmと比較的温暖であり、とりわけ太平洋に突出する知多、渥美の両半島は、温暖な黒潮にあらわれ四季を通じて温

和な気候であるが、北東部から西部にかけては内陸性で冬の冷え込みも厳しく降雪もみられる。

これら恵まれた自然条件に加え、200万都市名古屋を中心核に我が国3大都市圏の1つを形成し、産業経済、教育文化等多くの分野で大きな役割と期待を担っている。

本県の人口は、昭和58年10月現在635万人で全国の5.3%を占め、東京、大阪、神奈川に続いて第4位である(図-1)。

人口密度は、1km<sup>2</sup>当たり1,228人(昭和57年)で全国の人口密度314人(同)を大きく上回っている。

人口の推移は、昭和49年頃までは毎年2~3%の増加を続け、近年は約1%とやや伸び率が鈍化している。これは昭和50年頃を境に年々出生率が低下するとともに、

図-2 愛知県の人口及び増加率の推移

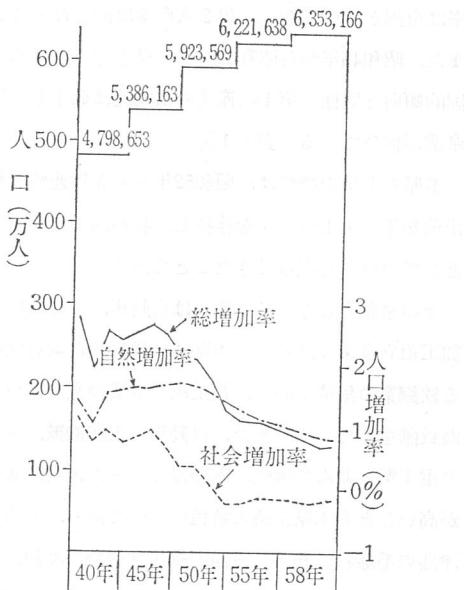
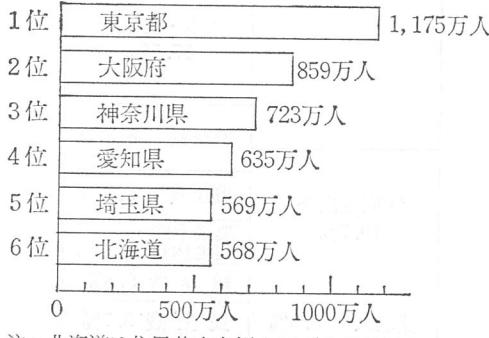


図-1 主要都道府県の人口(昭和58年10月1日)



\* 愛知県耕地課 (しらはま あきら)

表一 産業別県内純生産

(単位:億円, %)

区分	純 生 産(本県)			構 成 比(本県)			構 成 比(全国)		
	45年度	50年度	56年度	45年度	50年度	56年度	45年	50年	56年
総額	37,110	76,906	136,964	100	100	100	100	100	100
第1次産業	1,124	2,107	1,797	3.0	2.7	1.3	6.1	5.5	3.5
うち農業	926	1,811	1,476	2.5	2.4	1.1			
林業	79	109	108	0.2	0.1	0.1			
水産業	119	187	213	0.3	0.2	0.1			
第2次産業	19,021	35,412	65,200	51.3	46.0	47.6	44.4	40.1	40.2
うち製造業	15,795	29,327	54,074	42.6	38.1	39.5	35.9	29.9	30.7
第3次産業	18,331	42,540	75,177	49.4	55.3	54.9	52.8	58.5	60.1

注: 帰属利子を計上していないので、純生産及び構成比の計は総数に一致しない。

他府県への転出が転入者を上回るようになってきたことによるものである(図-2)。

また、名古屋南部、衣浦、東三河の臨海工業地帯を中心とした工業化都市化も進み、こうしたなかで農業はいろいろな影響を受けている。

愛知県の産業構造は、産業別県内純生産構成比でみると、昭和56年度第1次産業1.3%, 第2次産業47.6%, 第3次産業54.9%となっており、第1次産業の占める比率は全国と比べて低く、第2次産業は高くなっている。また、昭和45年から昭和56年への経過をみてみると、全国的傾向と同様に第1次産業の構成比は低下し、第3次産業が伸びている(表-1)。

本県の工業の特色は、昭和52年から5年連続で製品出荷額等が第1位の座を維持し、我が国工業生産の中核としての役割を担ってきたことである。

その原動力となっているのは自動車、工作機械などの加工組立産業であるが、本県には代表的な素材産業である鉄鋼業の集積も高く、加工組立産業の発展に少なからぬ貢献をしている。また、自動車、工作機械、鉄鋼などの重工業と並んで繊維、陶磁器といった地場産業の集積が高いことも本県工業の特色の一つであり、一宮、尾西、津島の毛織物、知多、三河の綿スフ織物、瀬戸、常滑の陶磁器など、地域経済に深く根をおろした産地が数多く形成されている。

本県の予算規模は、昭和59年度当初で一般会計、特別

会計、企業会計の三会計を合せて1兆3,559億円であり、このうち一般会計は1兆1,204億円である(図-3)。

農林水産関係予算は、一般会計において約716億円で全体の6.4%を占めており、このうち土地改良関係事業費は約380億円で全体の3.4%を占めている。

図-3 昭和59年度一般会計当初予算  
歳入11,204億円 歳出11,204億円

	教育費 34.3%
県税 57.9%	
	土木・建築費 17.5%
	警察費 8.8%
国庫支出金 19.7%	商工費 6.8%
	農業水産・農地休耕費 6.4%
	総務費 5.8%
諸収入 8.9%	民生費 5.7%
	衛生・環境費 3.9%
県債 8.5%	その他 10.8%
その他 5%	

図-5 年齢別農業就業人口構成比の推移

## 2. 愛知の農業

本県の農業は工業化・都市化の進展に伴いいろいろな影響を受け、農地及び労働力の減少、並びに混住化による農村の社会構造の変化や住民意識の多様化が派生している。

昭和58年8月現在の耕地面積は97,100ha（水田60,400ha、畠36,700ha）、耕地率18.9%で5年前より2,900ha減少（図-4）、農業就業人口も昭和58年1月現在194,250人で5年前より30,240人減少しており、年齢別では依然として高齢化が進行している（図-5）。

しかしながら、恵まれた自然条件、市場条件のもとに

図-4 耕地面積の推移



注：愛知県全面積5,135.55km<sup>2</sup>（昭和57年10月）

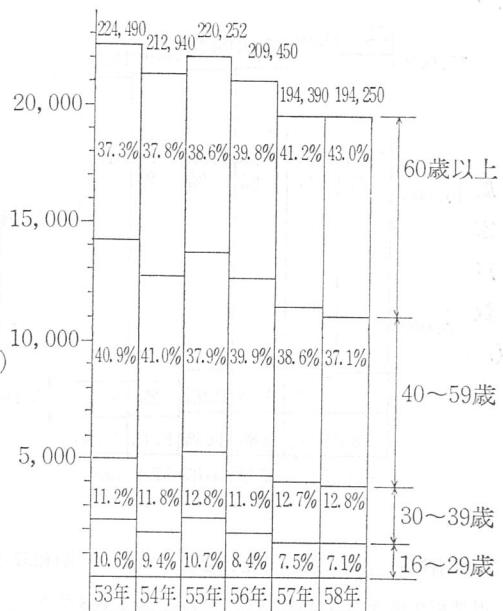


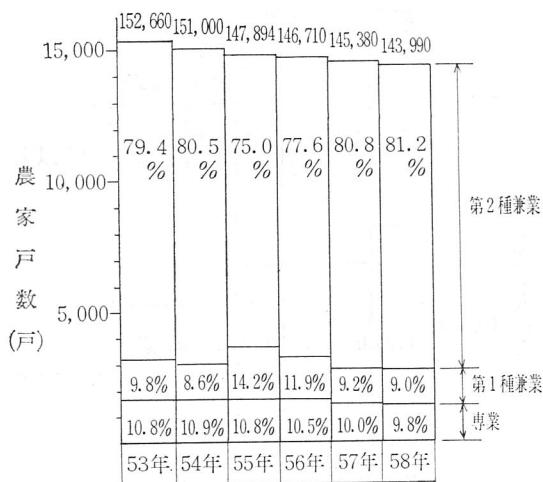
表-2 農業粗生産額の全国順位

	52年	53年	54年	55年	56年	57年
1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
2	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城
3	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉
4	新潟	福島	福島	鹿児島	鹿児島	鹿児島
5	福島	新潟	熊本	新潟	愛知	新潟
6	熊本	熊本	新潟	愛知	新潟	福島
7	愛知	鹿児島	鹿児島	熊本	熊本	熊本
8	長野	愛知	愛知	福島	福島	愛知
9	鹿児島	長野	長野	静岡	静岡	青森
10	静岡	静岡	宮城	長野	長野	長野

表-3 作目別生産額(57年)の順位

作目 順位	米	麦	野菜	果実	花き	養蚕	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	鶏卵
1位	新潟	北海道	千葉	青森	愛知	群馬	鹿児島	北海道	茨城	鹿児島	愛知
2位	北海道	栃木	茨城	愛媛	長野	福島	北海道	千葉	鹿児島	宮崎	鹿児島
3位	秋田	茨城	愛知	長野	静岡	埼玉	宮崎	群馬	千葉	愛知	北海道
4位	宮城	群馬	北海道	山梨	千葉	山梨	熊本	栃木	宮崎	岩手	福岡
5位	山形	福岡	長野	和歌山	茨城	長野	岩手	愛知	群馬	兵庫	茨城
愛知県	23位	23位	3位	14位	1位	29位	16位	5位	7位	3位	1位

図一 6 専兼業別農家戸数構成比の推移



全国有数の地位にあって発展を続けており、昭和57年の農業粗生産額は3,492億円で全国順位は第8位となっている（表一2）。

また、都市化の進展などの条件変化に対応して、資本を積極的に投下し土地、労働集約的な園芸、畜産部門などの生産拡大が進み、全国生産順位では花き、鶏卵1位、鶏、野菜3位、乳用牛5位、豚7位となっており（表一3），これらの部門を中心として経営の自立化を図っている農家も数多くみられ、昭和58年1月現在の総農家数は143,990戸、このうち専業農家数14,140戸、5,000千円以上の販売農家数10,230戸となっているが、一方では第二種兼業農家も多く、総農家数の81%となっている（図一6）。

昭和57年度の農家1戸当たりの農家所得は7,292.9千円（全国4,964.7千円）で前年度並であるが、その内訳をみると農業所得は21.9%減の850.1千円、農外所得が4.9

%増の6,442.8千円となっており農業依存度は11.7%と年々低下している。

以上述べたとおり、本県の農業は都市近郊農業地域として生産基盤や生産施設などの整備を積極的に進め近代的営農体制の確立を図っており、特に畜産や園芸など施設利用型農業部門のウェイトが高いのが特色である。農業労働力の面をみると第二種兼業農家の割合が高く、また、農業労働力の高齢化、後継者確保の対策が必要となってきた。

このため、青年農業者育成確保対策会議を設置して後継者の育成確保に関する基本方針の策定と体制づくりを検討するとともに、県立農業大学校、農業技術センターで資質の高い農業後継者の養成に努めているほか、農業高齢者の農業技術を活かした市民小菜園設置モデル事業等の施策を実施している。

### 3. 愛知の土地基盤整備

本県における土地基盤整備の状況は表一4に示したとおりである。今後の地域づくりの基本的な方向を明らかにするものとして昭和33年以来、愛知県地方計画を時々の状況を踏まえて作成してきた。現在の第5次愛知県地方計画は、「人間性豊かで活力あふれた住みよい愛知県づくり」を目標として昭和57年3月に樹立され、この地方計画における農用地の基盤整備目標は表一5に示すよう

に昭和57年度から昭和65年度の9か年間で延べ127,300haとなっており、昭和59年度までの整備面積は33,070haで26%の進捗率となっている。

土地改良関係事業費予算約380億円の内訳としては、県営土地改良事業費約242億円、団体営土地改良事業費

表一 4 農地の整備状況（昭和57年3月末現在）

(単位：%)

土地利用区分	区画形状			道路		水田用水		畑用水		排水			耕地面積
	20a以上	20a未満	不定形	完備	不備	用分	排離	用兼用	畠有	畠無	時間隙	日排除	不良
全 体	31.7	39.9	28.4	69.8	30.2	56.9	43.1	41.8	58.2	54.4	34.1	11.5	97,932
農振農用地	38.0	37.7	24.3	72.8	27.2	67.5	32.5	47.5	52.5	56.1	33.4	10.5	71,619
農振その他	18.3	45.3	36.4	63.5	36.5	39.3	60.7	32.4	67.6	53.8	32.9	13.3	13,521

表一五 愛知県地方計画における農用地の基盤整備目標

事業種目	第5次愛知県地方計画（S57～65年）			
	計画		実績（S57～59年）	
	事業量	事業費	事業量	事業費
農用地総合整備	ha 36,000	億円 2,250	ha 7,040	億円 668
基幹農業用排水	ha 35,200	億円 1,000	ha 9,510	億円 269
防災	ha 55,000	億円 1,250	ha 16,280	億円 462
農用地造成	ha 1,100	億円 300	ha 240	億円 58
計	ha 127,300	億円 4,800	ha 33,070	億円 1,457

## 事業種目の分類

農用地総合整備	ほ場整備事業、畑地帯総合土地改良事業、土地改良総合整備事業、広域農道、一般農道整備事業、排水対策特別事業、団体営各種事業（農地造成除く）、単県各種事業、非補助融資事業（農地造成除く）、農村総合整備モデル事業など
基幹農業用排水施設整備	国・公団・県営かんがい排水事業
防災	湛水防除事業、老朽ため池等整備事業、用排水施設整備事業、湖岸堤防事業、海岸保全事業、公害防除特別土地改良事業、防災ダム事業、地盤沈下対策事業、緊急農地等防災事業など
農用地造成	国・県・団体営農地開発事業、非補助融資農地造成事業、開拓地整備事業、草地開発事業など

注：計画事業費はS56年時点の単価であり、経年スライドは考慮していない。S59年度は県当初予算で実績累計した。

補助約38億円、国の補助対象とならない小規模な土地改良事業に対する県単独事業費補助約20億円、並びに緊急に防災対策を実施する必要がありながら公共事業の採択要件に満たない地区や、資格要件が悪く採択順位の劣る地区に於て被害を未然に防止し、県土の保全と農業生産の維持及び農業経営の安定を図るために、法人事業税超過

課税を財源とする緊急防災事業を昭和53年度から実施しており、県営分約14億円、市町村への事業費補助約19億円が予定されている。この他、農業用水費、土地改良諸費等約47億円となっている。

県営土地改良事業のうち事業費ではほ場整備が第1位であり、昭和38年度以降58年度までに13,600ha、事業費にして690億円が実施されたほか、団体営土地改良事業、構造改善事業等により10,00ha余258億円が実施されており、概ね30%の農地が整備済であり、また、殆どの地区がバイオライン方式をとっているのが特色である。

また、本県の土地改良事業の特色としては湛水防除事業、水質障害対策事業及び地盤沈下対策事業を実施している。これは都市化の進行に伴う流出量の増大、水質の汚濁、地盤沈下による用水施設の機能低下等に対処するもので、都市近郊農業の宿命的な課題でもある。

湛水防除事業は、昭和34年9月の伊勢湾台風の復旧が未だ終らない昭和36年6月の梅雨前線豪雨により、県下農地の4割を超える湛水被害を契機に岐阜、三重両県の強い協力と農水省の理解のもとに、昭和37年度から新しく事業制度が創設されたものであり、事業費負担及び施設維持管理について地方公共団体の義務付けが行われたことが特徴である。

本県においては事業創設以来58年度までに504億円、95地区に於て実施されている。

農業用水の水質問題は、既に明治の中頃から宮田用水における染色排水等局部的には発生していたが、より深刻化したのは高度経済成長時代における無秩序な都市形成と公共下水道等社会資本装備の遅れによって、農村も都市も区別なく生活環境が悪化し、公害が全国的に多発する様になってからである。本県では全国に先がけて水質障害対策事業を昭和45年から実施し、昭和58年度までに305億円、21地区4,270haが完了し、25地区9,670haで継続実施中である。

県営事業では他に尾張平野における地盤沈下対策事業、常滑市における農村基盤総合整備パイロット事業及びため池等整備事業等が目立っている。

また、団体営事業では農村総合整備モデル事業が大きいウェイトを占めているほか、単県事業では緊急農地等防災事業と昭和39年以降実施している排水機の維持管理

費補助が本県における特色と思われる。

#### 4. 愛知の農村環境整備

本県の農村環境整備が積極的な施策としての検討を求めるされたのは、昭和45年新都市計画法の区域区分の決定後であったと考えられる。

それまでは、農業生産の維持向上及び農業の近代化に対応した土地基盤整備が緊要の課題であったことから、農村環境整備は取り残されていたが、基盤整備事業が進むにつれて農村の環境整備の要望が多くなってきている。

新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区分（所謂線引き）によって、昭和45年11月、県下88市町

表-6 市町村区分と農村総合整備事業実施市町村数

（単位：市町村数）

経済地帯区分別市町村数					農業振興地域指定の市町村数	同左のうち都市計画区域指定の市町村数	農村総合整備事業実施市町村(S 59年度完了地区を含む)
都市近郊	平地農村	農山村	山村	計			
59	14	3	12	88	81	67	38地区 33市町村

表-7 農村環境改善センター利用状況

地区名	事業名	竣工年月	昭和56年度			昭和57年度			関係市町村	管理主体	施設面積	施設の内容
			利用回数(計画)	利用実績	利用率	利用回数(計画)	利用実績	利用率				
豊明	農村総合整備モデル事業	S 52. 7	464	493	106	464	658	142	豊明市	市	748	多目的ホール、会議室、生活改善実習室、図書・資料室、健康管理室、農事研修室、教養室
安城市	#	S 55.10	1,886	2,204	117	2,051	1,815	88	安城市	市	1,327	生活改善実習室、会議室、図書・資料室、多目的ホール、談話室、テニスコート、プール
田原	#	S 55.10	1,875	1,568	84	1,875	1,484	79	田原町	町	1,066	農事研修室、生活改善実習室、会議室、図書・資料室、健康管理室、多目的ホール、老人室、作法室、バレーボール、テニスコート
渥美	#	S 56. 5	1,980	2,046	103	1,980	2,363	119	渥美町	町	1,777	多目的ホール、図書室、婦人研修室、料理研修室、老人室、会議室、小会議室
弥富	#	S 55. 7	750	568	76	750	619	83	弥富町	町	859	多目的ホール、小会議室、生活研修室、和室、料理実習室、保健室
計	5地区		5地区 6,955	6,879	99	5地区 7,120	6,939	97				

表一8 農村総合整備事業費（愛知県）

(単位：千円、%)

事業名	総事業費	58年度まで			59年度			60年度以降		
		地区数	地区数	事業費	進歩率	地区数	事業費	進歩率	地区数	事業費
農村基盤総合整備パイロット事業	29,009,000	2	9,697,368	33.4	2	1,000,000	3.4	2	18,311,632	63.2
農村基盤総合整備事業	2,122,512	6	1,560,512	73.5	3	111,000	5.2	2	451,000	21.3
農業集落排水事業	2,406,400	8	809,400	33.6	6	467,900	19.4	4	1,129,100	47.0
農村総合整備モデル事業	39,370,700	22	12,786,888	32.5	21	2,060,000	5.2	21	24,523,812	62.3
合計	72,908,612	38	24,854,168	34.1	32	3,638,900	5.0	29	44,415,544	60.9

注：事業費は工事費ベースで表示し、完了地区を含めた。なお、59年度は県当初予算額を計上した。

村のうち74市町村の都市計画区域が決定されたことにより、特に市街化調整区域における農業集落の生活環境整備の立ち遅れが問題になってきた。

本県の農業地域は表一6に示したように、農業振興地域の81市町村のうち都市計画区域の市町村は67（全体の84%）、都市近郊農業地帯の市町村は53（全体の65%）と大多数が都市計画区域内で且つ都市近郊農業地帯に所在するため都市の影響を受け易く、都市地域と均衡のとれた農村環境整備を早急に対応する必要が生じた。

このため、県としては農業地域の健全な発展を進める上から、都市計画行政との調和を図りながら相互に補完し合う形で事業を推進することとし、昭和47年農村基盤総合整備パイロット事業が創設されるや全国に先駆けて常滑市で着手した。

その後、昭和48年農村総合整備モデル事業の創設により豊明市、昭和51年農村基盤総合整備事業（一般地区）の創設により春日井市（坂下地区）、昭和52年農村基盤総合整備事業の制度改正による集落排水処理特例として田原町（六連地区）、同じく昭和55年生活環境特例として豊橋市（細谷地区）と農村総合整備事業を積極的に推進してきた。

また、昭和55年10月、農政審議会が答申した「80年代の農政の基本方向」の基本方針において、農村環境整備は独立の課題として取り上げられ、政策的に捉えていくための制度研究に着手するなど今後増え、農村環境整備の発展が期待される一方、第2次臨時行政調査会の最終答申では、農村総合整備事業における生活環境施設整備

への補助は必要最小限に限定すると共に総額の縮減を求めるなど、新たな厳しい転換期に迫られている。

しかしながら、農村地域社会は都市化、混住化によって様々な人々が集まった地域となっているなかで、農業集落内の人間関係を互いに理解し、農村社会を明るい住み良い居住環境に改善することが大きな課題であり、表一7に示したとおり農村環境改善センターはコミュニティーアイアの場として大いに利用されており市町村の期待も大きいものとなっている。

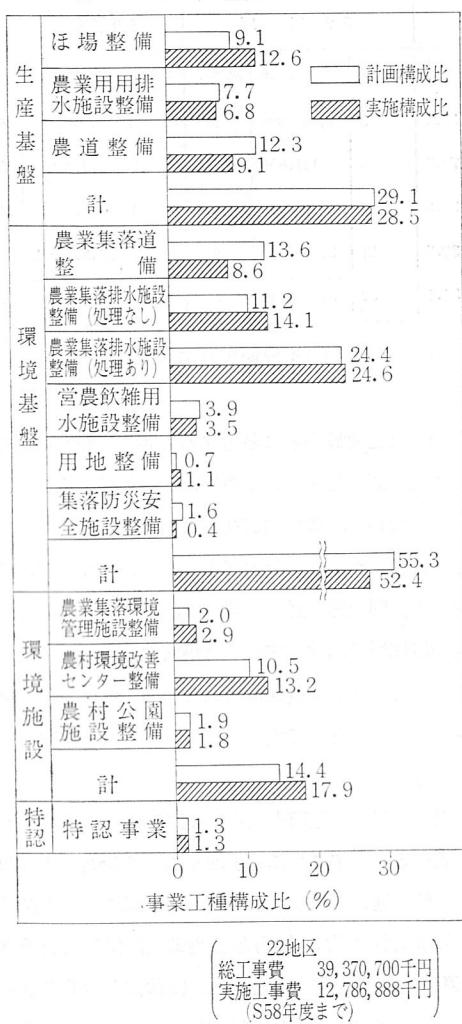
本県の農村総合整備事業の実施状況を展望してみると、表一8に示すように完了地区を含む38地区約729億円の整備を進めており、59年度当初予算における農村総合整備事業費は約30億円と土地改良関係事業費予算約380億円の8%を占めると共に、団体営土地改良事業の半分を占めている。また、対前年比では約6%の増加となっており、特に農業集落排水事業の伸びが著しい。

農村総合整備モデル事業を実施している22地区のうち、11地区が集落排水処理施設整備を実施しており、工種別計画構成比率でも24.4%と最も高く、さらに実施構成比率でも24.6%を占め集落排水（処理なし）を含めると集落排水の整備は38.7%に達している（図一7）。

このことは集落アンケート等によっても集落排水整備が最も要望の強いものであると共に、緊急に整備する必要性の高いことを示している。

また、供用開始している集落排水処理施設の水質状況については表一9に示すように、水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準を十分充たす水質となっており、

図-7 農村総合整備モデル事業の工種構成



農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善に大いに役立っている。

表-9 農業集落排水処理施設の水質状況  
(5地区平均値)

	BOD	SS	pH	COD
流入水	ppm 54.0	ppm 50.6	6.9	ppm 72.6
処理水	5.8	5.3	6.8	15.1

注：5地区9回の測定値の相乗平均値

本県においては愛知用水、豊川用水等の大規模農業水利事業によって水源開発と農業用水路の整備が一体的に進められたほか、ほ場整備事業、水質障害対策事業等により用排水分離が積極的に進められているため、生活排水が農業生産基盤に直接的な障害を及ぼすことは少なくなつてはいるが、環境整備の総合的な推進によって農業集落の居住空間を豊かで住み良い快適なものにすることにより、活力ある明るい農村が建設されるものと考えております。今後共一層、農村環境整備の推進に努力してゆく考えである。

また、本県の農村総合整備モデル事業は昭和49年度以来22市町村で実施してきたが、事業完了は安城市の1地区に留まっており、表-8に示したように残事業量は約60%と工事期間も長期化している。

このため、地域の状況の変化及び受益農家のニーズの多様化により事業の推進上、新たな課題も発生している地区もあるが、本事業に対する農業者、市町村等関係者の期待は極めて大きいものがあり、今後共増え、事業発展に努力を傾注してゆかなければならぬと考える次第である。

# 緑のネットワーク

井 上 積\*

## はじめに

本市は愛知県のほぼ中央に位置し、中部経済圏の中心都市の名古屋市へ32kmの距離にあり、北は豊田内陸工業地帯と南は衣浦臨海工業地帯との間にあり、気温は温暖（平均14.9°C）で雨量も年間降雨量1,500mm程度で農耕に適し、恵まれた地の利を背景に農、工、商調和のとれた街づくりが進み、今日では129,000人余を有し都市近郊型の農村都市である。

かつての「あんじょう」は市域の大部分が碧海台地と呼ばれ、北西部は洪積世段丘堆積層からなり、極めてゆるやかな起伏をもつ台地を形成している乾田地帯であり、南東部に一部矢作川に沿って沖積層を形成しているが、水利にとぼしく農耕は困難をきわめていたが明治用水が完成（明治13年）してからは、水田農耕が飛躍的に

発展した。

当時の農業は水稻を中心に養蚕、養鶏、園芸などが地の利を生かした多角的な經營が行なわれ、農民組合組織の発展とともに「日本のデンマーク・安城」の名を全国に広め、農業生産を基盤として発展してきた。しかし、近年都市化、工業化が急速に進み反面農家戸数や農業就業人口等の減少傾向が顕著になり、農業をとりまく環境は著しく変化してきている。

このような諸情勢に対応するため、本市では農業振興地域の指定等土地の計画的利用をはかりながら農業經營の合理化を推進し、農業生産の基礎である土地基盤整備事業に積極的に取組んでいる。昭和58年度末においては計画面積の96%余の整備をはかってきている。

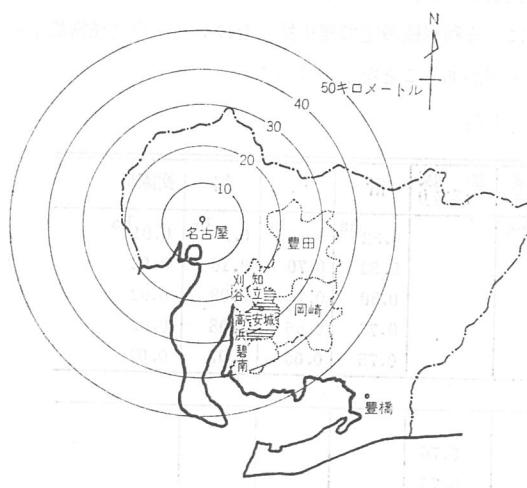
一方、都市化、混住化が進み市街部より住環境整備が大幅に遅れていた農村部には、昭和49年度より農村総合整備モデル事業を実施し、市街部と農村部が調和のとれた住みよい町づくりに努めているところである。

本稿では、山間地がなく緑の少ない本市において、農村総合整備モデル事業で緑道として整備した過程と、市内を縦貫している明治用水の管路化に伴い上部を大規模自転車道（グリーンロード）として整備して、緑と安らぎのある居住環境を創造した「緑のネットワーク」について紹介するものである。

## 土地基盤整備事業の概要

本市は前述のとおり恵まれた地の利や交通条件の背景があり、又市においても一時期工場誘致条例を制定し、積極的に産業振興をはかった経緯もあって、昭和30年後半より経済の好況も相まって工場進出（主に自動車産

安城市の位置



\* 安城市建設部土地改良課（いのうえ つもる）

農家戸数の推移

	総数	伸び率	専業	伸び率	第1種兼業	伸び率	第2種兼業	伸び率
昭 35	7,221	100	2,120	100	2,777	100	2,322	100
40	6,860	95.0 100	646	30.5 100	2,820	101.5 100	3,394	146.2 100
45	6,600	91.4 96.2	537	25.3 83.1	2,278	82.0 80.8	3,785	163.0 111.5
50	6,044	83.7 88.1	375	17.7 58.0	1,085	39.0 39.1	4,584	197.4 135.1
55	5,532	76.6 80.6	349	16.5 54.0	590	21.2 20.9	4,593	197.8 135.3
前年対比	91.5%		93.1%		54.4%		100.2%	

構成比

昭 35	100 %		29.4 %		38.5 %		32.2 %	
40	100		9.4		41.1		49.5	
45	100		8.1		34.5		57.4	
50	100		6.2		18.0		75.8	
55	100		6.3		10.7		83.0	

経営耕地別農家数

区分	総数	0.3	0.3	0.5	0.7	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.0 ha以上のうち										耕農規 制作家定 し な例 外
		未 満	l	0.5	0.7	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3	4	5	6	7	8	9	10	15		
昭 35	7,221	1,326	1,052	843	1,358	1,812	682	118	16	4											10
40	6,860	1,229	1,073	873	1,242	1,632	657	125	21	2											6
45	6,600	1,239	1,074	905	1,142	1,458	601	142	24	7											8
50	6,044	1,355	987	831	1,083	1,167	450	116	30	21	13	2	2	4							4
55	5,532	1,367	929	791	886	1,018	358	100	26	49	25	8	6	2	2	3	1	2			8

構成比

昭 45	100	18.4	15.4	12.7	18.1	23.7	9.4	1.8	0.3												0.1
50	100	22.4	16.4	13.8	17.9	19.3	7.4	1.9	0.5	0.3											0.1
55	100	24.7	16.8	14.3	16.0	18.4	6.5	1.8	0.5	0.9											0.1

0.3ha未満の農家が増え、0.3~3haの農家が減少した。

又3ha以上の農家が増加している。

これは農家戸数の推移と同じ傾向を示し、第1種兼業

農家が第2種兼業農家に変わり、農用地利用増進事業等

による利用権設定で規模拡大をはかり、自立經營農家の

出現があることを示している。

経営耕地面積

区分	総数	田	畠	樹園地	専従者 1人当り	従事者 1人当り	農家 1戸当り	計	田	畠	樹園地
昭 35	5,945	4,894	908	142	0.38	0.22	0.82	0.13	0.68	0.13	0.01
40	5,633	4,776	712	144	0.52	0.30	0.82	0.10	0.70	0.10	0.02
45	5,298	4,617	548	138	0.53	0.26	0.80	0.08	0.70	0.08	0.02
50	4,607	3,989	471	147	0.62	0.27	0.76	0.06	0.66	0.08	0.02
55	4,157	3,606	390	161	0.63	0.28	0.75	0.07	0.65	0.07	0.03

構成比

昭 45	100 %	87.1 %	10.3 %	2.6 %			0.76				
50	100	86.6	10.2	3.2			0.75				
55	100	86.7	9.4	3.9							

田畠の構成比はほとんど変わっていない。わずかに樹園地が増加しているが、50年から5年間で450ha減少

し、50年対比90.2%の減少率であるが農地法等により優良農地は今後も確保出来るものと思われる。

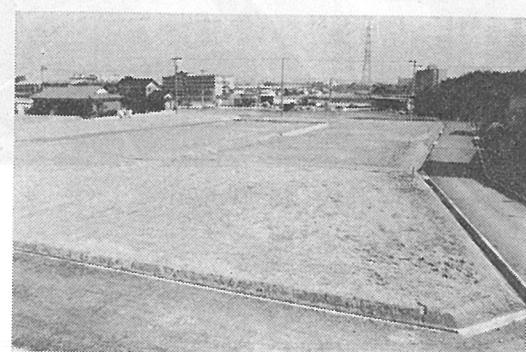
業)がめざましくなり、農業と他産業との所得格差は大きく広がり、農地や農業就業人口の減少が進み、専業農業から兼業化への移行も激しくなり、農業を取り巻く環境は深刻化してきた。

古くから米作を中心とした主要穀倉地帯で、耕地の殆どが水田である本市は、昭和43年から県営は場整備事業を実施し、機械化営農に適応出来るよう農地の集団化、用排水路の分離、農道の整備を図ってきた。これによつて、かつては湿田等で農作業に困難をきわめていた地区

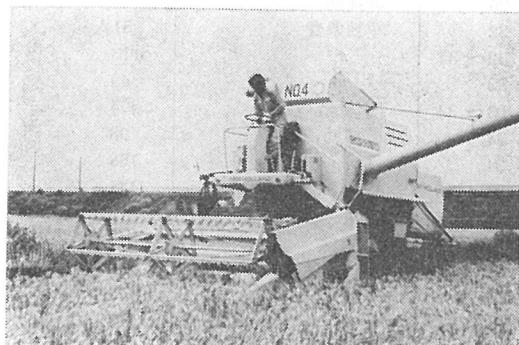
が殆どなくなり、水田利用再編対策にも対応出来る現状になり、農用地利用増進事業も支障なく進められる状況が生まれてきている。昭和58年度末では県営事業として地区2,205haに団体営事業を加え60地区4,071ha(継続地区含む)を実施したが、事業には農家の分家住宅用地や農村公園の確保など、後述の農村集落の環境整備と一体的な整備をはかり、農業に従事する者が希望のものとする、やりがいのある農業が出来るよう推進している。



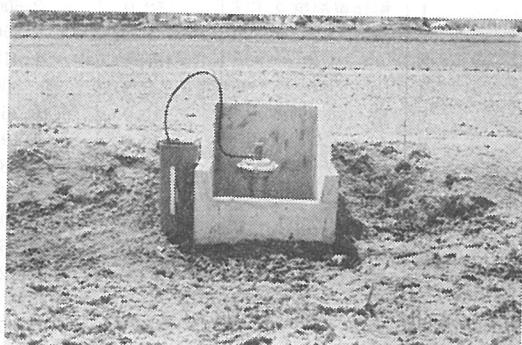
転作の大豆



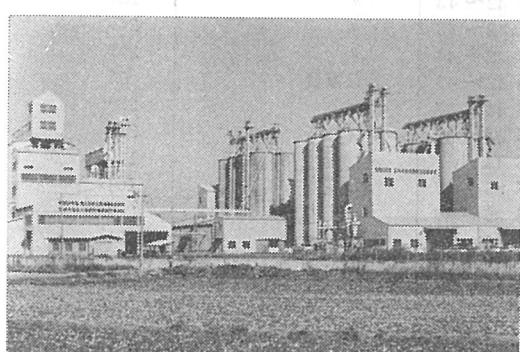
農家の分家住宅用地



コンバインによる収穫



パイプライン化による半自動給水栓 (非補助地区)

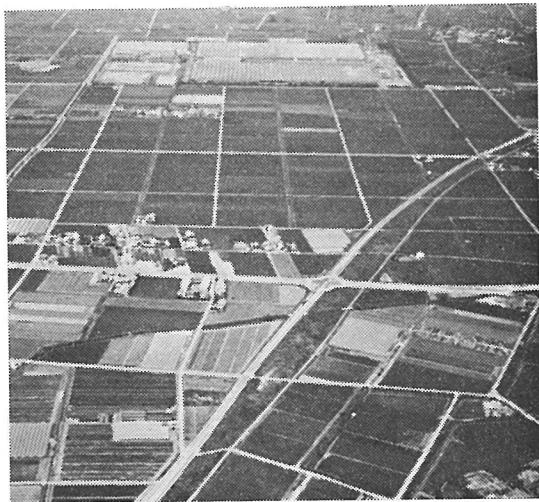


安城市農協カントリーエレベーター



ヘリコプターによる空中防除作業

土地改良事業の概要



空から見た整備状況



整備事業実績表

(47年度まで)

図面番号	地区名	事業量	事業費	事業年度	摘要	組合員数
1	桜井東部第2工区	ha 52.0	千円 2,600	S 26	非補助	
2	高木	3.4	250	S 32	単独県費	51人
3	里	(13.5)	1,418	S 32~34	"	113
4	山崎	3.9	300	S 33	"	49
5	第一	110.0	19,360	S 33~34	団体営、救農	475
6	第二	14.6	1,196	S 34	非補助	98
7	第三	38.5	5,983	S 34	"	168
8	第二工区	100.6	20,870	S 34~36	"	448
9	第一工区	80.4	8,000	S 35~36	"	275
10	第三	50.0	8,264	S 35~36	団体営	219
11	第四	86.0	38,120	S 37~38	新幹線関連	648
12	藤井	55.4	3,500	S 37	非補助	213
13	小川	38.7	4,050	S 38	"	196
14	第五	20.0	12,000	S 39	団体営	89
15	東端	86.0	67,130	S 39~40	構造改善	375
16	堀内	64.4	53,889	S 41~43	団体営	469
17	柿崎	23.0	21,000	S 42~43	"	136
18	第六	43.0	36,000	S 42~43	"	245
19	姫小川	48.0	45,970	S 42~44	"	297
20	山中	5.5	5,000	S 42~43	単独県費	55
21	尾崎	56.0	91,740	S 44~47	団体営	239
22	根崎	72.0	115,096	S 44~47	"	375
23	篠目	27.0	29,545	S 44	非補助	129
24	和泉	24.0	62,169	S 45~47	団体営	164
25	城ヶ入	48.0	102,230	S 45~47	"	259
26	井抗山	8.5	13,000	S 45	単独県費	31
27	山中東部	23.0	42,500	S 45	" 非補助	222
28	上条北部	7.0	17,500	S 46	" "	144
29	篠目北部	7.2	18,197	S 47	単独県費	49
	計	1,196.1	846,877			

(48年度以降)

図面番号	事業名	地区名	着手予定期	全 体		備 考	
				事 業 量	事 業 費	ha	千円
30	団体営ほ場整備	篠目南部	S 46～48	48.1	135,903	組合員数	290人
31	団体営土地総	東別所	S 46～48	11.8	40,105	"	
32	団体営ほ場整備	西別所	S 46～48	20.8	50,856	"	{ 245
33	"	小川中部	S 47～49	37.4	79,800	"	291
34	"	山中西部	S 47～49	26.1	68,764	"	244
35	"	浜屋	S 47～49	41.2	96,530	"	258
36	"	今村西部	S 47～50	18.9	69,742	"	131
37	"	池浦	S 47～51	43.4	158,059	"	329
38	団体営土地総	藤井東部	S 49～51	17.8	71,386	"	125
39	"	山中南部	S 50～52	15.7	66,440	"	85
40	団体営ほ場整備	池浦北部	S 49～51	21.1		"	74
41	"	今池工区	S 50～54	39.0	317,581	"	164
42	団体営土地総	東端東部	S 50～53	24.8	139,890	"	199
43	団体営ほ場整備	藤井西部	S 50～54	26.9	147,823	"	168
44	"	城泉	S 52～57	60.3	444,222	"	261
45	"	藤井中部	S 53～56	32.7	146,216	"	187
46	"	里西部	S 53～58	65.5	414,200	"	314
47	"	里中部	S 54～58	55.6	330,200	"	291
48	"	藤井東山	S 54	5.6	37,000	"	35
49	団体営土地総	和泉本郷	S 55～59	21.2	216,600	"	133
50	"	根崎北部	S 56～59	19.8	257,500	"	163
51	非補助土地融資	藤井高根	S 57～58	6.6	42,000	"	46
52	"	今本	S 58～59	4.7	58,300	"	25
53	"	篠目東部	S 58～59	5.3	45,200	"	33
54	県営ほ場整備	安城西部	S 43～48	353.7	726,960	"	1,313
55	"	安城西部二期	S 44～51	376.9	1,023,200	"	1,391
56	"	安城中部	S 46～55	496.0	2,108,800	"	2,060
57	"	安城北部	S 46～53	215.4	988,900	"	1,042
58	"	安城南部	S 48～59	462.0	3,343,000	"	1,510
59	"	安城東部	S 52～59	273.0	1,780,000	"	876
60	"	城南	S 56～60	(72.0) 28.0	895,000 153人	安城市28ha 西尾市44ha	180人
	計	60地区		4,071.4	15,147,054		

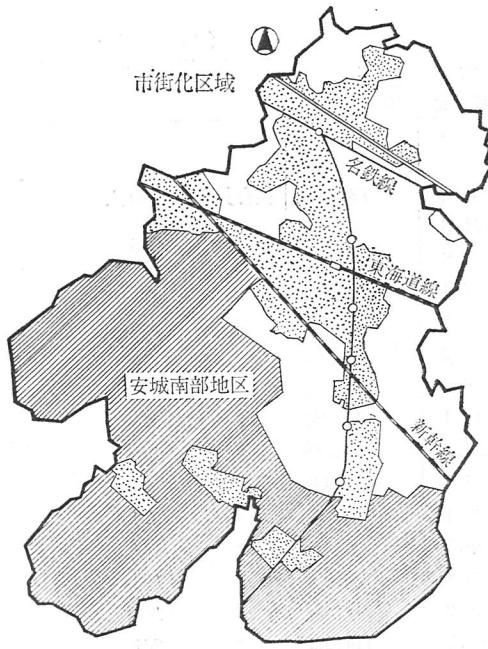
## 農村総合整備モデル事業と緑道計画

### 1. 安城南部地区の概要

農用地がほ場整備事業によって計画的に実施され、市内の農業協同組合を農業近代化の基軸としてカントリー・エレベーターや低温倉庫等各施設の拡充、大型機械の導

入等、農地の生産基盤づくりが整備されるに従い、農村部には集落内外の道路や排水の不備等、多くの問題が残された。

そこで、市街部より整備が遅れている農村部の生活環境を生産基盤と一体的に改善し、生産性の高い農業の育成と同時に住みやすく、豊かでうるおいのある農村を作る目的で、市内では農業生産のウエートが高く、集落も農村的傾向が強く、将来も農業振興事業を積極的に実施



すべき地域の南部地区 4,062ha を実施対象地区とした。

## 2. 事業の方針及び内容

地区内には15集落があり、総戸数 4,499 戸のうち農家戸数 3,220 戸があり、生産基盤は概ね整備されてきていくので、本事業においては環境基盤並びに環境施設整備の充実を重点的にねらった。

なお、農道及び集落道整備については東端集落等においてモデル的に緑道として整備した。

### (1) 集落排水施設及び農業用排水施設整備

古くから農業を中心に集落が形成されている農村集落の雨水排水は、道路側溝及び小排水路によって農業用排水路や、河川に放流していたが未整備箇所が多く、特に河川への落口の状況はあまりにも整備水準が低く、一回降雨に際しては各所で湛水被害や農地の排水障害を引き起こしていた。このため、各集落の基幹排水路で、

土地利用状況表

(単位: ha)

項目	耕 地				採放牧草地	農用地計	宅地	公共用地	山原林野	その他	合計	備考
	田	畠	樹園地	小計								
安城市	全体 実数	4,617	548	133	5,298	—	5,298	1,706	83	59	1,421	8,567
	指数	54	6	2	62	—	62	20	1	0.6	16	100
	市街化区域 実数	564	96	17	677	—	677	623	48	9	463	1,820
	農振地 実数	4,399	393	90	4,882	—	4,882	1,083	35	50	697	6,747
計画区域	実数	2,301	332	66	2,699	—	2,699	812	27	32	492	4,062
	指數	56	8	2	66	—	66	20	1	1	12	100

地区の農業集落状況

集落名	集落形態				戸 数			人口				備考
	散在	散居	集居	密居	総戸数	農家戸数	農家率	総人口	農家人口	農業就業人口	人口比率	
南部地区	0	1	11	3	4,499	3,220	72.0	23,610	16,122	5,816	24.6	
安城市	集落総数 46			集落	(25,885)	(6,600)	(22.8)	(104,660)	(33,248)	(40,070)	(30.1)	

(昭和48年事業計画時資料)

かつ緊急度の高いものを優先的に整備を行ない、集落内排水路については特に道路幅員が狭くて排水路の設置が不可能であり道路勾配も不整形の場合は、暗渠方式を探

用した。

その結果、降雨時の湛水や生活污水を管水路に導入して基幹排水路に放流して湛水被害や農地への生活污水の

### 事業の実施概要

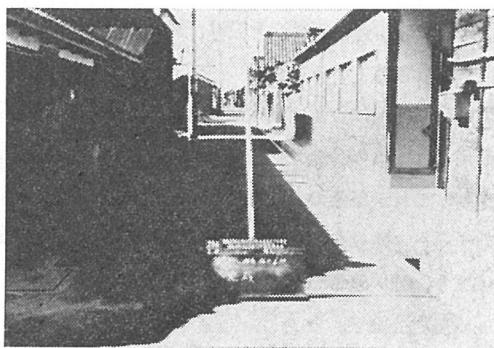
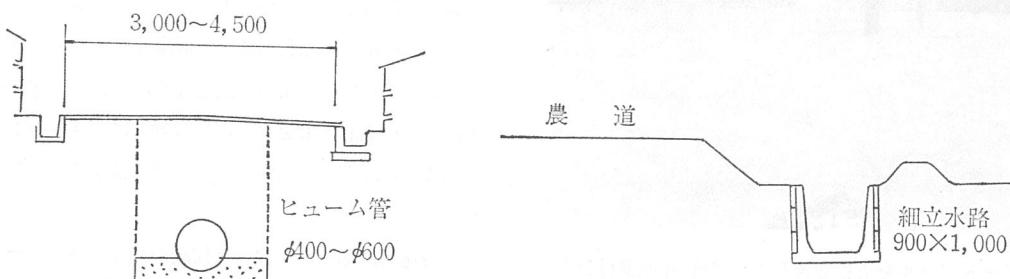
事業内容	工種区分	事業量	事業費	備考
農業生産基盤整備	農業用排水施設 農道 計	3路線 1,374m 12路線 7,629.9 m	46,682千円 205,835 252,517	当初計画事業費 880,000千円 53年度変更計画 1,285,000千円
農村環境基盤整備	農業集落道 農業集落排水施設 用地整備 集落防災安全施設 計	16路線 5,655m 29路線 11,614m 1カ所 8,000m <sup>2</sup> 2カ所 259m <sup>2</sup>	124,700 558,927 22,480 1,920 708,027	
農村環境施設整備	農村環境改善センター 農村公園 計	1棟 1,327m <sup>2</sup> 4カ所 10,030m <sup>2</sup>	353,350 57,806 411,156	
合計			1,371,700	

### 標準断面図

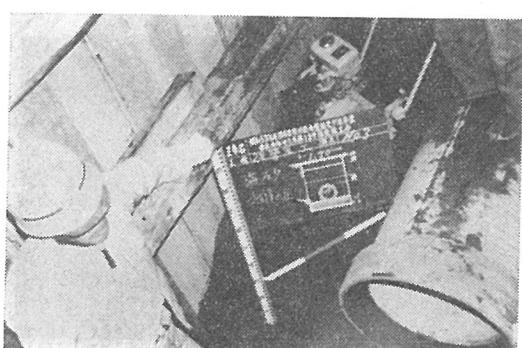
#### 集落排水施設

利用した農業用排水施設

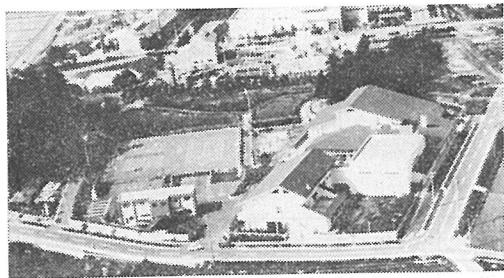
(集排13号)



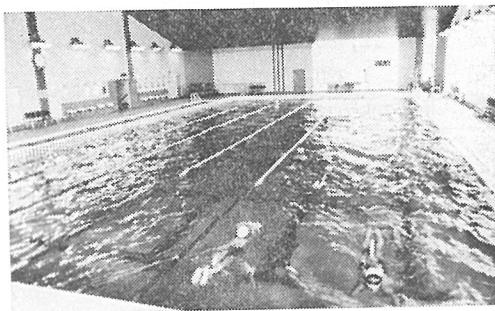
狭い集落道



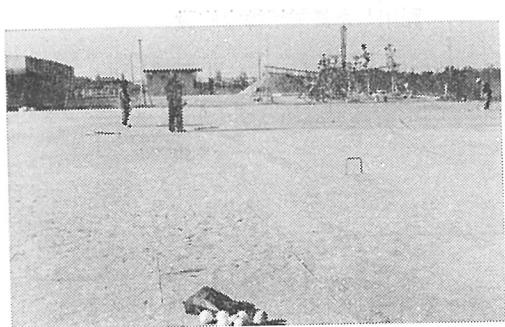
暗渠工事中の集落排水



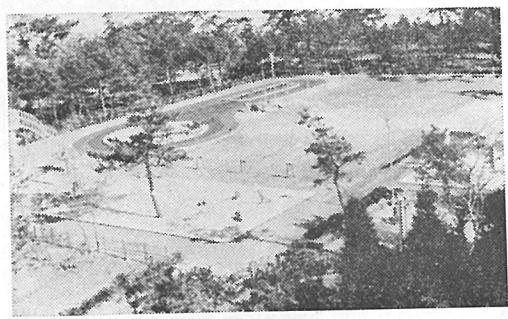
安祥ヶ原名残りの松林を取り込んだセンター全景  
(上部は市衛生センター)



塵芥処理場の余熱利用した温水プール



ゲートボールを楽しむ老人クラブ員(赤松農村公園)



緑に囲まれた東端農村公園

流入を防いだので、集落の衛生環境は非常によくなり、又排水路の暗渠化をはかった箇所は、狭い集落道路が幅広く活用出来て農業用車両等の運行が円滑になり、上部の有効利用がはかられた。

### (2) 農村環境改善センター

地区内には地域の拠点的なコミュニティ施設はなかったので、建設計画には事業の主旨をふまえ住民アンケートも実施して施設内容を検討し、利用者の意見も反映させている。設計にあたっては、各施設を多目的に利用できるようにし、玄関ホール等は吹き抜きの大きな空間は避け、内装も出来る限り地味な仕上げとし、壁面は地域住民の文化活動等の発表や作品展示が出来るように配慮した。

建物の外観は、農村環境施設としてのイメージ作りと周辺の景観に配慮した切妻タイプとし、農村景観の保全をはかり、利用者に親しみをもたせるものとした。

設備関係では省エネ対策として隣接する市の塵芥処理場の余熱利用を計画し、センター全館の冷暖房や屋内プール、浴場等に必要な熱エネルギーをこの余熱で賄うこととした。

省資源対策についても、屋内プールの溢流水は外部に放流することなくタシクに貯えて、水洗便所の洗浄水と庭園等の散水用として再利用をはかっている。

屋内プールは余熱利用により低廉なランニングコストで年間を通じての利用が可能となり、これがセンター利用に対し相乗的効果を生み、投資効果は大きいが本事業の整備基準に合致しないので、市費単独事業として整備した。

施設運営にあたっては地域住民のコミュニティ施設として円滑な運営をはかるため、集落代表者、各種団体代表者等による運営委員会を設け、施設運営全般について協議運営されている。

施設利用状況は各種の文化活動、スポーツ活動等幅広く活用されており、クラブの組織化(35団体)も自主的に進み、これが集落の公民館活動にも反映して地域コミュニティの醸成を推し進め、地域住民のふれあいの輪が広まり、強い連帯感が生まれてきている。

### (3) 農村公園

各集落とも公園施設はないため、用地の選定、確保に

あたって意欲的に取り組み、は場整備事業に併せて用地を捻出されたもの3カ所を含み4カ所の農村公園の整備をはかった。

整備後は、地域住民の健康増進といいの場としてスポーツやレクリエーション活動に幅広く活用されており、ソフトボールやゲートボール等のクラブ組織も生まれ、地域の「ふれあいの場」として定着してきている。

維持管理は、地域性のある施設であるので各公園ごとに維持管理組織の「農村公園愛護会」を設け、自主的に運営されている。

### 3. 緑道計画（農道、集落道整備）

集落の利便性の向上と、歩車道分離や防護柵等交通の安全を確保すべく改良し、舗装整備を行なうほかに通学道路や農道等に街路樹を配置し、「緑道」として整備した。

#### (1) 緑道構想

「緑」は、生活に潤いと安らぎをもたらし豊かで明るい自然環境を作り、人間性を回復する。市街部に限らず農村部においてもその必要なことはいうまでもない。

現在農村部の緑は生産緑地が主体であるが、実際生産にたずさわっている農家の側から見れば緑としての効果は皆無である。

生産緑地は収穫が行なわれれば消滅し緑の効果を求めるることは不可能である。

道路計画は自動車より歩行者を優先し、より安全で快適に通勤、通学できるよう歩車道を分離した計画とし、これによって通過交通の車を排除し、本来の生産、生活道としての機能を回復させた。分離帯には地域の実情に即応した樹木を植栽し、四季を通じて地域住民の生活環境に潤いをもたらせることができる。

幅員の制約から歩車道分離ができない道路は、道路の片側に植樹する。

この緑道が集落全体を囲み、学校あるいは公園に連絡し、住民全体がより良い自然環境に接することができ、明るく住みよい農村の生活環境を作りだすことが緑道構想と考える。

本市は、昭和48年に緑の回復と保全を目的として「安城市緑化条例」を制定したが、モデル事業はこの緑化条



県営は場整備事業で幅員 5.5m の支幹線を整備したのち、市で15m まで拡幅し植栽した道路

例の目的を達成するために役立っている。

#### (2) 緑道の配置計画

農道、集落道を本来の機能のほかに緑道として幅広く効果を上げていくには、各集落においていかに配置計画をするかが重要なことといえる。

緑道の機能をあげれば

- (イ) 視覚対象（生活環境）としての緑道
- (ロ) レクリエーション、コミュニケーションの場としての緑道

(ハ) 安全性、保健衛生に資する緑道

(ニ) 災害時の避難場としての緑道

等があり、この機能をいかに組合せ、地域住民がどのように利用するかが肝要である。

本市はモデル事業区域内の東端集落においてモデル的に緑道計画を立てたが、この集落は戸数750戸で小学校、中学校もあり、市内では比較的大きな集落である。

この配置にあたっては

- ① 集落の周囲を緑道で囲み農作業の目的のほかに住みよい自然環境を作る。
- ② 小学校、中学校の通学路とし、安全性の確保及び情操教育に役立てる。
- ③ この緑道をモデル事業で実施する農村公園や集落の公共施設と結び一体的な利用が可能となる。

を目的として行なった。

この東端集落の緑道計画の効果はサイクリングロード的な利用、又四季を通じてこの緑豊かな自然環境により、人々に安らぎを与えられた等、この一体的な配置計

画は一本の緑道としての効果以上に幅広い効果が上がった。

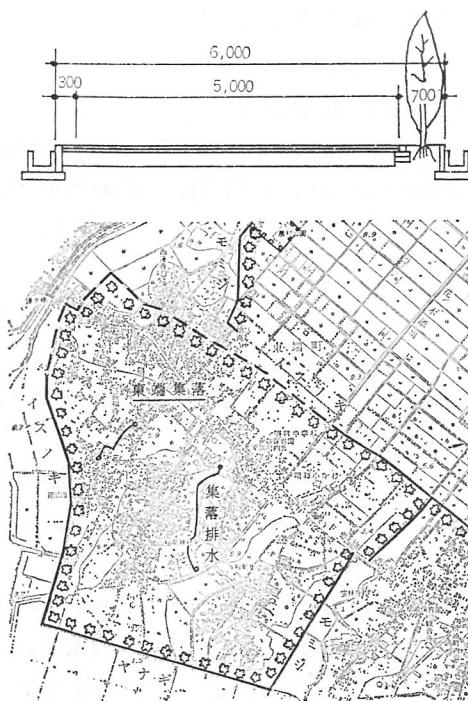
#### <緑道の樹種の選定>

緑道の設計にあたって一番苦労したのは、地域の実情にあった樹種の選定である。

#### 道路整備の概要（安城南部地区全体）

農道整備	12路線 7,629.9m 3.0／4.0～（車道幅員）
拡幅整備	2 // 959.0 7.5／8.0 m（全幅）
改良整備	10 // 6,670.9
付帯施設	
自転車道	1,728 m
街路樹	188 本
街路灯	5 基
防護柵	919 m
側溝	210 m
農業集落道整備	16路線 5,655m 2.0／2.0～（車道幅員）
改良整備	16 // 5,655 5.0／6.0 m（全幅）
付帯施設	
側溝	1,816 m
街路樹	378 本
街路灯	2 基

#### 標準断面図（集落道）

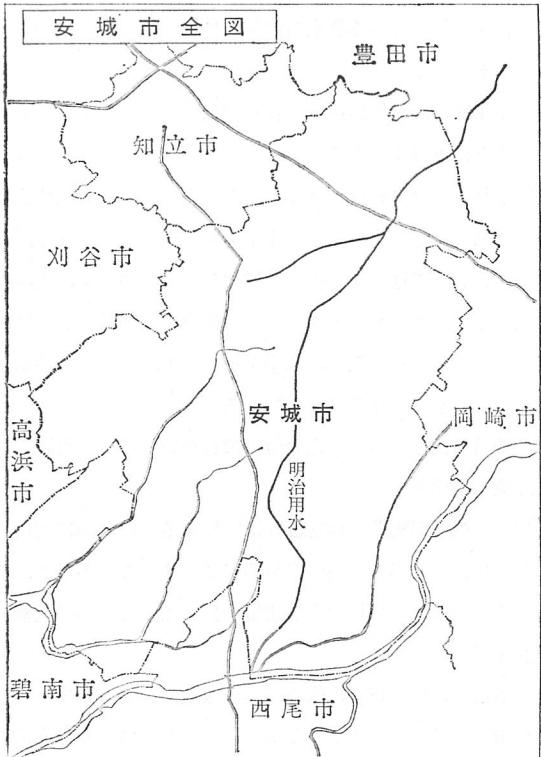


選定にあたっては

- ① 広葉樹であること。
- ② 農村部の緑の保全と落葉が水路につまらないため出来る限り常緑樹が望ましいこと。  
(現在の街路樹はほとんど落葉広葉樹であり、この樹種を除くと種類が限られる)
- ③ 病虫害に強いこと。
- ④ 防風樹であり土壤、乾湿性等の諸条件に強いこと。
- ⑤ 樹高は3～4 mまでとし巨木とならないこと。
- ⑥ 盆木、枝折りされないために、美しい花をつけないこと。
- ⑦ 枝葉が張って農作物を日陰にしないこと。
- ⑧ 植樹により草刈りの維持管理が出来にくくなり、冬期に行なっている草焼きが出来なくなるため、植栽位置等も検討しておく必要があること。

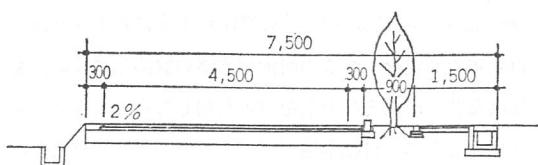
等を考慮して行った。

東端集落の緑道の配置計画は、春に新芽が美しいヤナギ、秋に紅葉するモミジ及び常緑のイスノキを植栽し、四季折々の自然に接することが出来るよう配慮している。



<道路の計画> 一タイプ別一

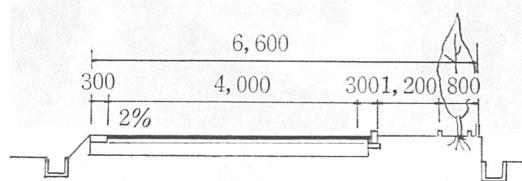
断面例-1



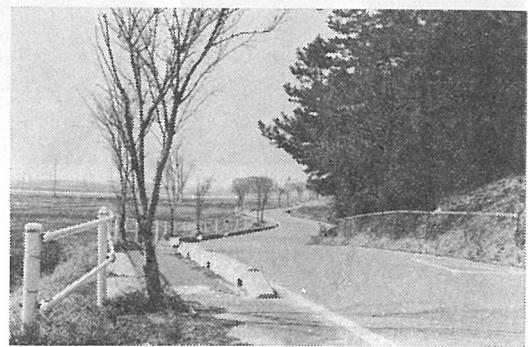
幅員が 7.5m 以上の場合は歩車道を分離して植樹帯を設けた。



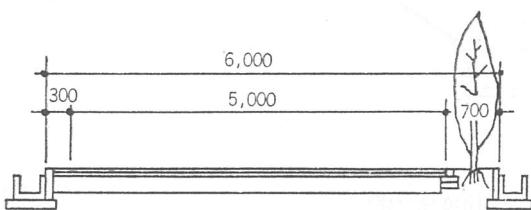
断面例-2



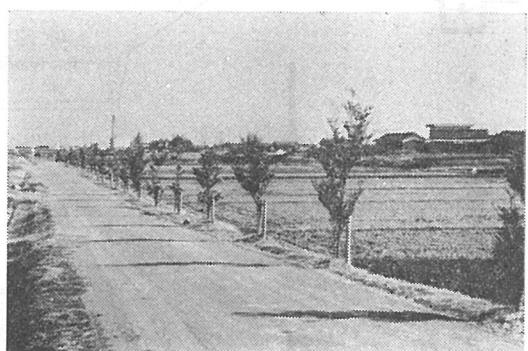
幅員が 6.5m～7 m の場合。



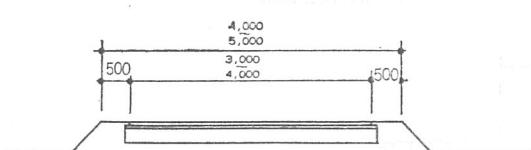
断面例-3



幅員が 6.0m の場合は路肩に植樹帯を設けた。



断面例-4



モデル事業で植樹をしない道路は関係者の熱意により地元町内会で植栽している。

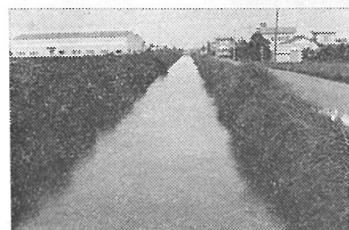


## 大規模自転車道（グリーンロード）の概要

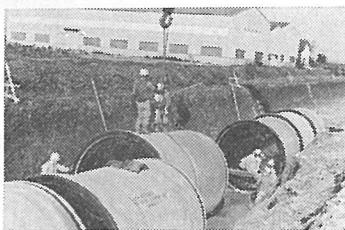
### I 事業の背景

市内を縦貫している明治用水路は、一級河川の矢作川を母流として、本市を中心に豊田、岡崎、知立、刈谷、高浜、碧南、西尾の八市にまたがり、水路延長430km、かんがい面積7,400haにも及ぶ農業用水路である。明治

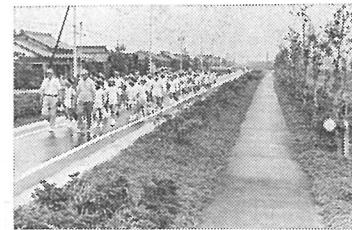
13年に多くの先覚者の努力によって開削工事されたものであるが、農業の近代化や都市化が進むなか、工業用水路としても利用すべく昭和48年より国営事業により明治幹線水路、東井筋、中井筋の管路化工事に着手された。百余年の歴史をもつこの明治用水路の管路化に伴い、愛知県及び本市はその上部を有効利用して古きよき名所を残すとともに、自転車道（グリーンロード）の整備をはかるものである。



かつての明治用水の清流

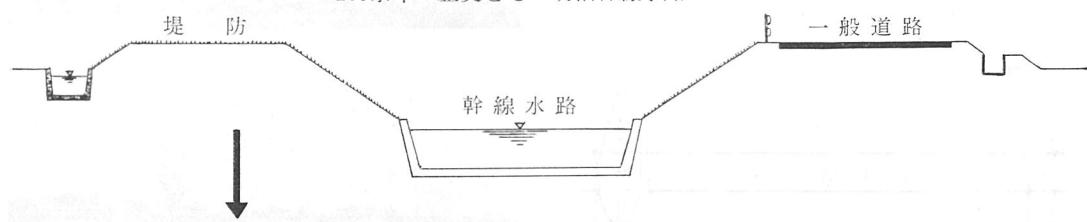


管路化工事中の明治用水



上部利用のグリーンロード

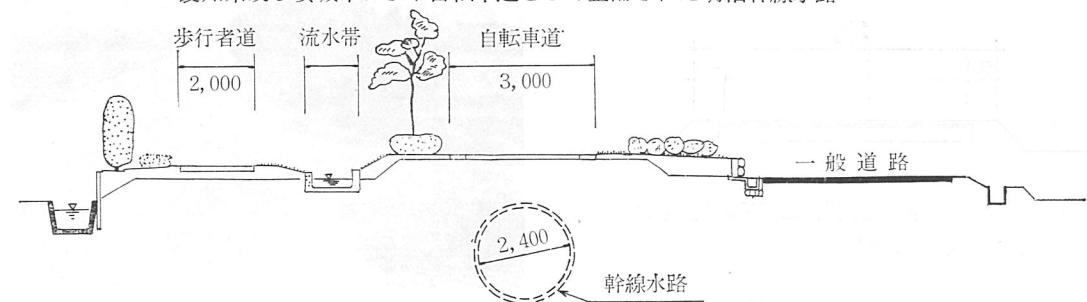
100余年の歴史をもつ明治幹線水路



国営事業にて管路化された明治幹線水路



愛知県及び安城市により自転車道として整備された明治幹線水路

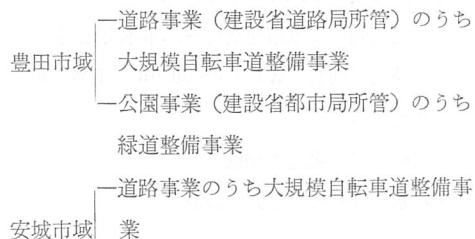


## II 自転車道の構造と安全性

本路線はB種の自転車道であり、市街地を走行する区間は自転車道と歩行者道を分離し、植栽帯、広場、流水帯等の修景施設を設けて環境保全に努めている。また主要交差部及び鉄道等との交差点はすべて立体交差（地下道）とし、横断交差点には安全標識、照明灯などの安全施設を設置し、自転車道と平行している一般道路及び用排水路との境は防護柵、縁石、生垣、土盛りなどに区分する等利用者の安全で快適な走行に努めている。

## III 自転車道の名称及び整備手法

愛知県……県道豊田安城自転車道線



一街路事業（建設省都市局所管）のうち  
歩行者専用道整備事業

安城市……市道中井筋自転車道線

安城市域一街路事業のうち歩行者専用道整備事業

## IV 安城市域の事業概要

### 1 県道豊田安城自転車道（県）

北は豊田市の北部から、南は安城市的南端にまで及び豊田市、安城市的市街地を南北に縦貫する全長36.4kmの区間を整備する。

#### (1) 計画区間

##### ① 全体計画区間

豊田市東梅坪町地内～安城市藤井町地内 L=36.4km

##### ② うち安城市域

安城市里町～藤井町地内 L=13.1km

(A) 道路事業 L=9.3km

(B) 街路事業 L=3.8km

##### (2)-1 道路局事業概要

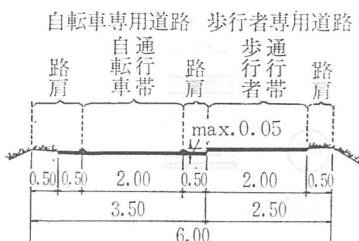
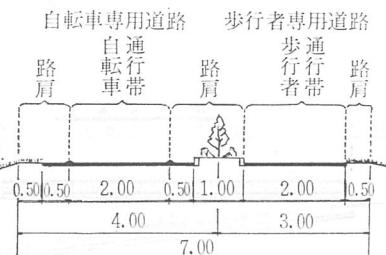
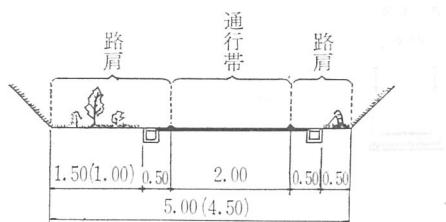
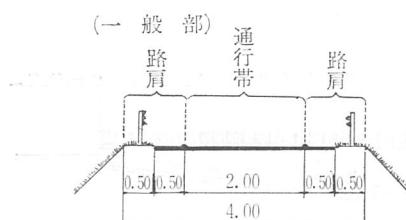
##### ① 事業名及び路線名

### 道路標識及び標準横断面図

[325の3] 自転車及び歩行者専用

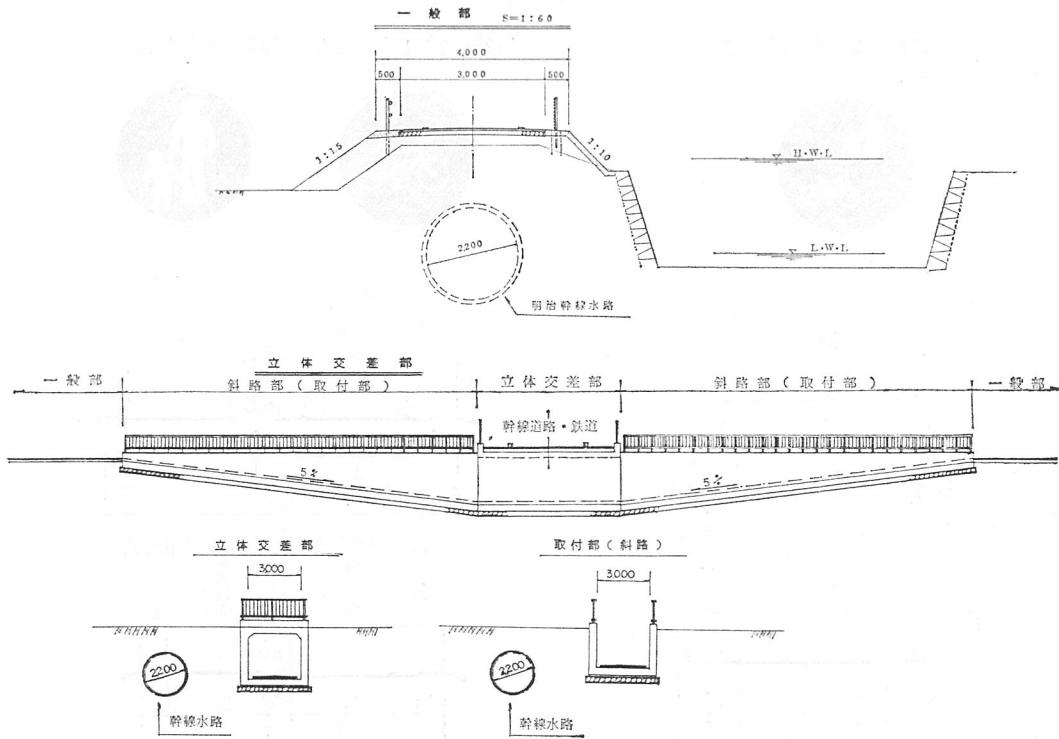


[325の2] 自転車専用 [325の4] 歩行者専用

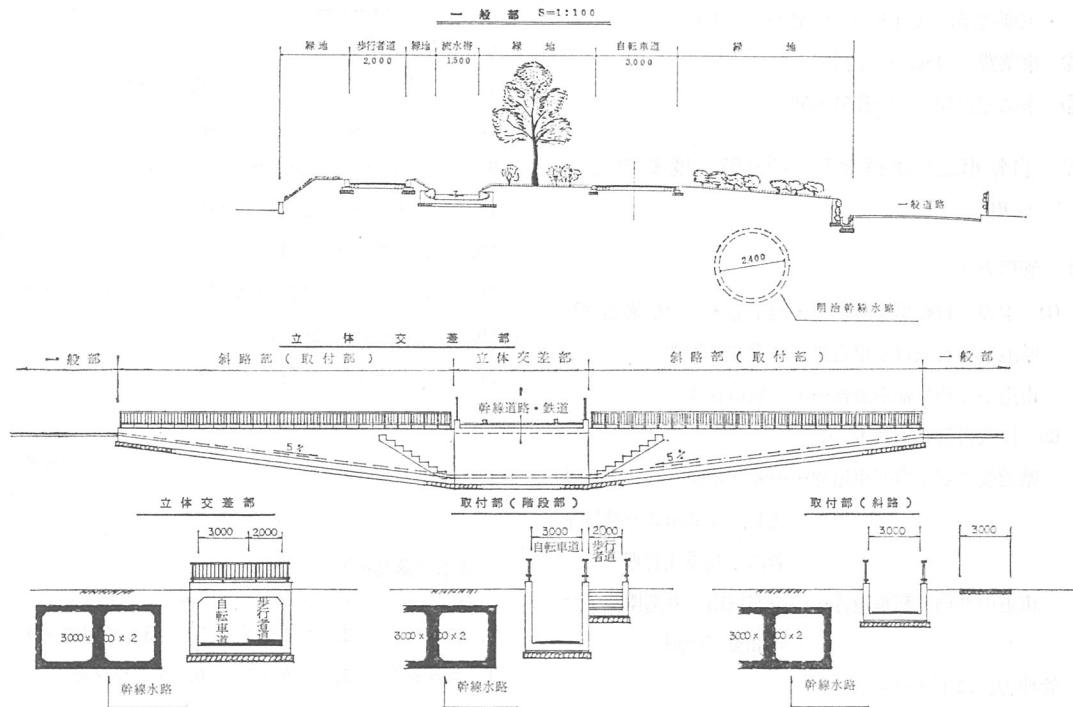


- ア 事業名 大規模自転車道整備事業  
 イ 路線名 県道豊田安城自転車道線
- ② 事業区間 安城市里町～新田町、安城町～藤井町地内
- ③ 幅員及び延長  $W=3.0 \sim 10.0\text{m}$   $L=9.3\text{km}$
- ④ 事業内容
- ・自転車歩行者道の整備
  - ・植栽帯の設置及び植栽工
  - ・主要道路、鉄道との立体交差工 7カ所
- ⑤ 事業費 968,000千円
- ⑥ 事業施行期間 昭和52～60年度
- 2 市道中井筋自転車道（安城市）  
 安城市的中心市街地を縦貫する県道豊田自転車道より分離し、北部、西部地区の市街地を環状して、グリーンベルトにて市街地を結ぶネットワークを形成する。
- (1) 事業概要
- ① 事業名及び路線名
- ア 事業名 歩行者専用道整備事業  
 イ 路線名 8, 5, 6 中井筋線
- ② 事業区間 安城市池浦町～二本木町地内
- ③ 幅員及び延長  $W=4.0 \sim 20.0\text{m}$   $L=3.6\text{km}$
- ④ 事業内容
- ・自転車歩行者道の整備
  - ・流水帯（せせらぎ）の設置

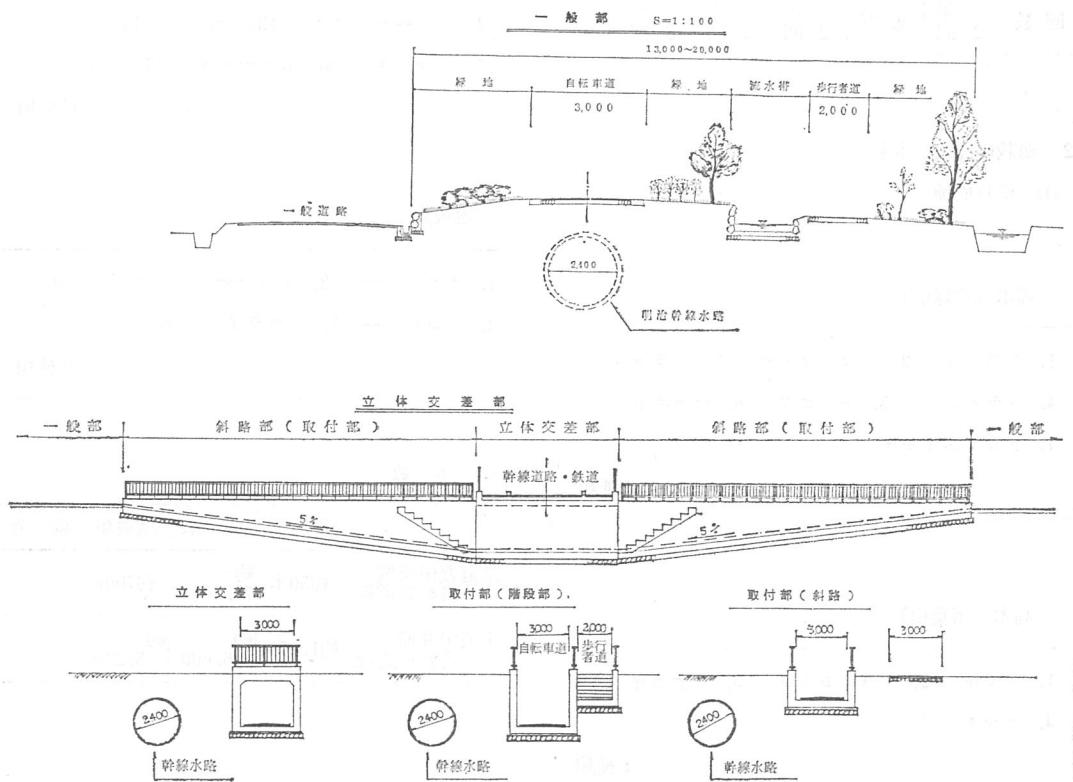
県道豊田安城自転車道線（道路局）標準横断図



県道豊田安城自転車道線（都市局）標準横断図



中井筋自転車道線標準横断図



- ・植栽帯の設置及び植栽工
- ・主要道路、鉄道との立体交差工 4カ所
- ⑤ 事業費 480,000千円
- ⑥ 事業施行期間 昭和51～59年度

## V 自転車道の維持管理（昭和57年度まで完了区間）

### 1 管理方法

- 本線（自転車歩行者道・地下道・その他構造物）
 

県道豊田安城自転車道線……愛知県管理  
市道中井筋自転車道線……安城市管理
- 植栽帯及び植栽木
 

県道豊田安城自転車道線……愛知県より安城市が受託し、安城市より造園業者に年間委託管理  
市道中井筋自転車道線……安城市より造園業者に年間委託管理

管理方法は下記のとおり

方法	刈込み	施肥	消毒	除草	清掃	備考
回数	2年回	適期	2年回	3回	8年回	

### 2 植栽樹種及び本数

#### (1) 植栽樹種

- 高木（常緑樹）
- クスノキ
  - クロガネモチ
  - シラカシ
  - マテバシイ
  - モッコク
  - ヤマモモ
  - トウネズミモチ
- 7種類

#### 低木（常緑樹）

- アオキ
- アセビ
- アベリア
- アララギ
- イヌツゲ
- マメツゲ
- オオムラサキツツジ
- キリシマツツジ
- ヒラドツツジ
- サツキツツジ
- カンツバキ
- キョウウチクトウ
- キンモクセイ
- クチナシ
- サザンカ
- シャリンバイ
- ジンチョウゲ
- トベラ
- ネズミモチ
- ハクチョウゲ
- ハマヒサカキ
- ヒイラギナンテン
- ヒイラギモクセイ
- ベニカナメ

24種類

#### 低木（落葉樹）

- アジサイ
- ガクアジサイ
- イボタノキ
- エニシダ
- コデマリ
- タニウツギ
- ハコネウツギ
- ドウダンツツジ
- トサミツギ
- ハナズオウ
- ハギ
- ヒューガミズキ
- マユミ
- ムクゲ
- ヤマブキ
- ユキヤナギ
- レンギョ

17種類

#### 地被類

- オカネザサ
- クマザサ
- コグマザサ
- クローバー
- コウライシバ
- リュウノヒゲ

6種類

#### (2) 本数

	高木	低木	地被類	備考
県道豊田安城 自転車道線	約50本	約 78,500本	約 700m <sup>2</sup>	
市道中井筋 自転車道線	約1,070	約 46,600	約 3,240	

#### 高木（落葉樹）

- ケヤキ
- ソメイヨシノ
- マナガキ
- ヤマモミジ

4種類

おわりに

農村総合整備モデル事業は、緑道計画のみならず健全で調和のとれた農村社会を維持発展させるための「新しい村づくり」に欠くことの出来ない事業である。

この緑道計画が自転車道の緑と結び、将来は中小河川の河川敷の緑道化等を含めた線的整備に、又集落内にある社寺林等の自然林の保全、公園緑化等の面的整備や学校等の公共緑化、工場緑化等の点的整備等各種の緑化が有機的に結びつき安全で明るく住みよい生活環境を作り出すため、今後も緑のネットワークの形成に努めたい。

# 都市・農村環境結合計画のあらまし

桑名 春義\*

## 1. はじめに

わが国における現今的地方行政は、経済の高度成長と生活様式の向上に伴い、都市から排出される廃棄物は、多様化と增量の一途をたどり、加えて大気、水質、土壤等の環境汚染問題も生じ、廃棄物処理行政については、近年とみに住民の行政需要が高まってきていることはご承知のとおりである。

こうした背景のなかで、廃棄物の適正処理と有効利用が各都市間で共通の話題となり、排出抑制、減量化、ごみの資源化等、その都市に合った清掃行政が望まれ、従来の排出実態に対応する、施設整備にとどまらず、行政の再点検と総合的な都市行政へ転換を求められている。

このようなときに、豊橋市が、国および県のご指導、ご援助を得て、完成した「廃棄物総合処理資源化計画」、いわゆる「ユーレックス」は、今日の都市廃棄物問題を広く環境保全、省資源、省エネルギー、農業振興の一環としてとらえる総合的な都市行政のあり方を示すものとして各方面から注目されているようである。

そこで、この計画の特徴と、施設およびその運転状況等について、概要を紹介させていただくこととする。

## 2. 豊橋市の概況

行政面積が約26千haで緑と空間が多い。人口は約32万人、産業別就業者数は第1次産業が約11%、第2次産業が約38%、第3次産業が約51%で、工業については、昭和38年に工業整備特別地域の指定を受け、三河港の整備、臨海工業地帯の造成等発展過程にある。

また、昭和41年に農業経済圏の指定を受け、農業基盤の整備が進んでいる。耕地面積(8,040ha)は、DID(3,250ha)の約2.5倍で、田に対して畠と樹園の割合が大きい。農業人口は約42,500人で、専業農家率は約29%と愛知県平均の約11%に対して相当高く、農業形態が高率の集約農業へと転換し、農業生産の団地化、組織化等が進められている。

## 3. 豊橋市における廃棄物処理の経緯

豊橋市における廃棄物処理は、戦前戦後を通じ、地理的条件等を活用して、最終処分先のほとんどを農地に求め、「肥料または土壤改良材」あるいは「土地改良材」にする等、それぞれの時代に適合した方法で農業振興上の有効利用処分をしてきた。

また豊橋市の場合、市の特性等によって「ごみ」、「屎尿」、「汚水」、「家畜ふん尿」の処理を、都市廃棄物にかかる環境保全上の主要課題とし、従前から相互連係補完処理の方法を採用して、都市環境の整備に相当の効果を上げている。

## 4. 都市廃棄物総合処理資源化計画

この計画は、都市廃棄物の適正かつ効率的処理と合わせて有効利用を図ることを目的として、豊橋市における廃棄物処理の歴史的経過と地理的条件、基本構想等を踏まえ、「都市の環境保全と農業振興を結合」したもので、「市と市民の合作による都市清掃」の推進が、この計画の要点となっている。

### (1) 市民参加の分別収集と分別搬入

\* 豊橋市環境部 (くわな はるよし)

表一1 家庭ごみの分別収集区分

区分	内容	収集回数
1 もやせるごみ	台所ごみ、紙くず、木くず	2回／週
2 もやせないごみ	陶器類、プラスチック類、その他	1回／月
3 資源ごみ	成形品、金属、古紙、繊維類	1回／月
4 大きなごみ	家具類、家電製品類、乗物類	1回／月
5 有害ごみ	乾電池、体温計、螢光灯、鏡など	6回／年

表一2 事業所ごみの分別搬入区分

区分	内容
1	(1)紙くず (2)木くず (3)繊維くず (8)建設廃材のうち木材、竹、ワラ等
2	(5)ゴムくず (6)金属くず (7)ガラスくずおよび陶磁器くず (8)建設廃材のうち土砂、コンクリート破片、ガレキ等 (9)ダスト類 (10)燃えがら (11)廃プラスチック類
3	(4)動植物性残さ (12)青果くず、残飯 (13)雑草 (14)汚泥

ごみの分別収集、分別搬入がこの計画の必須要件で、これを市民参加の社会システムとして確立することが、この計画の特徴であると同時に大きな課題でもあると考えている。

その内容は、家庭（生活）ごみについては「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「大きなごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の五種類に各家庭で分別・保管し、それぞれのごみについて、定められた日の定められた時間に、指定のごみステーションまで持ち出し、これをそれぞれのごみに応じた市の収集車が集めて、資源化センター等に運搬する。また、各ステーションにおけるごみの持ち出し指導等については、各自治会長（町総代）の推せんによって、市が委嘱した各町の清掃指導員の方々に協力していただいている。

事業活動等によるごみについては、再利用、減量化と共に自己処理を原則とし、やむを得ないものに限り、排出者の責任において、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源

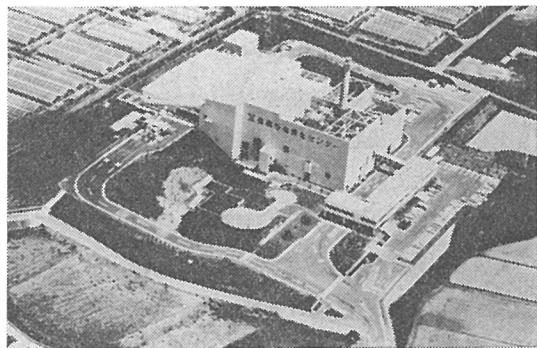
ごみ」、の三種類に分別して、それぞれのごみについて市の指定する処理施設に搬入することが出来ることとしている。

## (2) ごみ、し尿等の処理と有効利用を図る資源化センター

廃棄物を中間処理する資源化センターは、市の南部農業地帯にあって、周囲に約4haの野菜温室とトレーニングセンターを備え、計画処理人口は約40万人、敷地面積4.5ha、総事業費は約100億円（施工53年度54年度、資源化センター約86億円、関連農業施設約14億円）で、次に述べる三点がここの大きな特徴となっている。

その第一は、「焼却」「高速堆肥化」「再利用」「し尿処理」「鶏ふん処理」の五つの施設を一つの建物の中に合理的にまとめた廃棄物の総合処理工場となっていることで、各施設の有機的結合による相互補完等によって、省資源、省エネルギー、省力化処理を図ることとしている。このように都市廃棄物を総合的に処理する工場は、世界でも初めてのものだといわれている。

第二は、すべての廃棄物を資源として積極的に活用していることで、ごみを焼いて蒸気を造り、し尿や鶏ふんの処理、野菜温室、トレーニングセンターなどに利用し、さらに発電も行っている。また、ごみとし尿汚泥を有機質堆肥にして、乾燥鶏ふん肥料と共に農地に供給し、ごみの中の有価物を選別して市場環元し、し尿の浄化水は中水として場内利用、灰、残渣等はほ場整備用材に、有害なごみはコンクリート固化して土留め用材に、それぞれ利用している。したがって、今のところ利用していないものは、大気に放出する煙と余剰水だけという



写真一1 豊橋市資源化センター全景

ことになる。

第三は、二次公害の防止に特に留意し、総合的な対策を講じていることで、有害物の抽出安定化処理を始め、大気、水質、悪臭、騒音、振動等について、現行の規制基準よりさらにきびしい自主規制値を定め、最新技術を駆使した総合制御方式と公開監視システムを採用し、さらに、場内の車両交通動線、日照、電波障害、自然修景等についても、特に配慮した施設となっている。

#### ① プラントの大要

A、敷地面積……45,343m<sup>2</sup>

鉄骨鉄筋コンクリート造り、地下1階、

B、建物……地上5階、建築面積は8,216m<sup>2</sup>、床面積21,980m<sup>2</sup>

C、インプットとアウトプット（暦日平均）

a, 投入廃棄物	ごみ	323 t		
	家畜糞（日限定）	14 t		
	鶏糞	5 t		
	し尿	142 t		
b, 回収資源	家畜尿（日限定）	12Kℓ		
	蒸気	539 t	147 t	2基
	堆肥	36.5 t	64 t	2基
c, 残渣等	有価物	9 t		
	不燃物	5 t		
	焼却灰等	32 t		
	浄化放流水	791 t		

#### ② 主要施設

A、焼却施設 日最大 294 t

B、高速堆肥化施設 日最大 128 t

C、再利用施設 日最大 60 t

D、し尿処理施設 日最大 243Kℓ

E、鶏ふん処理施設 日限定 5 t

#### ③ 各施設間の有機的結合

全施設を同一用地、同一建物内に設置し、各施設を有機的に結合した。

##### ア. 各施設排出物の相互処理

し尿処理施設の脱水汚泥を高速堆肥化施設で、ごみおよび家畜ふんと混合して、堆肥の肥効性向上に利用処理する。一方、高速堆肥化施設の残渣、し尿処理施設の篩渣および再利用施設の選別可燃物は、焼却施設で高カロリ

ーごみとして処理する。なお、焼却施設で回収した熱を、焼却炉に必要な空気の余熱、白煙防止のための排ガスの加温、鶏ふん処理の加温および、し尿処理施設のアンモニアストリッピングの加温に利用する。また、し尿処理施設のアンモニアストリッピング装置で除去（回収）したアンモニアを、ごみ焼却炉内で発生する、窒素酸化物除去の一助として利用する。さらに、し尿処理施設で発生する強い悪臭空気は、ごみ焼却用空気として焼却炉に送り熱分解により脱臭処理する。

#### イ. 各施設排水の合併処理と処理水の再利用

各施設から排出する汚水は、し尿と合併高級処理して、中水として各施設および場内緑地化に再利用し、余剰水のみを河川に放流する。

〔期待効果〕 用地の有効利用と建設費の約2割軽減、各施設機能の相互補完による処理効率の向上と管理運営経費の節減、管理施設、用役関係施設、公害防止施設等の効率化、スケールメリット等

#### ④ 総合的な施設管理

A、チェックインゲートとチェックアウトゲートによる出入管理

B、中央監視室による情報管理と運転制御

C、保守管理、分析管理の一元化

D、環境影響制御（公害防止対策）等の一元化

E、施設運営の一元化とコミュニケーションシステム等の充実

〔期待効果〕 維持管理の適正化と各処理経費の節減等

#### ⑤ 各施設の概要

##### ア. 焼却施設

型式、三菱マルチン連続焼却方式

ごみ処理能力  
日最大294 t / 24 h (147 t × 2基)  
(ごみ発熱量1,430Kcal/kg時)  
日平均261 t / 24 h (130.5 t × 2基)  
(ごみ発熱量1,000~1,900Kcal/kg時)

焼却残渣の熱しゃく減量 3%以下

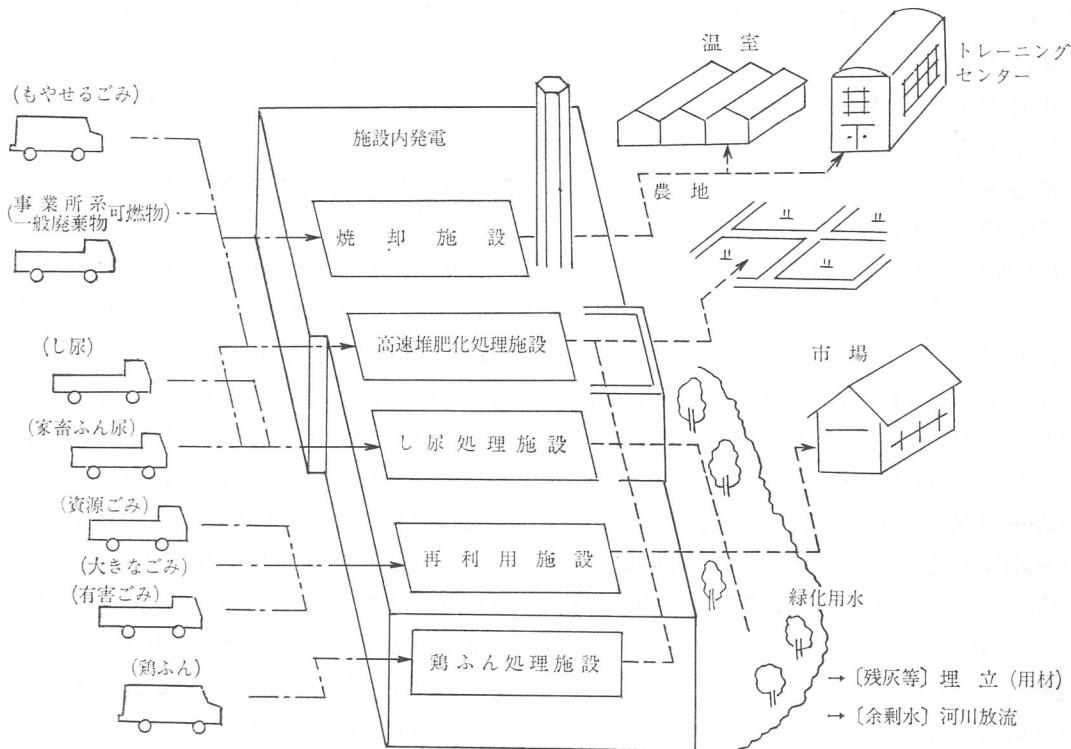
廃熱ボイラー 最大発熱量12 t / h × 2基

電気集じん機 最大ガス量24,500Nm<sup>3</sup>/h × 2基

##### イ. 高速堆肥化施設

型式、被碎堆肥化方式

図-1 資源化センター概観図



回転発酵（2日）多段階発酵（3日）熟成貯留（5日）

処理能力 日最大128 t (64 t × 2基)

日平均110 t (55 t × 2基)

生産堆肥量、日平均35 t, C/N, 25以下

WET, 55%以下 (処理対象物 WET, 71 %時)

肥効性の向上、し尿脱水汚泥、家畜ふん混入

物理性の向上、回転篩、振动篩、反発篩による異物の除去

有害物の混入防止、有害ごみの分別収集と手選別抜きとりと上記の異物の除去法

#### ウ. 再利用施設

処理対象物 資源ごみ、大きなごみ、有害ごみ

処理能力 最大60 t / 5 h

破砕機 リンデマンプレスシャ型、1基  
(総圧縮破断力 284 t)

手選別 成形ビン、アルミ等回収

機械選別 鉄の回収と可燃物、不燃物の選別

有害物処理 破碎、コンクリート容器内固化

エ. し尿処理施設 (場内汚水と合併処理)

処理方式……高速酸化方式と凝集沈殿処理と過酸化

水素処理と砂ろ過方式の組み合せ処理

処理能力……日最大243Kℓ……1式

特徴……循環処理システムを採用した低希釈 (用水 785 m³/d) 節水型、噴霧酸化方式と接触酸化方式を採用して処理日数の短縮、加温式アンモニアストリッピング法を採用したアンモニアはNOX処理に利用、N, COD、脱色を考えた高度処理

#### オ. 鶏ふん処理施設

処理施設……加温発酵処理 処理能力日限定 5 t

鶏ふん肥料生産量……日1.5 t (粒状)

その他……造粒および袋詰機付

#### カ. 温室圃地

この計画の中核の一つである温室圃地は、資源化センターの東側および北側の隣接地にあって生産物は、トマト、メロン、とし資源化センターの熱源施設から供給される蒸気を受け、二年五作の高能率生産を目標としている。

また、温室内の土壤も蒸気で完全消毒して、土壤障害等を解消し、連作の可能と増産をはかる。

温室（総面積……44,920m<sup>2</sup>）

栽培棟規模……40,840m<sup>2</sup> (1,021×40棟)

型式……南北棟屋根形

構造……鉄筋アルミ温室

暖房期間……11月から4月

温度条件……外気温(-) 4°C

室内温度 17°C

#### キ. トレーニングセンター

この計画の一環として、資源化センターの北西隣接地にトレーニングセンター（敷地12,920m<sup>2</sup>）を設置し、ここに蒸気を供給する。

目的……市民体育の振興、文化教養の向上、コミュニケーション活動の促進（鉄筋コンクリート2階(1,240m<sup>2</sup>)、（球技室、トレーニング室、談話室、研究室、料理室、浴室、シャワー室）

運動場、多目的トレーニング場（バレーボール、ソフトボール、テニス）

必要熱量（蒸気量）

給湯 必要熱 214,000.Kcal/h (蒸気) 0.4 t

暖房 同 上 42,000kcal/h (同上) 0.08 t

#### ⑥ 用役

A, 用水……5,222m<sup>3</sup> { 用水（地下水） 867m<sup>3</sup>/d  
再利用水（中水） 348m<sup>3</sup>/d  
循環水 4,007m<sup>3</sup>/d

B, 電力……1,735万Kwh/年 買電 780万Kwh/年  
発電 955万Kwh/年

C, 燃料……灯油着火用 通常は自然焼却

#### ⑦ 事故対策

災害、停電等はもちろん各施設間のバランスがくずれた場合等あらゆる事故を想定して、コミュニケーションシステム及びバックアップシステムを大幅に採用した。

### 5. 優良農地を造るごみの埋立処分

資源化センターで中間処理後の灰および残渣、もやせないごみとして収集する家庭ごみ、事業活動等による不燃ごみ等の最終処分先は、本市南部の高豊土地改良区で、農地（は場）整備の埋立用（足土）材として有効利用している。その経過等は次のとおり。高豊土地改良区は、本市南部農業地帯にあって、露地野菜を主体として施設園芸、酪農等の複合經營農家が多く、その経営規模も大きく農業意欲は高いが、起伏の多い地形で、近代農業をさらに推進するには、この起伏の整地を主体とするは場整備が必須となっていた。そこで、昭和45年に、廃棄物を利用した土地改良事業計画を、市と地元関係者で合作した。以来現在までに、約89万tの廃棄物を利用して、約72haの優良農地を造成し、農業経営の合理化、生産性の向上等に相当の効果をあげている。

なお、この土地改良事業の全体構想（既定構想）は、約245haで、利用する廃棄物量は約220万tと推計しており、今までの12年間進捗率は約30%で、今後相当の期間ここで上述のごみの利用処分ができる。

### 6. 熱エネルギーの有効利用

資源化センターにおける熱利用の発想は、従来ごみ焼却単一プラントの余熱利用とは、若干ことなつていて、ごみを燃やして熱を回収し、この熱で廃棄物の相互補完処理と、地域農業の振興をはかり、さらに余熱で発電をして、施設内電力の一部を賄うこととしている。ゆえにこの計画においては、焼却炉は熱源施設として考えることとし、積極的かつ効率的な熱回収と、その安定性に重点をおくことにした。また、利用の面においても、多目的である等の点から、特に効率性、制御、情報管理等、コミュニケーションシステム、事故対応等に重点をおき、各種の調査と比較検討、実証性の確認等を行って、



写真-2 ごみを利用してできた優良農地

設備の方式、規格、構造等をきめた。

大されるものと思う。

## 7. 現況と将来展望

この計画による廃棄物処理を始めてから五年目を迎えたが、分別収集、運搬、中間処理、最終処分と資源化、再利用等一連のシステムはもちろん、行政的にも定着し、所期の目的を達成したものと評価している。

特に、この計画の推進とともに、市民意識が向上し、ごみをつうじて地域の連帯性が高まり、環境美化の実践活動を始め、各種の地域活動が活発になった。このことは、単に清掃行政のみならず、都市行政全般にその効果がおよぶものであると高く評価し、今後の発展を期待している。また、ごみの分別等廃棄物処理の一部に、すべての市民の家庭が直接参加することによって、廃棄物に対する理解が深まり、ごみの減量化、再利用化がきわめて順調に進み、昭和55年度の市処理量は、前年比約75%（家庭ごみは前年度より約15.4%減、事業活動等のごみは約46.7%減）家庭ごみの1人1日当たり平均量は約548gで、全国平均よりかなり少なく、年々増加を続けていた廃棄物に一応歯止めをかけることができた。また、都市ごみの低位発熱量は都市の規模等によってかなり変化があると思われるが、ごみ1t当たり2.5t前後の蒸気発生が可能であり、脱石油の省エネ対策の一環として今後ごみの有するエネルギーの有効利用は、益々拡

現に本市を含め全国約30都市で廃熱を利用した発電設備が稼動しており、今後ごみ発電は増加の一途をたどるものと思われる。しかし、いずれにしても清掃に対する財政需要は、年々増嵩の一途をたどっており、本市においても、現在、廃棄物のさらに抑制と分別収集の徹底、収集体系の整備、資源化センターのより効率的な運営、最終処分の合理性の追求等、清掃行政全般の再確認を進めています。これ等の結果によって、この計画をさらによりよいものとして推進したいと考えています。

なお、豊橋市の現在人口は約32万人、58年度予算では清掃費30億円のうち資源化センター費は10億円である。

## 8. おわりに

以上、この計画の一端について、紹介させていただいたが、今少し経過をみきわめて資料等を集約整理すると共に、今後さらに実証的研究等を行い、このシステムについて、一定の指標を得たいと考えています。

### 参考文献

- 1) 清水 明「豊橋市における廃棄物の総合処理と資源化」（環境技術）1981年10月5日
- 2) 清水 明「都市清掃問題と豊橋市の対応」（厚生）1982年11月

# ほ場整備と農村開発

青木 章雄\*

## 1. はじめに

愛知県における農用地面積は年々減少しているが、農地転用の推移をみると、経済の高度成長の続いた40年代においては、年々2,000haを超える農地が転用された。特に都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の線引きを見越しての農地転用（いわゆる「駆け込み転

用」）面積は大きく、44年3,601ha、45年3,242haと過去最高を示している。しかし、48年の石油危機を境に経済成長の鈍化が始まるとともに、地価の高騰ともあいまって、農地転用面積は以降急激に減少し、50年代に入ってからは、年間1,300～1,100台に落ちついている。

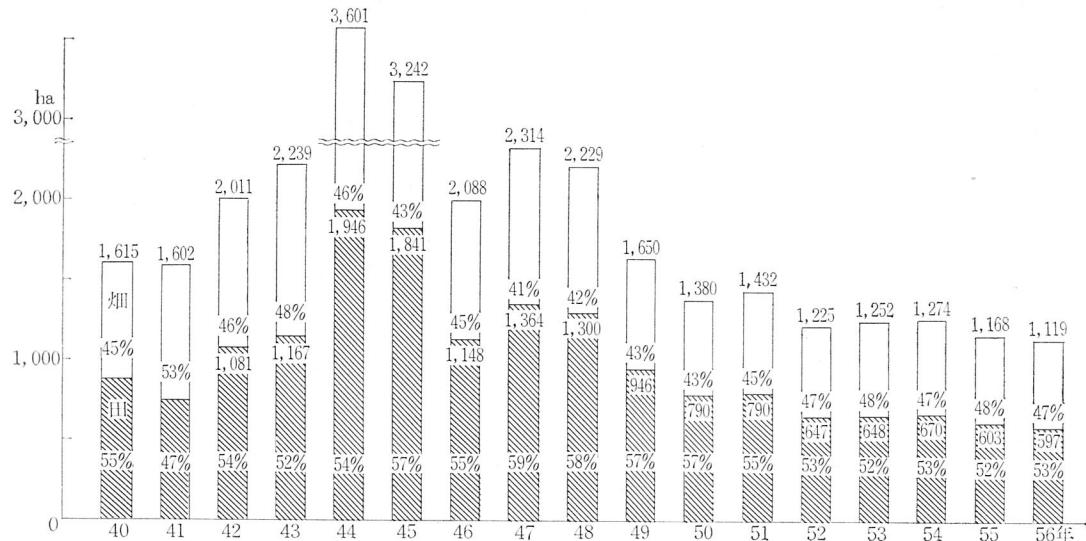
また、46年以降の市街化区域内の転用とその他区域の転用とを比較してみると、前者が55～60%，後者が40～45%となっており、後者の大部分が市街化を抑制すべき市街化調整区域であることを勘案すると、かなりの割合といえよう。

一方、本県における土地改良事業はほ場整備事業、湛水防除事業、水質障害対策事業などを中心として、昭和57年度には事業費ベースで475億円余りの投資がなされている。特に県営、団体営ほ場整備事業に限って言えば、昭和47年度の約2,000haの実績事業量をピークに最近は漸減しているものの、毎年500～1,000haの整備を行

表一 市街化・その他区域別農地転用割合  
(単位: %)

区分	市街化	その他
昭和46年	61	39
48	61	39
50	55	45
52	61	39
54	59	41
56	55	45

図一 農地転用面積の推移



\* 愛知県耕地課 (あおき あきお)

っているように、土地改良事業について積極的に取り組んでいる県といえる。

本稿では農業的土地利用と都市的土地利用との調和について、は場整備事業の非農用地区域の設定の事例で紹介しながら、今後の集落開発の方策として参考となるようとりまとめたものである。

## 2. 非農用地区域設定の制度導入

昭和47年5月24日、土地改良法の一部改正により、換地制度における非農用地の取扱いの改善が行われた。これは、わが国の農業及びこれをとりまく社会経済情勢が著しく変化したことにより、農村は混住社会化し、土地改良施設に対する農業外からの利用もふえる事を踏まえ、農用地の集団化、農業構造の改善に支障のない範囲内で、農用地以外の土地を事業実行区域に取り込む事を出来るようにしたものである。

そして、この法改正に伴い、昭和48年2月18日付で農林事務次官から「施行通達」及び構造改善局長から「運用通達」が出された。これら通達の非農用地区域に関する主な内容は、次のとおりである。

### (1) 趣旨

- ① 非農用地について関係権利者の同意を得て、土地改良事業の実行区域内に含めることができる。
- ② 換地の仕組みについて、創設換地、異種目換地の新制度を創設した。

### (2) 非農用地の地区編入

関係権利用者の全員同意を要する非農用地は建築物、墓地、境内地等であって、土地改良施設用地等は除く。

### (3) 非農用地区域の設定

- ① 非農用地で工事をする区域と、その他の区域を分けて定める。又、換地計画の概要で、非農用地の取扱い方針を明記する。
- ② 非農用地区域は農用地の集団化その他農業構造改善に資する見地からみて、適切な位置、妥当な規模であること。
- ③ 農振との調整を十分に行い、農地法の大臣転用案件については地方農政局長に協議をしてその同意を得ること。

④ 非農用地のとり込み面積の限度を実行地域の3割以下とする。

### (4) 換地基準等

- ① 特別換地のとり扱い（異種目換地）

- ② 換地清算方法の整備

### (5) 創設換地制度の拡大

① 共同減歩は、従来の土地改良施設用地以外に地区内の農家の大部分が利用する農畜産物の生産、集荷貯蔵出荷等の用に供する施設、又は、農業生産資材の貯蔵保管等の用に供する施設の土地にも適用できる。

② 不換地処分地の面積の範囲内で、非農用地区域内に創設換地をすることができる。

③ 創設換地の取得者は、国、県、土地改良区、市町村、農協等営利を目的としない者を対象とした。

等である。

また、この通達を補完する意味で次のような通達が出された。

① 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における都市計画法の開発許可等との調整措置について（昭和48年5月9日付け構造改善局長通達）

② 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について（昭和49年7月12日付け構造改善局長通達）

③ 換地計画実施要領について（昭和49年7月12日付け構造改善局長通達）

等である。

③については、非農用地区域の設定を伴う換地計画の実施要領の変更であり、ここでは特に、内容掲載を省くが、①、②については他法令との調整方針がうたわれているので概要を説明すると、

#### ア) 都市計画法との調整について

“非農用地区域内の開発行為については、都市計画法33条の基準を充足し、同法34条各号の1に該当しうる確実な見通しのあるものに限る”とある。

#### 都市計画法第33条関係

第1項 1号関係 開発目的（予定建築物の用途）と用途地域等との適合について

3号関係 開発区域からの排水の放流先と支

#### 障の有無について

4号関係 用水確保の見通しについて

5号関係 開発目的に応じ必要とする公共施設、学校その他の公益的施設について

7号関係 災害危険区域、地すべり防止区域および急傾斜地崩壊危険区域の有無について

8号関係 40haをこえる開発行為については道路、鉄道等による輸送の便等からみた支障の有無について

共 通 都市計画法第33条第1項に規定されている事項のうち、上記の調整内容に記載されている事項以外については開発許可申請段階において対処可能と認められること。

#### 都市計画法第34条関係

各号のいずれか1に該当する見込みの有無について

##### イ) 農地法との調整について

非農用地区域内の農地及び採草放牧地を農地等以外のものにする場合には、農地法第4条（農地の転用）、第5条（農地の転用のための権利移動）又は、第73条（売り渡した土地等の処分）の許可を要することとなり調整を要する。ただし、次のものは除く。

① 農地を土地改良事業により農地以外のものにするとき。

② 当該農地等について法に基づく土地改良事業を行う者がその事業に供するため権利を取得するとき。

③ 国が売り渡すことが出来る土地の農用地造成事業（土地改良施設に限る）に係るこれらの施設の敷地に供するため権利の改定又は、移転がなされるとき。

##### ウ) 農振法との調整について

① 農業振興地域整備計画と調和が保たれるものであること。

② 非農用地区域は農用地区域内には設定してはならない。ただし、土地の地形、広がり等からみて現に農用地区域以外の区域内に非農用地区域を設定することが困難であり、かつ農用地利用計画に支障を及

ぼすものでなければ、農用地利用計画の変更により、農用地区域以外の区域とされた区域に設定することもやむをえない。等である。

### 3. 愛知県の土地利用に関する調整組織

(1) 農業振興地域整備対策班会議（昭和45年6月24日施行）

農振法に基づく農業振興地域整備計画の認可等に関する調整会議……非農用地区域の設定に関する事項としては農用地利用計画の変更（農用地区域の除外）が生じ、すべて地方機関の会議にて審議するが、2ha以上の除外案件については本庁に連絡調整する。

班員は農業関係各課にて構成している。

(2) 土地対策会議（昭和49年5月1日施行）

土地に関する諸問題について総合的に検討するため、本庁のすべての部局を対象に組織している。また、地方機関には案件を面積要件等で区分して、地区土地利用調整会議として組織化している。ちなみに非農用地区域の設定については、昭和52年7月21日付けにて同会議設置要綱が改正されて、事業地区総体として非農用地区域の面積5ha以上の場合は土地対策会議に、5ha未満の場合は地区土地利用調整会議に提案することになっている。

### 4. 愛知県の県営ほ場整備事業と非農用地区域の設定についての実施状況について

本県の県営ほ場整備事業は昭和39年度木曾川地区（葉栗郡木曾川町）を初めとして、昭和58年度までに26地区完了し、現在40地区を実施中である。そのうち非農用地区域の設定については昭和47年度から着工している東浦地区（知多郡東浦町）が計画変更する事で、昭和50年に非農用地計画を関係部局と調整したのが始めとなっている。以降、県営ほ場整備事業で非農用地区域の設定を行っている地区は表-2のとおりである。

### 5. 事例紹介

(1) 非農用地区域の用地の捻出方式（用地の創設）

本県の場合、非農用地区域用地の創設の案件として特に都市計画法（昭和43年6月15日公布）の発足以来道路用地、河川用地の捻出が大部分を占め、土地改良法の改正以後昭和50年代に入ってから、農業用地近代化施設、二、三男の分家用地などの農業上の土地需要が顕著になった。こうした時代の背景のもと、非農用地区域の設定が確立される以前から、一、二の市において次のような手法が編み出された。その手法を紹介すると、

#### ア. 安城市の例

安城市においては、昭和38年には場整備事業の実施要綱が制定されて以後は、昭和42年の団体営ほ場整備事業の着工を皮切りに昭和43年から県営ほ場整備事業安城西部地区を初めとして、安城西部第二期、安城中部、安城北部、安城南部、安城東部、城南地区などの県営事業を実施し、団体営ほ場整備事業は昭和58年度現在まで完

了、又は実施中の地区は、21地区に及んでいる。

このように全国的に知られている日本のデンマークとも呼ばれる安城市的土地基盤整備は昔の耕地整理までさかのほれば95%の整備率となっており、本県の中での先進的な地域として土地改良事業にとり組んでいる。

このような田園都市である安城市も、近隣に自動車産業で栄えている豊田市を控え、その影響から、豊田系の会社、あるいはそれへの連絡道の整備など都市化の波が昭和40年代中頃から押し寄せており、都市と農村の調和が深刻な問題となってきた。ちなみに県営ほ場整備事業として最初に手がけた安城西部地区を例にとると、昭和43年に着工したこの地区も着工から2~3年たつと、いわゆる新都市計画法により市街化区域の線引きがなされた時（本県はすべての市町村が昭和45年11月24日に線引き完了）を契機に、豊田系の大手会社日本電装KK、名

表—2 県営ほ場整備事業における非農用地区域設定一覧表

採択年度 ( )は非農用地区域設定年度	地 区 名	受 面 積	非農用 地面積	同左 分家住 宅用地	# 農業用 施設用 地	# 道 路 用 地	# 河 川 用 地	# 公 共 施 設 用 地	# 公 用 地	# 國 用 地	# 工 場 用 地	# 駐 車 場 用 地	# 山 林 等 用 地	(単位: ha)	
														備 考	
46(51)	東 浦	345	5.3			0.7		3.5		1.1					
47(56)	高 落	405	0.9		0.9										
48(55)	安 城 南 部	462	5.7	0.3				1.5				3.9			
50(55)	南 知 多	125	1.6		0.1			1.5							
54(52)	野 田	267	11.6	0.1	7.6	0.6	1.4	1.6							
52	裾 切	109	2.8		2.1	0.3							0.3		
52	依 佐 美	239	9.2		4.9				2.7	0.6		1.0		0.4	
53	竜 ケ 谷	170	3.0			1.4	1.6								
53	赤 羽 根	188	19.2		12.4								6.8		
54	鬼 崎	197	22.4	0.9		2.5	3.0	15.8	0.2						
55	美 浜 西 部	133	13.4	1.2		1.0	3.5						7.7		
55	山 綱	181	12.0		0.7	1.2	9.4						0.7		
56	豊 川 東 部	117	4.5	0.2	0.2	4.0						0.1			3駐車場用地
56	八 幡	260	14.7	0.2		4.3	5.4						4.8		駐草場、トックタ
56	城 南	72	5.6	1.3		2.4							1.9		一ミナル
56	下 山 西 部	245	5.7		0.3	4.9	0.5								
57	板 山	100	6.4	2.0	2.7	1.1							0.6		4山林等用地
57	佐 佐 美 二 朗	222	15.1	2.2	1.4	1.9		5.8					3.8		山林、雑種地、墓地、神社、鉄塔、ため池
58	武 豊 南 部	142	4.8	2.0	0.7		1.0	1.1							
58	高 取	70	2.2	1.0	0.2	0.7							0.3		
58	知 立 南 部	121	16.4	0.8	0.6	5.2	8.9						0.9		
58	松 平	198	1.6			0.3	1.3								
59	美 浜 北 部	142	8.9					1.4					7.5		
59	坂 崎 大 草	282	10.0	1.9		2.0	6.1								
59	新 城	218	17.0			6.2	10.3	0.3	0.2						
	津 具 東	80	2.6			2.2	0.4								
	計	5,090	222.6	14.1	34.8	42.9	54.2	33.8	1.0	1.1	5.0	35.7			

古屋豊橋バイパス道路用地、県道拡幅用地、などの都市的用地の需要が、ほ場整備地区内に起こってきた。このような状勢を踏まえ、本地区はこの都市的に利用される用地を工事除外し、換地手法により用地の捻出を行った。用地の捻出方法は、現在使われている創設換地、異種目換地手法と何ら変わりはないが、特色としては、47年の土地改良法改正以前から、現在の非農用地区域の設定制度を先取りしているところにある。その発想の根源は、地元負担金の捻出方法を土地で編み出すところにあり、内容としては、共同減歩的に土地を捻出し、それを非農用地の需要者に売却するあるいは地区内の農家へ調整地の再配分をして増換地をするなどである。この手法は都市の土地区画整理事業で行われている保留地制度の变形とも解釈できる。

#### イ. 常滑市の例

常滑市については、昭和45～46年にかけて農村基盤総合整備計画（総バ調査）を実施し昭和47年度から常滑地区、48年度から常滑二期地区として、農村基盤総合整備パイロット事業にて実施している。当市においては総バ調査にて策定された計画を基に、市全体を6工区に分けた農業サイドの土地利用計画（市議会了承）を定め、それに基づいた土地改良事業の実施を行っている。

常滑地区は第1工区を対象に、常滑二期地区は第5工区を対象に着工し、その後第2工区の大部分を常滑地区に計画変更で地区編入している。その他の工区については、総バ事業の県営版が国において新規枠を設けられていない事から、3工区を県営ほ場整備事業で6工区を県営総合農地開発事業でそれぞれ実施しており、現在第2工区の一部と第5工区が実4施されていない。

総バ調査を実施した際、常滑市は土地改良事業の一部の事業を除き地元負担を市ですべて負担する事を条件に、土地改良施設（道水路等）の減歩の他に“共同1割減歩”方式を地元同意をもとに採用した。共同1割減歩の1割とは、土地利用計画の中に定めた学校、道路、河川、工場などの公共施設等の用地分が全体農振地域の中に約1割に相当する事から言われたものである。なおこの手法は安城市の例と類似はしているが、安城市的例が地域で減歩率を定めているのとは異なり、市全体の土地利用計画に基づき、それらをすべて公共用地等の用地に

あてるところに特色がある。

#### ウ. 一般例

手法は安城市的例と同様であるが、法改正以後指導方針として具体化した内容を紹介する。

##### ① 学校、道路、河川等の公共用地

事業地区内で各農家の所有している農地のうち売却してもいいという希望の土地を集め、異種目換地をする。希望の土地が公共用地の必要面積に満たない場合には、共同減歩的（一率減歩ではなく一定規模以上の農地を所有している農家に固定する場合もある）に用地を捻出する。なお換地手法としては創設換地も適用出来るが、本県はほとんど異種目換地を採用するよう指導している。この2つの換地手法のメリット、デメリットは後述する。

##### ② 二、三男の分家等宅地用地

事業地区内で各関係農家から希望をつり、二、三男をもつ農家に対し、異種目換地で二、三男の分家用地を捻出する。またそれ以外の宅地用地としては、移転新築する場合の農家住宅、道路等の公共事業に伴う収用移転宅地などがある。二、三男の分家住宅用地の捻出については、昭和50年代前半期は、二、三年後に建築の具体的のあるものに限り、行っていたが、昭和55年前後から、ほ場整備事業完了直後あるいは、実施中の地区において、点々と二、三男の分家住宅用地の要望が具体化し、せっかく整備したは場を宅地に転用しなければならない事態が生じるといった問題が起り、本県では昭和56年から指導方針として次のように定めた。ただしこれは昭和57年度新規県営ほ場整備事業板山地区（知多郡阿久比町）の計画時点に行われた一応のルールが、その後汎用的になったもので特に規則的に定めたものではない。

1 事業計画時点に二、三男が中学生以上であること。……県営ほ場整備事業の平均工期をおおむね10年とし事業完了までに資格者が成人し、分家の具体的のある者を対象とした

2 市街化区域内に土地を持っていないこと。……宅地は本来市街化区域内にあるべきものであり、やむをえず調整区域内にしか転用出来ない者を対象とした。したがって市街化区域の他、農振外、農振白地を優先させることは言うまでもない。

3 希望面積が基準以内であること。……本県の場

合、農家住宅1,000m<sup>2</sup>。二、三男の分家住宅500m<sup>2</sup>になっている。

4 希望位置が適正であること。……既存集落に隣接しており、道路及び公園等周辺環境あるいは農地の集団化に対し支障のことなど。

である。

(2) 県営は場整備事業知立南部地区の非農用地計画、非農用地の捻出の方式及び非農用地計画の調整手法などを述べたが、本県の非農用地計画の例として知立南部地区を紹介する(図-2参照)。

本地区の非農用地計画を大別すると

- ① 都市計画道路改修用地
- ② 二級準用河川改修用地
- ③ 農協育苗センター用地

#### ④ 墓地用地

#### ⑤ 分家等住宅用地

になる。これらの用地を非農用地計画に盛り込むまでの経緯、問題点などを一般例を含めながら列記すると次のようなになる。

#### ア. 都市計画道路改修用地

道路の施工については、用地買収が出来れば工事の大半が終了したと言われるほど用地買収に調整日時を要する。従って、は場整備の計画について県土木サイドに照会する際、県土木サイドは用地取得が容易になるという事で非農用地区域の設定を要望する。ただし道路の改修予定地は、は場整備地区内に限らず非常に改修路線が多いため、は場整備の工期に合わせた道路改修を施工するというスケジュールの齊合はまず困難な。従って土木

表-3 県営は場整備事業知立南部地区の非農用地計画

用途目的	所在地	地目別内訳 (m <sup>2</sup> )	取 得 (転用) 予定者	工事概要(建設計画用 排水対策措置等)	土地利用規制	用地取得方 式	備 考
都市計画 街路衣浦 豊田線用 地(国道)	知立市牛 田町弘法 町地内	田畠山林原野その他 25,520 - 3,230 3,550 計 32,300	従前地所有者(愛知 県)	用地取得予定 昭和58年度～ 昭和62年度 着工予定未定 幅員34m 延長805m は場整備区域内 全体面積 32,300m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 32,300m <sup>2</sup> 機能交換分 -	都市計画 法市街化 調整区域	異種目 換地 (売買)	
都市計画 街路本郷 知立線用 地(県道)	知立市八 ツ田町谷 田町安城 市篠目町 地内	田畠山林原野その他 11,640 1,790 80 - 計 15,370	従前地所有者(愛知 県)	用地取得予定 昭和58年度～ 昭和62年度 着工予定未定 幅員2.6m 16.0m 延長143m 937.5 は場整備区域内 既設道路の計画街路 えの機能交換は知立市 で実施する予定 全体面積 15,370m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 7,145m <sup>2</sup> 機能交換分 8,225	都市計画 法市街化 調整区域	機能交換 異種目 換地 (売買)	
都市計画 街路牛田 西中線用 地(市道)	知立市八 ツ田町谷 田町地内	田畠山林原野その他 3,060 790 - 1,380 計 5,230	従前地所有者(知立 市)	用地取得予定 昭和58年度～ 昭和62年度 着工予定 昭和60年度 幅員12m 延長436m は場整備区域内 全体面積 5,230m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 3,300m <sup>2</sup> 機能交換分 1,930	都市計画 法市街化 調整区域	機能交換 異種目 換地 (売買)	

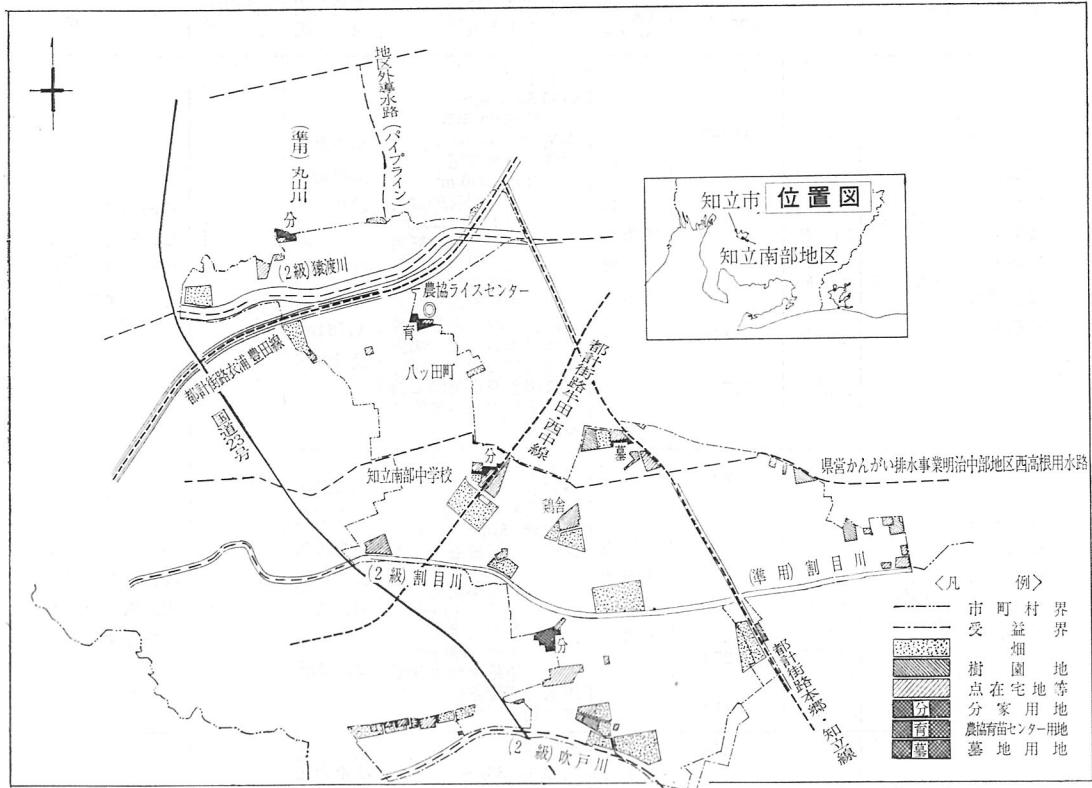
用途目的	所在地	地目別内訳 (m <sup>2</sup> )	取得 (転用) 予定者	工事概要(建設計画用 排水対策措置等)	土地利用規制	用地取得方 式	備考
二級河川 濱渡川用地	知立市牛 田町弘法 町八ツ田 町地内	田 36,222 畠 683 山 林 90 原 野 2,154 その他 19,831 計 58,980	従前地 所有者 (愛知 県)	用地取得予定 昭和 58 年度～ 昭和 60 年度 着工予定 昭和 58 年度～ 昭和 60 年度 幅員 44 m 延長 1,217 m ほ場整備区域内 全体面積 58,980 m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 25,030 m <sup>2</sup> 機能交換分 33,950	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農 用地区域 38,955 m <sup>2</sup>	機能交換 異種目 換 地 (売買)	
二級河川 割目川用地	知立市谷 田町地内	田 13,153 畠 1,035 山 林 799 原 野 一 その他 5,166 計 20,153	従前地 所有者 (愛知 県)	用地取得予定 昭和 58 年度～ 昭和 60 年度 着工予定 昭和 58 年度 幅員 15.7 m 16.8 延長 1,175 m 92 工事については灌水 被害防止のためほ場整 備サイドの土水路を施 行する。 全体面積 20,153 m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 13,813 m <sup>2</sup> 機能交換分 6,340	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農用 地区域 14,795 m <sup>2</sup>	機能交換 異種目 換 地 (売買)	
準用河川 割目川用地	知立市谷 田町地内 八ツ田町 地内 安城市篠 目町地内	田 1,326 畠 一 山 林 一 原 野 一 その他 7,804 計 9,130	従前地 所有者 (知立 市) (安城 市)	用地取得予定 昭和 58 年度～ 昭和 62 年度 着工予定 昭和 58 年度 幅員 15.7 m 延長 630 m 工事については灌水 被害防止のためほ場整 備サイドの土水路を施 行する。 全体面積 9,130 m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 2,278 m <sup>2</sup> 機能交換分 6,852	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農用 地区域 2,278 m <sup>2</sup>	機能交換 異種目 換 地 (売買)	
準用河川 丸山川用地	知立市弘 法町地内	田 1,350 畠 一 山 林 一 原 野 一 その他 一 計 1,350	従前地 所有者 (知立 市)	用地取得予定 機能交換による。 着工予定 昭和 58 年度 幅員 12 m 延長 120 m ほ場整備区域内 全体面積 1,350 m <sup>2</sup> 内訳 異種目換地分 - m <sup>2</sup> 機能交換分 1,350	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農用 地区域 1,350 m <sup>2</sup>	機能交換	
農協育苗 センター 用地	知立市八 ツ田町地 内	田 1,946 畠 一 山 林 一 原 野 一 計 1,946	従前地 所有者 (知立 市農協)	緑化室 鉄骨ファイロ ン 180 m <sup>2</sup> 、既設 硬化用地 1,946 m <sup>2</sup> 用地取得予定 昭和 59 年度～ 着工予定 昭和 59 年度 全体面積 2,428 m <sup>2</sup> ① 既設敷 482 ② 拡張 1,946	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農用 地区域 1,946 m <sup>2</sup> 農地法	異種目 換 地 (売買)	
墓地用地	知立市八 ツ田町地 内	田 1,041 畠 一 計 1,041	従前地 所有者 (知立 市)	用地取得予定 昭和 59 年度 着工予定 昭和 61 年度 全体面積 2,730 m <sup>2</sup> ① 既設敷 1,689 ② 拡張 1,041 拡張、ほ場整備区域内	都市計画 法市街化 調整区域 農振法 農振農用 地区域 1,041 m <sup>2</sup>	異種目 換 地 (売買)	

用途目的	所在地	地目別内訳 (m <sup>2</sup> )	取 得 (転用) 予定者	工事概要(建設計画用 排水対策措置等)	土地利用規制	用地取得方 式	備 考
分家住宅用地 農業用収納舎用地 自己住宅移転用地	知立市弘法町地内	田畠山林原野その他 1,326ーーー458 計 1,784	従前地所有者(各権利者)	着工予定昭和59年度～昭和68年度事業費4,000千円面積分家住宅2戸900m <sup>2</sup> 農業用収納舎用地1戸220m <sup>2</sup> 自己住宅移転用地1戸300m <sup>2</sup> 道路敷地364m <sup>2</sup> 敷地内排水のうち屎は、汲取りとし、雑排水については、沈殿槽を設けて雨水と同時にほ場整備事業にて施行する排水路へ放流する。	都市計画法市街化調整区域農振法農振農用地区域1,784m <sup>2</sup> 農地法	異種目換地	道路工については、知立市にて用地取得し工事も施行する予定
分家住宅用地 収用移転住宅用地 駐車場用地	知立市八ツ田町地内	田畠山林原野その他 1,993119ーー273 計 2,385	従前地所有者(各権利者)	着工予定昭和59年度～昭和68年度事業費5,600千円面積分家住宅3戸1,030m <sup>2</sup> 収用移転住宅1戸310m <sup>2</sup> 駐車場用地1戸580m <sup>2</sup> 道路敷地465m <sup>2</sup> 排水対策措置については前記と同様。	都市計画法市街化調整区域農振法農振農用地区域2,385m <sup>2</sup> 農地法	異種目換地	道路工については、知立市にて用地取得し工事も施行する予定
収用移転住宅用地	知立市八ツ田町地内	田畠山林原野計 353ーー49402	従前地所有者(各権利者)	着工予定昭和59年度～昭和62年度事業費1,300千円面積収用移転住宅1戸402m <sup>2</sup> 排水対策措置については前記と同様。	都市計画法市街化調整区域農振法農振農用地区域402m <sup>2</sup> 農地法	異種目換地	
分家住宅用地	知立市谷田町地内	田畠山林その他 4,727ーーー 計 4,727	従前地所有者(各権利者)	着工予定昭和59年度～昭和68年度事業費12,000千円面積分家住宅10戸3,880m <sup>2</sup> 道路敷地847排水対策措置については前記と同様。	都市計画法市街化調整区域農振法農振農用地区域4,727m <sup>2</sup> 農地法	異種目換地	道路工については、知立市にて用地取得し工事も施行する予定
計		面 積 154,798 m <sup>2</sup>			農振農用地区域面積 69,663m <sup>2</sup>		

サイドは予算の見通しを用地買収に絞り、その見通しがほ場整備の工期内に可能と判断される場合にのみ、非農用地設定をするといった調整結果が多い。ちなみに本地區についても、1路線は工事の具体的な予定が立っているが、他の2路線は用地買収費の見通ししか立っていない。それでは、用地買収の見通しも立たない地区につ

いてはどうするかといった例を説明すると、  
① ほ場整備の工期内には、予算の見通しは立たないが少なくとも10～20年以内には施工をしたい場合、地元の了解を得て都計道路予定か所をほ場整備事業（工事、換地共）地区外とする。  
② 都計道路の計画のみで実施の見通しは10～20年を

図一2 県営ほ場整備事業知立南部地区計画平面図



見通しても全然立たない場合、その路線部分をほ場整備の地区内にし、都計道路の法線に合わせた農道を計画し、都計道路と農道の幅員の差分は、遠い将来土木サイドで底地買収がしやすいように地元の了解のもとで換地計画に反映する。

などの手法を取り調整している。

#### イ. 二級、準用河川改修用地

調整内容はほぼ都計道路用地と同様であるが大きく違う点は、河川については宅地の排水のみならずほ場の排水をも受けるといったほ場整備事業と切り離しの出来ない要素がある。従って現況河川断面がほ場整備完了後ににおいても流量に余裕のある場合には問題はないが、断面不足の場合にはほ場整備サイドで河川改修あるいは河川断面の余裕のあるところまで複水路を設置する、といった計画が強いられる事となる。

非農用地区域の設定をする場合に限れば、土木サイドに河川改修計画があり、その改修用地について用地を捻出する事となるが、この場合においても用地買収費の見

通しか立たずかつ現況河川断面に不足がある場合は、暫定的に土水路では場整備サイドの必要断面分（もちろん地区外の流域分の量も含める）をほ場整備サイドで河川改修をする事となる。ちなみに本地区については、2級河川猿渡川、準用河川丸山川をそれぞれ県土木、市土木が施工することでスケジュールの齊合が図られたが、2級河川割目川、準用河川割目川は用地買収のみの具体化で施工の見通しが立たず、なおかつほ場整備の排水をも受ける河川断面がないため、暫定的にはほ場整備サイドで農地基準の排水計算に基づく土水路で施工する計画としている。

#### ウ. 農協育苗センター用地

このような農業用施設用地については、その施設の利用者とほ場整備の受益者が同一であれば共同減歩方式にて用地の捻出を行うことが出来るが、本地区的例のように農協関係施設となるとほ場整備の受益者以外に施設の利用者もかなりあり、通常の場合、共同減歩方式はそれなく異種目換地手法によっている。

## エ. 墓地用地

このような用地の地元要望については、まれな事であるが調整段階で興味ある話があったので紹介する事とした。

本地区については、現在ある 1,689m<sup>2</sup> の墓地用地に、都計街路施工のため移設が必要となった 36m<sup>2</sup> と、地元要望の新設分を含めた 795m<sup>2</sup> を隣接して増設しようとするものである。

このような場合には「墓地、埋葬等に関する法律」が関係し、同法に基づく県施行細則及び事務処理要領によれば、

- ① 墓地の経営主体は原則として市町村等の地方公共団体でなければならない。
- ② 国県道、その他重要道路から 20m 以上隔たること。
- ③ 人家、官公署、学校、公園又は病院から 110m 以上隔てること。

などにより規制を受けるが、②、③については土地の状況その他特別の事由により衛生、風致、その他公益を害するおそれがないと認められるときはそれぞれの者から同意書を提出させて、それによる判断のもとに許可することができるとしている。

従って本地区は知立市を経営主体（施工主体）とし、県土地対策会議に諮ったところ、墓地、埋葬等に関する法律の関係課からは周辺（110m以内）の人家から同意書をとるようという条件付きで了承された。通常の場合、周辺人家からの同意書を提出してからでないと開発計画について了承しない事としているが、ほ場整備事業では換地が伴うため、現在の関係者の同意をとつてみても将来関係者が変わる事が想定されるため、条件付き了承とされたものである。しかし、都市区画整理事業等で新設される墓地等については、当該事業計画の認可をもって墓地等の経営の許可があったものとみなすと、「墓地埋葬等に関する法律」第11条でうたわれている事を勘案すると、土地改良事業による非農用地区域設置についてもこれに準ずるような法体系の整備が必要ではないかの所感をもった。

## オ. 分家等住宅用地

前記非農用地区域の用地の捻出方法の内、一般方式の

中で述べたとおりであるが、それ以外の事で注意を要する事を述べると、

- ① 開発行為を行なう区域全体が 0.3ha 以上の場合、その区域に接して原則として 6m の道路を設置すること。（都市計画法33条、同施行令第25条、同規則第20条）
- ② 開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、協議すること。（都市計画法32条）

などがある。

①については、開発行為を行う区域に接する道路をほ場整備サイドで設置する場合、幹線道路を除き支線道路は 5m 以下の幅員で計画されるため、条件に齊合しない。しかし、6m の幅員は道路側溝にふたをした部分を含めてもいい事になっているため、開発行為内に 1m 以上の側溝を関係者の減歩でもって設置する事としている。ただし 6m の道路に接続する既設道路が 6m に満たないときは、ケースバイケースで柔軟な調整がなされている。

②については、特に河川管理者がいろいろな条件をつける場合がある。ちなみに本県では総合治水計画が新川、境川で策定されており、その他主要河川についても今後総合治水計画の網をかぶせる予定である。その計画の基本方針として、市街化調整区域内の土地利用については、流出増の要因となる開発については一切見込まないとしており、土地区画整理事業の指導方針を準用して調整池の設置を強いられる場合もある。

あるいは、分家用地区域が 0.3ha 以上であってその周辺の住区環境から判断し、公園緑地に関する基準に見合う公園等がなければ新規に設置を強いられる場合もある。「場合もある」とは、事業に関係なく個人個人が、分家住宅の開発行為を認可する場合にはこれらの指導はなされず（通達等一貫性のある指導方針が明確になっていないため）、県等が策定する一定規模の非農用地区域計画には、これらの指導方針を勘案されたい旨の意味が含まれての表現である。

## 6. 考 察

### (1) 異種目換地と創設換地

本県の場合、非農用地の新たな設定の手法として異種目換地方式を用いている。これは創設換地方式よりも次のようなメリットがある。

(1) ほ場整備事業と非農用地内の工事とのスケジュールの齊合に無理がない。

たとえば、県が法河川を改修するため、その拡幅用地分を非農用地区域の設定をした場合、河川改修事業が予算の関係で予定していた時期には場整備事業地区内の工事に着工出来ないまま、ほ場整備事業が完了すると、創設換地手法では換地の精算が出来ないため、換地処分が出来ない。ただし異種目換地は個人個人に換地をするため、換地処分には支障がない。

(2) またこのような事態が想定されるため、県の河川サイドは当初の土地改良事業の申請の段階においても、創設換地の内諾が出せない。

(3) 一方、地元側に立って考える場合、所得税について述べると、不換地処分により換地精算金を受ける場合、特別控除額は500万円にすぎず、異種目換地方式により換地を受けた後に、県等が行う公共工事による用地買収を受ける時、その所得に伴う特別控除額は3,000万円になっている。ただし、これにはケースバイケースで必ずしも短絡的に500万円と3,000万円の違いで片づけるケースばかりではないが、こうした面での配慮にも一考する必要がある。

(2) 現況点在非農用地のとり扱い

現況の点在宅地については、若干の区画整形、いわゆる通称“スミ切り”を行っており、宅地を移転するまでの計画は一般的には立ててはいない。しかし問題となるのは、雑種地が点在している場合である。優良農用地を整備、保全する目的から言えば、点在する雑種地は、営農上支障とならない区域に集める必要があるが、実態として、この区域を非農用地区域の設定をするには関係法令特に農地法との調整が難しい。これは雑種地を集める先の底地が農地の場合、前述の通達により、農地転用の手続きが必要となるが、転用目的がはっきりしない雑種地では転用許可が出ない。従って、こうした問題を事業

計画時点でかかえる地区については、雑種地を地区外にするか、あるいはスミ切りとして地区内扱いするしかないことになる。言い換えれば、利用目的のはっきりしない土地がある事自体、土地の有効利用の面から言えば、遺憾な事であり、農業サイドから見れば、農地造成をして経営耕地面積の拡大を図りたいところであるが、土地に個人の所有権がはりついている以上、その個人の意志が尊重されるため、こうした例はかなり起こる。従ってこのような問題についても、関係法令との調整を一考をする必要がある。

(3) 共同減歩方式のとり扱い

現在の共同減歩方式は、土地改良施設用地又は農業用の施設用地等に限られているが、これまで述べてきた異種目換地による用地の創設手法は、実態として共同減歩的にとり扱われており、特に公共用地の捻出には、共同減歩方式でとり扱われるような換地制度の見直しが必要と思われる。

## 7. おわりに

ほ場整備と集落開発を考える場合、農業生産の場である農用地の整備と、その農用地を利用管理する農家の生活の場である農業集落の整備とを一体的に行う事を念頭におく必要がある。しかし、農用地の整備については、農家の労働条件の改善もさることながら、食糧の安定供給等を目標とした国家的大事業であり、農業集落の整備といった農家の生活環境の改善とは、多少目的を異にしている。つまり非農用地区域の設定とは、いかに優良農用地の保全、農業構造の改善に資するかを大前提とし、併せて農業集落環境の改善を図る観点から検討されるべきと考えられる。

これまで本県のは場整備事業における非農用地区域の設定について紹介してきたが、今後とも他法令との調整には、いろいろな問題点があるため、本県の例を多少とも参考にして、土地改良法、農振法等の農業関係法令の整備も併せて一層土地改良事業の発展、向上することを期待する。

# 田原町の村づくりと土地改良

中 神 洋 一\*

## 1. 町の概要

### (1) 立地条件

#### ア. 位置・面積

本町は、愛知県の東部、渥美半島の中央部に位置し、東西約14.3km、南北約10.7km、面積82.36km<sup>2</sup>であり、東は豊橋市、西は渥美町、南は赤羽根町および遠州灘に接し、北は三河湾に面している。

#### イ. 地形

本町の北部には、広大な臨海造成地がひろがり、北西部には藏王山、衣笠山をはじめとする標高200m内外の赤石山脈の末端が走っている。平野部は二級河川汐川を流域とする水田地帯、南東部は緩やかな丘陵地がひろがり優良な畑作地帯となっている。

#### ウ. 気候

本町においては、冬期の北西の季節風がやや強いが、緯度ならびに太平洋を北上する黒潮の影響により、過去60年間の平均気温が16.4℃と極めて温暖で降雪もほとんどなく恵まれた気候、気象を有している。

#### エ. 交通・運輸・市場

交通面については、国道259号線が豊橋から本町中央を走り、渥美半島の先端まで通じている。また、豊橋鉄道渥美線およびバス路線によって、豊橋からバスは30分余、電車は約40分で本町の中心部に到達するが、現在では、電車の利用は減り、バス、自家用車の依存度が高い。運輸市場関係では名神、東名高速道路等の整備により長距離輸送が容易になり、大型トラックにより関東、関西、中京の各市場へ輸送されるため、市場条件は比較的恵まれている。

### (2) 産業・経済の動向

本地域は東三河工業整備特別地域に含まれ、工業化、都市化が急速に進展し産業構造も大きく変わろうとしている。これまで、第1次産業が当町産業の大半を占めていたが、今後三河湾の造成に伴う臨海工業地帯の造成により第2次産業の大きな伸びが予想される。町としても産業開発計画を樹立し、「緑と太陽のあふれる豊かな都市」をキャッチフレーズに町の性格と地域の特色を生かし、農工商の調和ある発展をめざして、それぞれの振興開発を推進しつつある。臨海工業開発の進展と相まって、農業開発は、食糧の補給源として重要な役割を農村地域にもたせなければならないという観点から進められている。

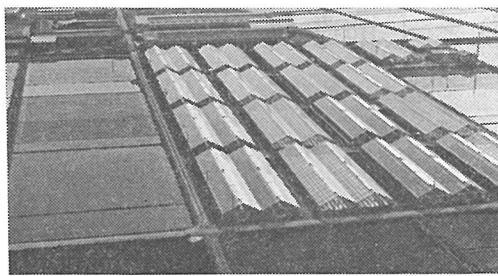
### (3) 文化

縄文時代の遺跡（吉胡貝塚）にみられるように本町の歴史は古く、渥美郡内で唯一の式内社など社寺も多く残っているほか、江戸時代の学者として、また画家として有名な渡辺華山があげられ、町内には、この華山が家老職まで勤めた田原城や、華山の遺品を蔵した華山会館、華山を祭った華山神社、菩提寺である城宝寺など、華山に由来する数々の建物があり、その人格や業績をしのんで有効に保存している。

## 2. 農業の動向

以前の本町農業は立地条件と限られた労働条件の中で、いも・麦が主生産物として作付されていた。この時代、豊橋市に隣接する都市近郊地帯であることから、安定兼業という選択の道もあったが、豊川用水の開設を機に温暖な自然条件を生かし、農業振興を基本とすること

\* 愛知県田原町經濟部（なかがみ よういち）



農村の土地利用計画に基づきほ場整備事業の一環へ造成された野田地区のカーネーション団地

を農民の総意と定め、「魅力ある農業と心豊かな村づくり」をキャッチフレーズに物心両面にわたる豊かな村づくりを進めてきた。このことから、昭和37年には全国第1号として、農業構造改善事業の指定を受けて、土地基盤整備を始めとし、経営近代化施設の整備を図り、昭和43年には、水資源開発公団による豊川用水の全面通水に伴い、その関連事業や県営ほ場整備、団体営ほ場整備事業等により、田畠の生産基盤整備の大半が完了し、水利

用による農業の近代化の基盤が確立され、大型機械化体系による、普通そ菜、施設園芸、畜産等、生産部門の選択的拡大を行いつつある。

こうした中で、昭和57年度農林水産祭、むらづくり部門で本町野田地区が名誉ある内閣総理大臣賞を受賞した。この野田地区では、昭和40年代から強力に推進されてきた施設園芸や畜産の規模拡大が、団地形成的に実施された以外に集落内の農地等を活用して促進されたため、施設園芸の点在化、畜産による環境汚染という問題を生じ地区住民から環境改善の声が高まった。また、既存の施設に隣接した形態での規模拡大は不可能になるなど、現状のままでは農業生産面においても、生活環境面においても行き詰ることから、地区全員の同意のもとに「土地利用計画」を定め、無秩序な土地利用、人畜雜居の解消に努めている。このような農業の動向のもとに、現在本町では農家戸数2,369戸、農業就業人口5,166人、農用地面積3,042haとなっている。

#### (1) 農家戸数および作付面積の推移

##### ア. 農 家

(単位: 戸)

経営規模 年次別	経 営 耕 地 規 模 別 農 家 戸 数							
	0.3 ha 未満	0.3 ~ 0.5 ha	0.5 ~ 0.7 ha	0.7 ~ 1.0 ha	1.0 ~ 1.5 ha	1.5 ~ 2.0 ha	2.0 ha 以上	計
昭 和 3 0 年	570	345	350	353	1,054	323	39	3,034
3 5	563	332	306	513	881	389	62	3,046
4 0	411	320	299	454	745	442	142	2,813
4 5	411	292	285	398	599	464	248	2,697
5 0	410	320	273	366	505	400	256	2,530
5 5	326	301	270	363	472	349	236	2,369

##### イ. 経営耕地規模

(単位: ha)

種別 年次別	田	畑	樹園地	草地	山林	宅地	その他	計
昭 和 3 0 年	1,250.0	1,377.0	98.9	12.0	1,921.5	300.6	2,508.0	7,468.0
3 5	1,211.6	1,347.5	160.2	20.0	1,886.6	316.4	2,523.0	7,465.3
4 0	1,208.0	1,526.0	261.5	6.6	1,370.0	328.0	2,765.2	7,465.3
4 5	1,164.4	1,325.2	301.3	4.3	1,197.3	332.2	3,142.3	7,467.0
5 0	997.9	1,262.6	301.5	1.2	1,217.3	350.0	3,356.5	7,487.0
5 5	1,030	1,500	190	—	2,245	860	2,087	7,219

ウ. 土地利用面積の推移

種別 年次別	地 域 総世帯数	専 兼 業 别 農 家 戸 数			
		専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	計
昭和30年	5,030戸	1,802戸 59.4%	837戸 27.6%	395戸 13.0%	3,034戸 100.0%
35	5,142	1,175 38.6%	928 30.5%	943 30.9%	3,046 100.0%
40	5,364	760 27.0%	1,009 35.9%	1,044 37.1%	2,813 100.0%
45	5,342	860 31.9%	873 32.4%	964 35.7%	2,697 100.0%
50	5,834	813 32.1%	660 26.1%	1,057 41.8%	2,530 100.0%
55	6,938	799 33.7%	642 27.1%	928 39.2%	2,369 100.0%

(2) 農業生産の状況(実績)

年次 農畜産物名	50 年			55 年		
	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額
メロン(露地)	210ha	3,610 t	670,000千円	280 ha	5,070 t	920,000千円
" (温室)	15	395	110,000	26	631	120,000
キャベツ	368	12,100	850,000	372	17,800	1,630,000
ダイコン	559	22,500	800,000	566	30,100	1,140,000
セロリ	28	1,200	760,000	46	1,980	330,000
レタス	117	1,260		95	1,410	480,000
カリフラワー	138	1,720	880,000	232	3,840	660,000
酪農	2,312頭	9,900		2,346	10,112	1,127,000
肉用牛	3,174	2,500頭	650,000	7,215	5,700頭	1,253,000
豚	41,152	78,000	2,800,000	57,850	110,000	4,921,000
ニワトリ	506,144羽	7,500 t	1,950,000	540,000	8,100 t	2,444,630
計			9,470,000			15,025,630

### 3. 農村環境の整備

昭和40年代の後半頃からの高度経済成長に伴って、農村の生活様式も都市化され、家庭雑排水の増加により水質汚濁が問題化して農業経営を圧迫するようになつた。一方、モーターリゼーションの波は静かな農村地帯へも押し寄せ、大きく営農形態を変え、狭小な道路によって生産活動にも支障をきたすようになり、また車両の

交通量増加により、子供達の遊び場さえも奪われる状況となってきた。農村地域において、長期的観点に立ち、都市に比べて遅れている環境を如何に改善するか模索している最中、農村総合整備モデル事業が発足することを聞き、第1期生として要望し採択されたことにより、田原町全集落55のうち50の集落の道路整備や村づくりの推進の場である集落センターの整備、農村公園の整備がされつつあり、魅力ある農業と心豊かな村づくりが着実に推進されている。

一方、集落内の家庭雑排水及び糞尿処理については、昭和51年度町内55集落の環境整備（農村下水）の意識調査を行い、町における環境整備の長期計画を作成すると共に、住民の意志・要望を受けて、環境整備の先駆として農村基盤総合整備事業（ミニ特例）を六連地区において昭和52年度～55年度にわたり実施した。この六連地区では、事業完了により、従来各所で実施していた汲み取り、水洗便所においての自家処理槽の法定検査及び機能検査等の手間がなくなり、地域住民は完備された排水設備により改善された環境を十分満喫しており、事業を通じ自らの考えを中心に、自らの環境を改善したことにより、地域全体が誇りを持ち完成の喜びが聞こえる今日この頃である。

この声は他地区にも当然波及し、農村の環境整備早期実現を望む結果となった。すなわちこの環境整備のための農業集落排水事業着工地区は、3地区（白谷、吉胡、片浜）となり、残り51集落において、早期環境改善（農業集落排水事業）の声が日増しに高まっている現況である。この声に対応し、町では他の集落総てにおいて、環境改善を実施し、農村における立ち遅れた生活環境を改善して、地方の時代と言われる80年代、住民福祉の増進、豊かで住みよい地域作りを図り、農村地域の社会の発展のため努力しているところである。

#### 4. 下水道の整備された六連地区 (供用開始昭和54年10月)

##### (1) 着手前の状況

本町の南東部に位置し、夏作はスイカ、プリンスメロン、冬作はキャベツ、大根を主生産とした畑作地帯であり、農家1戸当たりの耕地保有面積約1.4haである。自家水洗便所普及率は30%で、他のものはバキュームカーによる汲み取り。また雨水・家庭雑排水は住宅周囲の道路側溝、水路へたれ流しの状態であった。この為、下流地域への水質汚濁につながり、悪臭、蚊、ハエの発生源となっていた。

##### (2) 計画の概要

###### ア. 管渠

排水方式 自然流下方式

管路 管路は道路の下に原則として通し、污水樹は基準により設け、取付管によって接続した。

総延長 6,565m

主管渠 計画時間最大汚水量に基づいて管径をきめた。硬質塩化ビニール管( $\phi 200\text{m/m}$ ,  $\phi 150\text{m/m}$ )を使用。

流量計算はマンニング公式を採用、土被り1.20m以上を原則とした。

取付管 下水道用硬質塩化ビニール管 $\phi 100\text{m/m}$ を使用。

マンホール 合流点、勾配変化点、屈曲点及び管径の変化する箇所に設ける。全体298箇所。

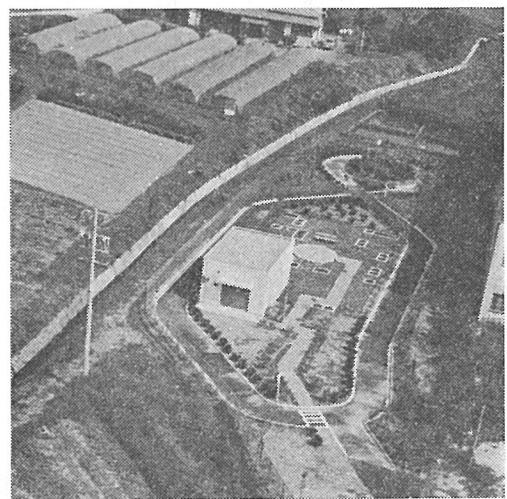
排水設備 受益者が負担する分であるが、塩化ビニール管 $\phi 100\text{m/m}$ を各集落ごと一括して業者と契約し配管工事を実施。

##### イ. 処理施設

過去の人口動態（昭和39～51年）の調査を実施、計画人口700人とする。また、本地区内に畜産農家が含まれており、この乳牛60頭分の糞尿及び家庭雑排水を合併処理するもので、土壤式接触循環ばっ気法とし、1ヶ所建設する。

処理方法の選定にあたって

① 処理場用地の確保、又放流先の関係から処理施設



農村の景観にマッチさせ緑も多く敷地の有効利用を図った処理施設

が集落付近に設置を余儀なくされることから二次公害の発生がないもの。

- ② 農村のイメージに合ったもので上部の有効利用のはかれるもの。
- ③ 気候の変化（温度差）に対して年間処理効率の安定しているもの。
- ④ 維持管理が容易で住民の手によって行い得る程度の簡易性が必要で、特殊な高度技術や操作を必要としないこと。
- ⑤ 放流水質を十分満足すること。

⑥ 汚泥の発生が少なく、農地還元が容易であることこれらの条件を考慮し検討した結果、コミュニティ化の進んだ本地区の特徴を生かし、行政主体でなく、地域が主体で率先して進めることにより、農村としての美観を損なわない施設ということで、処理施設用地を住民の憩いの場所に広く使用できる合理的な施設の建設が可能な土壤式循環接触ばつ気法は、確かに上記の条件を満足するものとして採用に踏み切った。

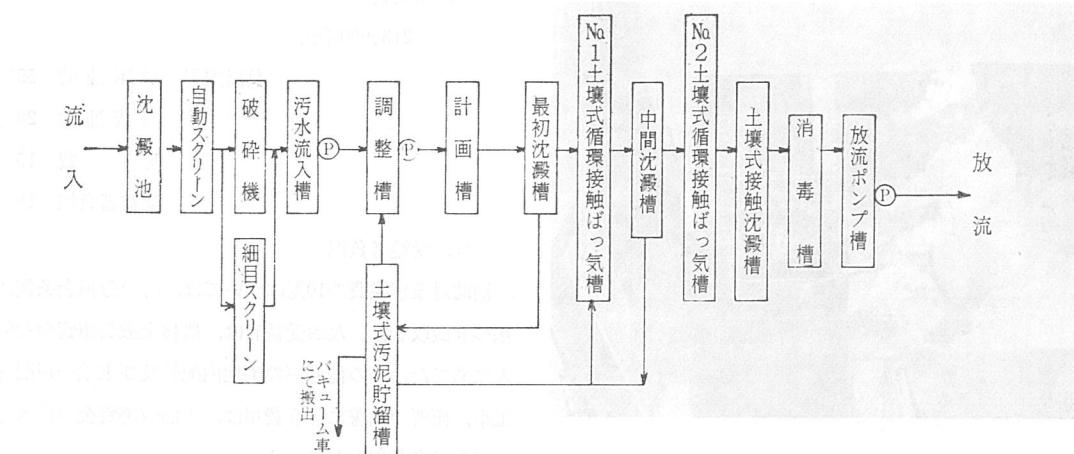
#### ウ. 排水排除方式 分流式

当地区のように既設水路網の発達した地域では合流式にする利点は少ないため分流式とした。

#### エ. 計画汚水量

生活汚水量の基準となる水道使用量の記録が計画区域内及び近隣地区にないため、構造改善局編、農業集落排水施設整備事業計画指針案及び愛知県農地林務部耕地課編、家庭排水施設（技術基準）の指導指針による。

#### ク. 処理フローシート



① 一般家庭汚水  
一人一日最大汚水量 300ℓ

② 家畜汚水  
一頭一日最大汚水量 200ℓ

③ 地下水量  
50ℓ

④ 計画日最大汚水量  
 $(300\ell/\text{人日} + 300\ell \times 0.10) \times 700\text{人} + (200\ell/\text{頭日} + 200\ell \times 0.10) \times 60\text{頭} = 244.2\text{m}^3/\text{日}$

#### オ. 流入水質

BOD 220 PPM

SS 260 PPM

#### カ. 汚水の処理目標

BOD 20 PPM

SS 30 PPM

pH 5.8~8.6

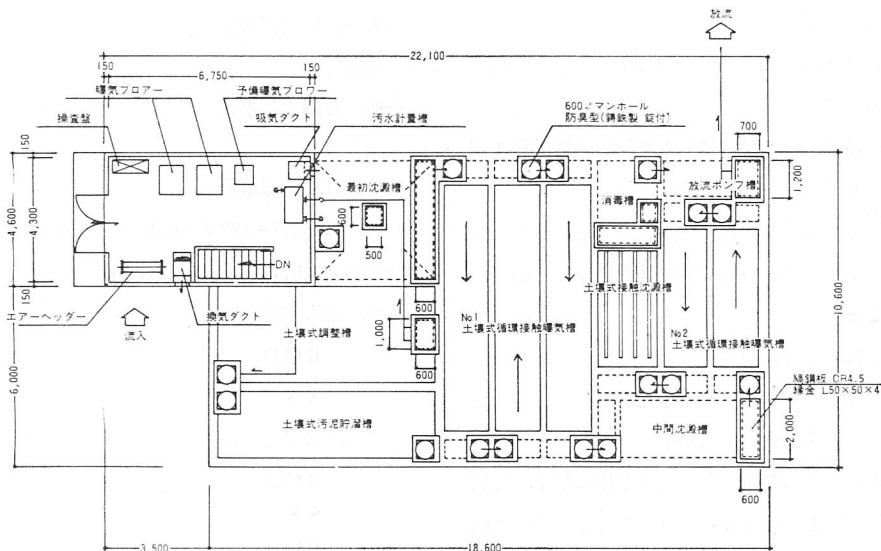
#### キ. 余剰汚泥

年2回パキューム車によって搬出し、畑地還元処分を実施している。

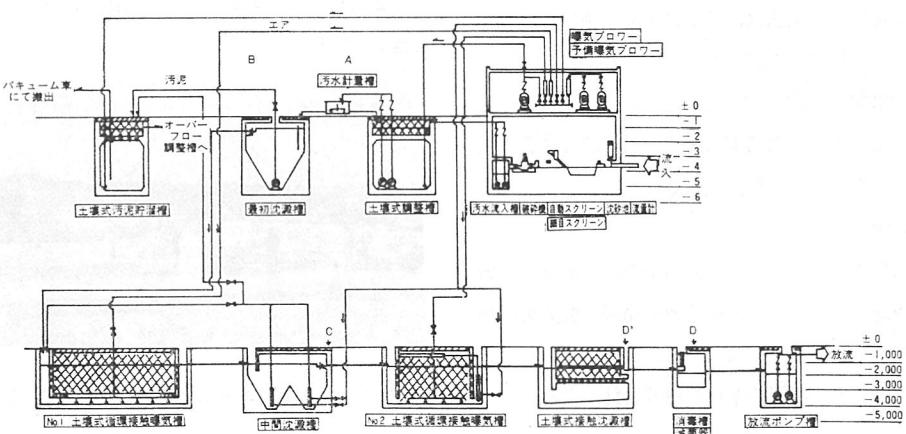


パキューム車による汚泥の畑地還元

処理施設平面図



処理施設系統図



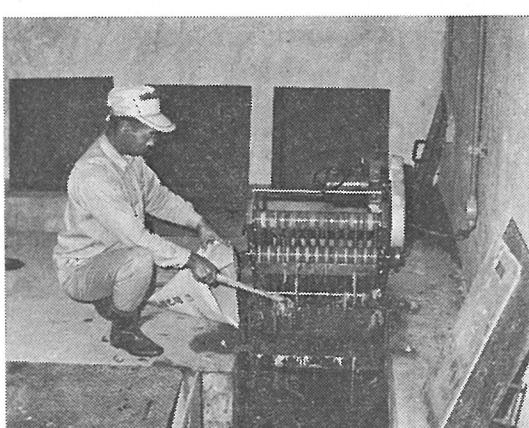
#### ケ. 事業費

213,000千円

負担内訳	国庫補助	55%
	県費補助	20%
	町 費	15%
	受益者負担	10%

#### コ. 受益者負担

補助対象事業費の10%については、町の分担金条例に基づき徴収した。なお受益者は、農林金融公庫資金を借入にあてた。その他各戸の宅地内配管及び末端一戸配管工事、便所の改善に伴う費用は、生活改善資金の借入等して受益者負担としている。



粗大ゴミ撤去状況（六連処理場）

#### サ. 便所の水洗化

各個人の責任において供用開始後3年を目標に改善している。

#### シ. 施設の維持管理

受益者で組織している処理組合と町が維持管理委託契約を締結し、処理組合で管理運営している。

町としても可能な限りの世話をしているが、処理組合で規約に基づき施設の維持管理から料金徴収、支出に至るいっさいの業務を行っている。町、地元ともども、この集落組織による管理体制はすばらしいものと自負しているが、その一例を紹介すると、六連地区は、自動スクリーンで取り除かれた汚水中の粗大ゴミ等については、組合員全員が当番制で1日1回の輪番で清掃を実施している。これは、町の指導で行っているのではなく「自分の後始末は自分でする」という意識のもとに実施されているものであり、維持管理の面では、重要なことであるとともに、町民の公共的施設を大切にするという気風を改めて評価したいと思っている。

次に処理施設の維持管理費については、電気料、消毒薬品代、管理委託料等は、受益者負担とし、1戸当たり平等割で徴収している。なお、牛については、15頭で1戸分として、月1戸当たり1,700円を徴収している。これら年間維持管理費の半分を町より補助している。

#### ス. 放流水質について

水質調査は専門業者に処理組合から委託して実施しているが、今日まで、4年半余にわたる調査の結果、この平均値で、BOD 8~13 ppm, SS 6~12 ppmであり、水温は本施設が土壤下にあるため、比較的安定している。

### 5. 地域農業の振興と担い手の育成

全国でも有数の畜産、園芸の施設型農業の产地として育ってきた田原町の農業振興の道も決して安いものではない。豊川用水の開設を機にまず取り組んだのは近代農業に対応し得る土地条件の整備であり、県営ほ場整備事業等によりほ場を整備し30ha区画による大型機械化体系の確立をするとともに、用排水路の完備により田畠輪換を可能にした。これが基礎となって、水田再編対策による集団転作の実施、農作業や農地の受委託が促進され、一方では畜産（養豚、肉牛、酪農）、施設園芸（菊、カーネーション、メロン等）の労働集約型の農業が展開されてきたのである。又、後継者に希望を与える条件づくりとしては、生産基盤整備を始めとする生産環境整備の充実を図ることと合せ、青年、婦人グループの活動を通じて健康増進やコミュニティ活動の充実を図り、農業振興を核とした豊かな村づくりが若者の定着につながるものと考えるものである。

### 6. 終りに

本町は古くから城下町として、渥美半島の経済文化の中心として栄え、温暖な気候と恵まれた自然環境の中にあって、基盤整備の進んだ高生産性農業地帯としての特色を持ち、町全体が国定公園区域内に存在する。更に近年三河湾臨海造成地への企業進出により、農業と古都の町から新たに工業を含む一大生産の場へと転換の時を迎えており、この傾向を背景にして「緑と太陽のあふれる豊かな都市」をキャッチフレーズに、農・工・商の調和ある発展をはかり、活力ある産業都市として豊かで住み良い生活環境づくりに努め、温かみのある充実した町づくりに努力していくきたい。

## 事務局通信

第3次土地改良長期計画で農村計画・農村整備は5本柱の一つに位置づけられています。また、今国会での土地改良法・農振法の改正によって内容・実施手法ともに一層の充実がはかられました。部会の活動も飛躍が求められているといえましょう。

ところで、昭和58年度より新事務局のもとで研修集会等の事業を進めてきましたが、不慣れのため、時間・労力等を要したうえに何かと皆様に御迷惑をおかけしたことと思います。

昭和58年度の研修集会は北海道庁をはじめ関係各位の大変な御協力を得て、予想以上の盛会となりました。

また本年度は愛知県・東海農政局等の精力的な御支援・御協力のもとに、豊橋市にて開催のはこびとなりました。

8月には農業土木学会講演会の際に、総会および討論集会を予定していますので、皆様の御参加をお願いします。

以下に本年の総会資料を兼ねて活動状況および今後の方針を示します。

### 昭和59年度農村計画研究部会総会資料

#### 1. 昭和58年度活動報告（案）

##### ① 第5回現地研修集会の開催

7月27日～29日 北海道帯広市

テーマ 「水質保全と集落排水」

参加者 研修集会： 363人

現地見学会： Aコース 140人

Bコース 95人

Cコース 30人

懇親会： 193人

##### ④ 昭和58年度活動広報

昭和57・58年両年度活動報告

農業土木学会誌52(3)掲載 (1984.3)

農村計画研究部会の機関紹介

農村計画学会誌2(2)掲載 (1983.9)

#### 2. 昭和58年度収支決算（案）

(収入)

前年度繰越金

256,896

現地研修会費繰入金	194,736
交付金	100,000
雑収入	33,928
合 計	585,560

(1) 昭和59年度農土学会農村計画部門報告をめぐる討論  
 (2) 土地改良法等改正と農村計画  
 話題提供：農水省構造改善局計画部事業計画課

(支 出)

会議費	33,770
事務費	179,980
次年度繰越金	371,810
合 計	585,560

3. 昭和59年度事業計画（案）

- ① 第6回現地研修集会の開催  
 昭和59年7月26～27日、愛知県豊橋市  
 テーマ「土地改良の新しい展開を求めて」  
 農村計画学会 協賛  
 （内容は本誌掲載）

4. 昭和59年度予算（案）

(取 入)

前年度繰越金	371,810
交付金	100,000
雑収入	28,190
合 計	500,000

(支 出)

集会費	50,000
会議費	50,000
事務費	150,000
予備費	250,000
合 計	500,000

- ② 研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol. 13, No. 1 (No. 31)

印刷部数 650部

（今年度より農村計画学会への配布は中止する）

5. 役員人事

役員の交代 ○近藤勝英（農林水産省）

→辻 誠一（同上） 異動

○藤井 敏（日本農業土木総合研究所）

→未定 異動

○その他

- ③ 総会及び討論集会

昭和59年8月24日 宮城県仙台市

総会

(1) 昭和58年度活動報告及び会計報告

(2) 昭和59年度事業計画及び予算案

(3) 役員人事

(4) その他

討論集会

以下の内容を予定

6. 計 報

本部会の学術交流委員長を昭和54年より57年まで勤められた、農村計画学会設立に尽力された東京大学農学部竹中肇教授が、昭和59年5月14日御逝去されました。つぶしんで哀悼の意を表します。なお葬儀は5月25日青山葬儀所にてとり行われました。

## 編集後記

本部会誌編集にあたり、愛知県耕地課には大変な御助力を頂きました。

今回は、三重大学の水谷先生に現地担当幹事をお願いして、愛知県と共同で編集等についてお手伝いを頂きました。

部会誌をテキストと兼ねて発行するところから、広告等の収入が大変重要となっております。東海地区をはじめ各地の関連諸団体会社等から御協力を頂き大変助けとなりました。

なお、年度末や異動等の時期と重なる御多忙な折に、講演原稿等かなりの無理をお願いした講師の方もおられましたが、快く御協力を頂くことができ事務局として大変有難く思っております。

農村計画等の事業制度が整備され、農村計画・農村整備の内容の充実が求められている折から農業土木学の立場に立った研究の進展は重要性を増しております。本部会の活動の一層の活性化がはかられなければなりません。

(今井記)

# 祝

## 第6回農村計画研究部会現地研修会

## 愛知県農業土木測量設計技術研究会

会社名	代表者氏名	所在地	電話 <市外>
葵測量設計株	高津要次郎	〒444 岡崎市吹矢町73	〈0564〉 22-7058
アローコンサルタント株	小川隆三	〒462 名古屋市北区如意三丁目62	〈052〉 901-7050
協和調査設計株	佐野鏗爾	〒461 名古屋市東区葵一丁目7-1 タジマビル内	〈052〉 937-8066
株三祐コンサルタント	久野彦一	〒460 名古屋市中区錦二丁目15-22	〈052〉 201-8761
株全圏コンサルタント	宮本三郎	〒460 名古屋市中区丸の内一丁目 11-29	〈052〉 231-2215
太栄コンサルタント株	磯貝久弥	〒460 名古屋市中区千代田三丁目 26-18	〈052〉 332-3355
拓工設計株	青木和芳	〒460 名古屋市西区那古野一丁目 17-18	〈052〉 563-4114
株東海開発調査設計	鈴木貞夫	〒445 西尾市寄住町洲田25-1	〈05635〉 6-2274
株日本水工コンサルタント 名古屋事務所	井戸隆弥	〒460 名古屋市中村区太閤一丁目 20-13	〈052〉 451-2391
若鈴コンサルタント株	前田実	〒452 名古屋市西区歌里町349	〈052〉 501-1361

# 祝

会員登録更会現地研修集会開催記念

## 第6回農村計画研究部会現地研修集会

### 愛知県土地改良事業団体連合会

会長 吉川 博

副会長 柿原 春次

副会長 久保田 英夫

副会長 杉浦 喜市

代表監事 水谷 敏之

参事・事務局長 天池 正

〒451 名古屋市西区上更通二丁目21番地

TEL (052)583-4101(代表)

祝

会員登録申込書

## 第6回農村計画研究部会現地研修集会

## 愛知県農業土木研究会連絡協議会

〒451 名古屋市西区浅間二丁目3番3号  
(鬼頭ビル3階)  
TEL (052)561-1886

名古屋土地改良技術研究会  
一宮土地改良事業研究会  
海部地方農業土木研究会  
知多農業土木研究会  
岡崎地区農業土木研究会  
西尾幡豆農業土木研究会  
豊田農業土木研究会  
東三農業土木研究会

# 名古屋土地改良技術研究会

事務所所在地 〒464 名古屋市千種区北千種町180-3  
(中部土木(株)内)  
TEL (052) 721-5511

# 一宮土地改良事業研究会

事務所所在地 〒491 一宮市大字浅野字西大土105-1  
TEL (0586) 76-4511

# 海部地方農業土木研究会

事務所所在地 〒496 津島市藤里町1の5の1  
TEL (0567)26-3017

# 知多農業土木研究会

事務所所在地 〒475 半田市雁宿町2の20  
TEL (0569) 21-0769

# 祝

## 第6回 農村計画研究部会現地研修集会

### 土地改良建設協会 東海支部

支部長 長野恒保

副支部長 田中正守

〃 岡部正嗣

事務局 名古屋市中区丸の内2-13-8

村上ビル4F・C

TEL (052) 203-1996

# 祝

## 第6回 農村計画研究部会現地研修集会

### 農業土木事業協会 東海支部

支部長 榎原高男

副支部長 前田実

〃 岡田茂

〃 難波巖

事務局 名古屋市中区錦2-20-20

大和生命ビル

TEL (052) 582-0679

## 21世紀の農業土木を創造する総合コンサルタント

誠実・敏速

調査・測量・計画・設計・地質調査・施工監理



### 若鈴コンサルタンツ株式会社

本 社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL <052>	501-1361
		FAX <052>	502-1628
東京支店	東京都豊島区西池袋2-30-10渡部ビル3F	TEL <03>	981-4136
		FAX <03>	980-2754
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL <0592>	26-4101
関西支店	(京都市中京区東洞院竹屋町下ル三本木5丁目470(竹屋町法曹ビル)	TEL <075>	211-5408
		FAX <075>	241-3710
東北支店	仙台市本町3丁目7-2(仙台法経学園ビル3F)	TEL <0222>	65-6951
		FAX <0222>	25-5280
熊本営業所	熊本市健軍町3391-2	TEL <0963>	65-1360
岡山出張所	玉野市宇野4丁目25-24	TEL <0863>	32-4458
北陸出張所	金沢市横川町3-183(岡田商会内)	TEL <0762>	41-2494

これから農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

(農村の整備は集落排水から)

### 株式会社 新農村開発センター

取締役社長 井 元 光 一

顧 問 壱 岐 国 男

本 社	東京都渋谷区広尾1丁目7-7(広尾マンション2F)
	〒150 TEL 03-409-2521
京 都	京都市下京区五条通室町東入大黒町木村ビル
出張所	〒600 TEL 075-371-8415
名古屋	名古屋市南区白水町36
出張所	〒457 TEL 052-612-4516
九 州	熊本市水前寺6-44-26松窪ビル2F
出張所	〒862 TEL 0963-82-6425

# 農村開発戦略の調査と企画

本財団は、わが国における農村の開発整備を推進するためのシンクタンクとして主に次のような事業を行なっている。

- (1) 国内及び海外の農村地域開発整備に関する調査研究
- (2) 農村地域の開発整備事業の企画立案
- (3) 農村整備に関する調査研究及び事業の企画立案の受託

主な刊行物 { 研究誌「農村工学研究」  
                  普及誌「新しい農村計画」

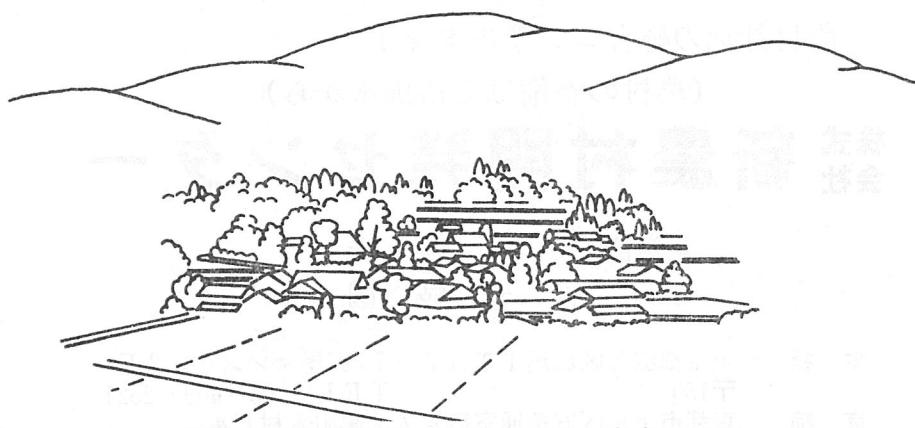
財団  
法人 農村開発企画委員会

東京都千代田区神田駿河台1の2 馬事畜産会館

TEL. 294-8721(代表) 〒101

## 21世紀の農村環境を企画する

—農業土木・農村計画・集落排水の総合コンサルタント—



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡

(N) 内外エンジニアリング株式会社

本社 〒601 京都市南区久世中久世町2丁目103

TEL 075-933-5111(代)

## 農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和58年8月24日改正)

### 名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

### 目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

### 事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

### 所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

### 役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

### 総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

### 役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

### 経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかう。

### 入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

### 事務局

10. この部会の事務局は、茨城県筑波郡谷田部町観音台2-1-2 農林水産省農業土木試験場農地整備部地域計画研究室内におく。

1984年7月1日 印刷

1984年7月10日 発行

編 集・農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県筑波郡谷田部町観音台2の1の2

農林水産省農業土木試験場

農地整備部 地域計画研究室内

TEL 02975-6-7548

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

発 行・財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-492-2987(代)

# JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol. 13-1 No. 31

1984. 7

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Land Improvement, Laboratory of Rural Planning

1-2, Kannondai, 2-Chome, Yatabe-Machi, Tsukuba-Gun  
Ibaraki, 305 JAPAN